

平成27年第6回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	13	成瀬恵津子	1. 公共施設の老朽化と今後の管理について 2. いじめに対する町の取り組み	2
2	3	向山 光	1. 辰野病院の経営改革と町内の医療体制の確保について 2. 子育て支援に関する施策について 3. 上野川上流域における大規模太陽光発電計画について	13
3	2	根橋 俊夫	1. 安全保障関連法案について 2. 県が定める保険医療計画における上伊那医療圏の基準病床数の削減について 3. 介護保険改訂後の介護保険事業について	26
4	1	岩田 清	1. 地方創生戦略の考え方と町活性化の具体的アイデアについて 2. 教育問題について	42
5	7	篠平 良平	1. 選挙権18歳引き下げに伴う町の取り組みについて 2. マイナンバー制度の安全運用について	57
6	11	熊谷 久司	1. 町の自主財源について 2. 子育て環境の充実について 3. 空き家バンク運用状況について 4. 消火設備の充実について 5. 辰野病院の経営改善について	72
7	8	小澤 睦美	1. 教育行政について 2. 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて 3. 辰野町第五次総合計画後期基本計画 地域計画(川島区)について	84

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	12	垣内 彰	1. 第67回ほたる祭りについて 2. 人事について 3. 城前桜並木について	99
9	9	瀬戸 純	1. 平和行政について 2. 障がい者支援について	113
10	10	宇治 徳庚	1. 町内の鉄道(JR駅等)の現状と地域とともにあるインフラの活性化策について	127
11	6	堀内 武男	1. 教育行政改革推進について 2. 飲料水の安全確保について	138
12	4	中谷 道文	1. 観光事業の取り組み強化で、元気なまちづくりを	154
13	5	山寺はる美	1. 有害鳥獣のシカ肉を町の特産品に活用できないか 2. 町の最大の観光資源であるホタルの減少について 3. 両小野小学校学童クラブの交付金について	167

平成27年第6回辰野町議会定例会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成27年9月8日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第7番 篠平 良平

議席 第8番 小澤 睦美

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。お盆前の猛暑続きから一転、台風と秋雨前線による連日の長雨にうんざりしている昨今ですが、秋晴れの眩しい太陽が恋しく思われる毎日があります。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。本日より2日間にわたり一般質問となります。どうぞよろしく申し上げます。

定足数に達しておりますので第6回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。2日正午までに通告がありました、一般質問通告者13人全員に対して質問を許可いたします。質問、答弁を含めて一人50分以内として進行してまいります。また町長等に反問権を許可いたしますのでご協力のほど、お願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	13番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	2番	議席	3番	向山	光	議員
質問順位	3番	議席	2番	根橋	俊夫	議員
質問順位	4番	議席	1番	岩田	清	議員
質問順位	5番	議席	7番	篠平	良平	議員
質問順位	6番	議席	11番	熊谷	久司	議員
質問順位	7番	議席	8番	小澤	睦美	議員
質問順位	8番	議席	12番	垣内	彰	議員
質問順位	9番	議席	9番	瀬戸	純	議員
質問順位	10番	議席	10番	宇治	徳庚	議員
質問順位	11番	議席	6番	堀内	武男	議員
質問順位	12番	議席	4番	中谷	道文	議員
質問順位	13番	議席	5番	山寺	はる美	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席13番、成瀬恵津子議員。

【質問順位1番 議席13番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（13番）

私が議員になりましてからの一般質問、今回で50回目となります。初めての一般質問の時と今回50回目となる今回も、緊張感は全く同じですごく緊張しておりますが、頑張って質問させていただきます。それでは通告に従いまして、2項目について質問させ

ていただきます。はじめに1項目めでありますが、公共施設の老朽化と今後の管理について質問させていただきます。公共施設の老朽化と人口減少における施設利用の見直しについては、どの地方自治体も大きな課題となっております。国から示された「公共施設等総合管理計画」の策定からも各自治体で公共施設に関する全体的な把握と個別の状況把握は急務となっており、固定資産台帳の見直し整備も必要となったことから、今後老朽化が進んでいる公共施設等をどうしていくか大変重要となってきます。町の公共施設関係の老朽化につきましては、耐震補強工事がほぼ100%完了となっておりますが、公共施設・町営住宅の今後の管理につきましては大きな課題であると考えます。そこで、何点か質問いたします。はじめに、辰野町の公共施設で大規模改修を目安とする築30年以上の施設数をお聞きいたします。

○町長

50回目の質問だということで、大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。それでは成瀬議員の一般質問、公共施設の老朽化の関係で答弁をさせていただきたいと思っております。30年以上の施設ということでもありますけれども、公共施設は学校施設、保育園、体育館、武道館などのスポーツ施設だとか、町営住宅、教員住宅、また公民館などその用途は非常に多数になっております。まだ、公共施設で土の中に埋まっているものもありますし、いろいろあるわけではありますけれども、一応30年という施設数につきましては183施設ということで、建物がカウントされています。そのうち、築30年以上の施設というふうになりますと78施設というふうにかウントされておるところであります。まだまだ質問もあるかと思っておりますけれども、今おっしゃられたように、いろいろなものが、昔は鉄筋コンクリート60年というふうに言われておりました。ずっとそのようなことでもって目安を付けてきたんですけれども、今、もっとそれが49年だとか、短い期間で耐用年数というようなこともあるわけでありまして、なかなか造ったものがすぐ傷んできてしまう、投資したものが回収もできないうちに、なってしまったりとか、すぐ補修をしなければいけない、延命化、計らなきゃいけない、そんなようなことでありまして今言われたような、総合管理計画を作成することによって、分かりやすく管理ができる。そういうふうな形の中だろう、こんなふうだと思います。以上であります。

○成瀬（13番）

今の町長の答弁で30年、築30年の施設は78施設と答弁をいただきましたが、その中で老朽化が進み改修が急務な施設、また取り壊しを考えていかなければならない施設とい

うのは大体どのくらいありますでしょうか、お聞きいたします。

○町 長

それでは、例えばですね使命を終えたような古い町営住宅だとか、上野荘だとか、樋口の前の保育園だとか、ああいったものもありますので、どういうふうな用途を持って使命が、じゃあもう終わったものでも跡利用ができてくかって、こんなふうなことでも変わっていきますので、一応その財産の部分について並べてみるって言うんですかね、一応、作ってみる。そういうことになりますと、まだいくつあるっていうような数はまだ未定だと、こんなふうに思っています。全体から見れば78施設、カウントできても、じゃあこれについては、あといくつがやらなきゃいけないっていうことは、今のところはっきりカウントできないんじゃないかと、こんなふうに思っています。そういったことを含めて管理計画を作っていかなきゃいけないと、こういうことになるかと思えます。以上です。

○成瀬（13番）

はい、分かりました。昨年から実施しています固定資産台帳の見直し整備につきましては、膨大な量であり、整備にも大変な時間を費やすと思えますが、この固定資産台帳がどのように見直し整備が進められているか、また今後のスケジュールについてお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

町が保有しています全ての固定資産につきまして取得から、改修の経緯も含めて除却、売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿を現在作成をしているところであります。固定資産台帳は29年度までに導入予定の新公会計制度と連動しました台帳の整備を進めて、今います。従来 of 公有財産台帳というのは位置と面積と、建物の場合でしたら構造ですね、そういったものを主として管理してきましたが、今回の台帳におきましては金額の情報ですね、取得価格や改修費用、原価償却も管理する台帳として今、整備をしております。現在の地方公共団体の会計は単式簿記と言われているもので歳入と歳出という単純なものですけど、この次に出てきます新公会計制度を導入した会計では、この財産目録と借金の明細も含めた民間企業の複式簿記に相当する会計への移行を今、移行ということで準備をしているわけでありまして、平成26年度から整備に着手いたしまして、台帳整備業務を今、外部に委託しまして整備を進めております。今年度中には完了の見込みで今、実施を行ってまます。土地が1万384筆、建物が183施

設のほか、道路、橋梁、公園、水路、その他工作物、立木、物品、有価証券の方を今、整備をしております。以上であります。

○成瀬（13番）

はい、分かりました。国から示されております公共施設等総合管理計画の策定につきましては、辰野町はこれから作成を進めていくとお聞きしておりますが、策定にあたっては施設の統合か、また再編等、今後のあり方を考えていかなければならない時がきていると思います。このことについて町の考えをお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

町では町民サービスや多様化する町民ニーズに対応するために、学校、町営住宅、集会施設、福祉施設など多くの公共施設を整備してきました。しかし、これらの施設の多くが昭和40年代から平成の初期にかけて建設されておまして、半数近くの施設が築30年を超えています。今後、老朽化に伴う改修、更新のコストの増加は避けられない状況となっておりますし、現時点でも毎年、施設の維持補修費の方は増加しています。ちなみに平成24年度の決算では維持補修費は3,469万8,000円。これが平成25年度になりますと4,506万2,000円。平成26年度には5,199万1,000円と毎年、増加しているのが現状であります。少子高齢化に伴う社会保障関係経費は年々増加することが予想されますし、これから人口減少が本格的に進む中、町税の伸びが期待できない中で、公共施設の管理が重なる時期が来ると思われております。公共施設等総合管理計画とはこのような背景の中、今ある施設を全て直して後世に残していくというのではなくて、適正な維持管理により長寿命化を推進して残していく施設は何か。また、施設の集約化、多機能化はできないか。施設の廃止、売却ができないか。民間活力の導入はできないかなど公共施設等の管理に関する基本的な考え方をまとめた長期計画として策定をする予定であります。計画期間は10年以上とされておまして長期的な視点での公共施設の適正配置、維持、管理、改修コストの縮減、平準化を図っていきたいと思っております。また、総合管理計画に基づく施設の除却に対しましては、地方債の特例措置、充当率が75%でこれに対しての交付税の措置はございませんが、平成26年度に創設されておりますので取り壊しの費用に、一時にかかる費用についてはこういったものも利用ができるというような形になっております。国は平成28年度までに策定することを求めていますけれど、固定資産台帳の整備を経た後に策定に着手することが通例となっておりますので、町の方も今、そういった形でもって進めていきたいと思っております。公共施設の老朽化

対応は喫緊の課題であることから、当町では既に情報収集に着手いたしまして策定作業をこの固定資産台帳の整備と並行して行い、早ければ今年度中、遅くても平成28年度の当初には策定を終えたいと考えております。以上であります。

○成瀬（13番）

先ほど、私、初めの方に築30年の施設の数をお聞きしましたが、この公共施設等の総合管理計画の中では、やはり築30年の施設に関しては考えていかなければいけないということは重要課題の1つになりますでしょうか。

○まちづくり政策課長

公共施設の総合管理計画におきましては、辰野町にある施設全てについて今後の方向性を検討していきますので、築30年以上のものに対しましても、もちろん該当いたします。以上であります。

○成瀬（13番）

今、答弁をいただきましたが今後、公共施設のあり方に関しましては、人口減少がますます進む時代でありまして、現在ある施設の統廃合や施設機能の集約化、また複合化を行い、施設の数をも人口数に合った適正な規模にしていく。また、その施設を防災拠点としての機能として高め、災害時の避難場所として維持管理していくことも重要と考えていかなければいけないと思いますが、この点についてはどうお考えかお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

議員のおっしゃるとおりで特に防災面ですね、防災面については、当初の目的で建てた施設についても活用していかなければいけませんし、そういったところが今後検討する施設の集約化、また多機能化ですね、そういったものについても検討していきますので、そこらへんの中で方向性を出していければと思っております。以上であります。

○成瀬（13番）

今後の策定計画を進めるにあたりましては、身近な公共施設の廃止となる場合、やはり抵抗を感じる町民は多いと思います。何かをやる時は総論は賛成、しかし、各論は反対となる傾向が強くなるが多々あります。進めるには、まず町民アンケートを取り、考えを聞き、ニーズに応えながら理解をしていただくことが重要ではないでしょうか。例えば、公共施設の管理、あり方の見直し、人口減少を考慮した長寿命化、統廃合についての町民の考え。また優先的に維持すべきと考える施設は何か。また、削減しても良

いと考える施設は何かなど、いろいろな項目、何項目かにアンケート調査し、町民の合意を得られるよう進めるべきではないかと考えますが、町の考えをお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

町民アンケートについては、この計画を作るにあたって現在のところは考えていません。特に、施設の存続を問うアンケートとなりますと、例えば利用率が低い施設でも「できれば残してほしい」というような希望の答えが多く、結局その回答結果に縛られてしまう傾向があるのかなと思っています。今回の公共施設の総合管理計画では人口減少時代にその施設管理が本当にできるのか、重荷にならないかを観点に方向性を定めるものでありまして、施設の利用率だとか、施設の管理経費等も把握し、客観的にまずは将来の方向性を定めたいと思っています。計画が策定された時点では町民からの意見は伺いたいと思います。ただ、今お聞きしますと全体的な話の中で傾向をとというアンケートはどうかということですので、また計画を策定する中でこの計画を進行する中で町民の意識を把握するための事項だとか、どうしてもこういうことは抑えておきたいというようなところが出てきましたら、またそういったアンケートについて実施するかどうかは検討していきたいかなと思っています。以上です。

○成瀬（13番）

やはりアンケートを取っていくってということは大事だと思います。町民の皆さまの意見をお聞きしながら、ただ単に町だけの考えで進めていくってということではなく、町民の皆さまの意見もお聞きしながら、そういう意見を取り入れながら進めていくってことは、後々問題なんかもあんまり起きてこないでないかと思っていますので、ぜひアンケートを考えながら進めていただけたらと思います。この策定計画を進めるにあたりましては非常にご苦勞が多いと思いますが、辰野町の今の若い世代に何を残していくべきかを見極めながら進めることを要望いたしましてこの項目の質問は終わります。

次に2項目めの質問であります。いじめに対する町の取り組みについて質問いたします。文部科学省は都道府県教育委員会などから報告されていた、2014年度分のいじめ状況につきまして、再度見直しして報告をやり直すよう求める異例の通告を出しました。今年の7月、岩手県で起きた中学2年の男子生徒がいじめを苦に自殺した非常に悲しい問題では、学校側は生徒が3ヶ月間にわたってSOSを発し続けていたにも関わらず、いじめとして捉えず、報告していなかったと分かっております。被害者の辛さ、その思いを汲む人は周りにいなかったなのであります。都道府県の間でいじめに対しての認知の

差があり、実態を正確に反映しているとは考え難いと指摘されております。そこで質問いたします。辰野町としても、いじめ状況について再度見直し報告されていると思いますが、どのように報告がされたのか、報告の内容をお聞きいたします。

○教育長

ただ今の議員の質問にお答えをしたいと思います。議員言われるように痛ましい、岩手県の中学2年生男子の自死を受けて、文科省が8月の19日に平成26年度のいじめの認知に関する調査について再調査を全国の小中学校に行ったものでございます。今回の調査では指摘のように、従来の継続的というものから、初期段階のいじめ、あるいは極めて短期間のうちに解決したのももカウントするようという、こういう指示でございました。辰野町でも再調査した結果が8月末までに小中学校から上がってきております。それを見ますと、町内小中学校6校中5校、件数で7件のいじめの報告が上がってきております。ひやかしや、からかい、悪口、嫌なことを言われるなどですけれども、いずれも初期段階であって、短時間で解決され、今では全て解決済みとなっております。いじめのこの認知ですけれども、本人から担任への訴えが6件、それから本人は訴えなかったわけですけれども、担任が発見したものが1件ということになっております。以上です。

○成瀬（13番）

今、5校で7件あったということではありますが、全国でいじめにより自ら尊い命を絶つという悲しいニュースが後を絶たない中であります。学校側の対応の遅さ、またSOSを出しているのに事件が起きてから「知らなかった」とか、「気がつかなかった」といういじめに対しての捉え方の問題がその都度指摘されておりますが、こういう問題に対しまして教育長として、また辰野町で7件あった、でも本当に大事にならずに解決できたということではありますが、このような全国的で起きている問題に対して教育長はどのように考えて捉えているか、お聞きいたします。

○教育長

岩手県のこのいじめに関する自死の関係ですけれども、私たちは情報からしか、報道からしか情報が入らないわけですけれども、それにしましても1人の中学生が自ら命を絶たなければいけない。これは本当に重大なこととして受け止めております。私にも孫が4人おります。そのうちの1人は来年の4月に小学校へ上がりますので今回の学校において、いじめによって自殺をするということは、私にとってもこれ本当にいたたまれないものでございます。ご両親にしてみましたらね、誕生して今日までずっと毎日関わって

きた中での自ら命を絶つということですので本当にこれはショックなんだろうと、成長を楽しみにしていた親御さんに行ってみますとね、本当にいたたまれない気持ちなんだろうなと思っております。これがなぜ救えなかったのかという、こういうことにもなってくるわけですが、今さまざま指摘がされました。私もいろいろ考えられるんだろうと思っております。その1つとして私は一番は子どもの訴えなどの情報を担任一人が抱え込んでしまって、周囲に相談できなかったこと。それから、子どもの、ですからこの子どもの情報が、学校全体で共有されていなかったということが上げられるのではないかなと思っております。そしてまた、これは推測ですが、もしかするとその学校が抱えている組織的な課題もあったのかもしれないし、先生方の一人ひとりの姿勢、あるいはいじめに対するね認識にも、もしかすると課題があったのかもしれない。私は今回、辰野町の事例もこう含める中で考えた時によく言われますけれど、いじめのない学校が良い学校だ、こういうふうには思わない、だろうと思います。子ども同士のトラブルだとかいじめというのは、常に起こりうるものでございます。ですから私はいじめのない学校が良い学校でなくて、良い学校っていうのはそのトラブルだとかいじめなどの頻繁に起こる中で、素早く子どもとそれから先生方と一丸となって解決ができる、これが良い学校なんだろうと、こういうふうを考えるわけでございます。私はいじめを出さない学級が良い学級、あるいはいじめのない学校が良い学校という思いだとか、あるいはいじめを出した担任は指導力不足だというような見方が、もしかするとその学校にあったのではないかなと考えます。以上ですが。

○成瀬（13番）

今、教育長から丁寧な回答をいただきましたが、いじめにも今、本当にひどいいじめ、また本当にからかい程度のいじめ、いろいろないじめがありますが、今、いじめもいじめめる側が100%悪いと言われております。やはり大なり小なりいじめというものは、私にはあってはならないと思います。次に文部科学省は増加傾向にある不登校の子どもへの支援拡充を決めておりますが、家庭の事情や健康上等で学校へ行けない生徒のほかに、辰野町にいじめが原因で不登校になっている生徒はおりますか、お聞きいたします。

○教育長

今回の再調査では議員指摘のいじめが原因で不登校になったという児童生徒は一人もおりませんでした。今後、万が一いじめが原因で不登校になった児童生徒が出た場合には教育委員会が主体となって調査を行う場合も生じてまいります。

○成瀬（13番）

再度確認であります。不登校になっている子どもさんたちは、いじめ以外の原因で学校に来られないということでもありますでしょうか。

○教育長

はい。

○成瀬（13番）

はい、分かりました。このその学校へ来れないその理由という、その学校側の実態調査というのは、いじめが原因で来れないという子どもさんはゼロということで、それに関しては本当に良かったなあというふうに思います。普段から連絡帳っというのの先生と生徒のやり取りっというのの学校はきちんとやって、生徒の動きと生徒の今の思っている、そういうことはきちんと学校と、先生と生徒はやっているのでしょうか。

○教育長

議員の指摘のとおり、特に中学校では毎日、生活記録ノートという、いわゆるこれ日記帳でございますけれども、毎日朝、提出をしております。学級担任はそれを毎日見て何らかのコメントを入れて放課後返すということをしているわけですが、町内においては少なくとも毎日ではないわけですが、気になるものにつきましては学年主任、あるいは生徒指導主事、場合によっては教頭、校長に報告という形を取っております。それから月に1回、町の校長会があるわけですが、ここにおいては各学校、不登校って言いますかね、欠席が続いている児童生徒についての情報も必ず校長会の場でも出して共有するようになっております。以上です。

○成瀬（13番）

その校長会の中で、そういった問題に対する検討というものもやっているわけですかね。

○教育長

はい。

○成瀬（13番）

はい、分かりました。次の質問であります。辰野町総合教育会議を2回開催しておりますが、この教育大綱を決め、辰野町いじめ防止等のための基本方針を決めておりますが、この総合教育会議の大綱の内容、これからの取り組みについてお聞きいたします。

○町 長

それでは総合教育会議についてちょっとお話を申し上げたいとおもいます。平成27年のこの4月の1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、辰野町の教育の目標や基本的な町の教育行政の方針を定めるほか、町の教育課題について協議するための会議が開かれることになりました。町長と教育委員会とが情報の共有を図るために今、行われておるものでありまして、ともに町の教育行政に責任を持ち、教育の充実発展のために力を出し合うっていうことを期待がされているところでもあります。そういった中で町側がその会議を招集してってというような形になるわけでありまして、事務局としてはどちらでもってということでもありますので、町の場合には教育委員会に事務局を置いてと、そういうふうな形になってございます。開催しました内容等については教育長の方から申し上げたいと思います。

○教育長

それではお願いします。今年度は3回の開催を予定しております。議員指摘のように既に1回目は5月27日に開催し、町の教育施策とそれに伴う教育課題について協議をし、教育大綱の原案について町長より提案をいただき審議をいたしました。第2回目は8月12日に開催し、教育大綱を決定し、更に辰野町いじめ防止等のための基本方針を採択し、直面している教育課題についても協議をいたしました。第3回目はこれからになりますけれど10月から11月を予定しております。このほかに先ほど話があったように児童生徒に重大な事態が生じた場合には臨時で開催するということにもなっております。以上です。

○成瀬（13番）

この内容をお聞きして、このいじめ防止というのはこれから全国で起きている、このいじめに対して辰野町はどのように町として全国のそういう事件を例に挙げながら進めていく、そういう大綱と教育、今後の辰野町の教育に対しての大綱の中身ということで、再度確認しますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○教育長

先ほどもお話をしましたように第2回の総合教育会議において辰野町いじめ防止等のための基本方針を採択をいたしました。これでございますけれど、これからはこれに則って辰野町では取り組んでいくということになります。辰野町のこれからのじゃあ、具体的な取り組みはということですけど、基本としまして、いじめは絶対に許さないと、

いじめられてよい子どもは一人もいないと、私はたった一つのかげがえのない命を持っている。一度失われたら元に戻せない尊いものであると。これを根底に据えて学校とともに取り組んでいきたいと思えます。まず、いじめを起こさない。いじめが起きにくい学校づくり、という未然防止、これの徹底だと思っております。それに先ほども述べましたけれどやはり、今回の岩手県の事例を見ましても情報の共有を図ることが、いかに大事かということのを改めてこう教えられたわけですので、情報共有を図ることができる職員集団をつくるということが、やはり求められるんだろうと思えます。これから町あるいは町の教育委員会として各学校の取り組みも見ていくようになります。トラブルだとかいじめなどについても、議員指摘のように程度がございます。学校だけで解決が済むものもありますし、できないものもきっとあろうと思えます。その場合には教育委員会が主体となって、あるいは町で組織を立ち上げて調査に入るといったようなことも行う予定でございます。以上ですが。

○成瀬（13番）

先ほど教育長さんの方からもいろいろお話がありますが、今後いじめ問題が起きない学校にしていくためには、教育委員会としてどのように取り組み、先ほど取り組みのお話もお聞きしましたが、再度、取り組み対応していくことが最も辰野町の教育として大事か、考えをお聞きいたします。

○教育長

はい、未然防止が一番の策だということをお話をさせていただきました。じゃあ、具体的に何をすることが未然防止に一番ね、役に立つのかということですが、まず、1つ目に挙げられることは、日々の授業ですけれどこれをきちっと子どもたちに分かる、そういう授業を仕組むと。分かる授業を楽しい授業を仕組むということだろうと思えますし、それから2つ目は子ども同士の人間関係づくりだと思います。当然トラブルも起こりますけれど、それらを通して人間関係づくりを学ぶという、これも大きな教育の場だと、教育だと思っておりますので、それから後は生徒会、児童会というね、子どもたちの力も借りながら自分たちの学校から悲しい思いをしている子どもを出さないという、そういう取り組みをすることも大事だろうと思っております。以上ですが。

○成瀬（13番）

はい、分かりました。今後一層、相談窓口を強化いたしましてどんな小さなことでも相談に来れるような体制づくり、また、大人社会のアプローチ、大人の思いやり、また

親も教師もどんな小さなことでも自分の子どもや生徒に変化がありましたなら、それを見逃さない、また、早期解決に取り組み、先ほどから教育長が言われましていじめを未然に防ぐ、皆で温かな手を差し伸べて最高の教育環境を整えていく。これが最重要と考えます。このような辰野町の教育環境に更になっていくことを願ひまして、質問を終わります。以上です。

○議長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 3 番、向山光議員。

【質問順位 2 番 議席 3 番 向山 光 議員】

○向山（3 番）

今回私は、安心安全に関わる課題のうち、医療の確保と子育て支援、環境保全の 3 点について質問してまいります。辰野町では地方公営企業法が適用される 2 つの事業、つまり、上水道事業と病院事業を行っています。地方公営企業法は昭和 27 年に施行され、その後、昭和 41 年に地方公営企業会計制度が改正されていますが、このたび、それ以来実にほぼ半世紀ぶりに大幅な見直しが行われました。この見直しは大きく 3 つの内容であります。1 つは資本制度の見直し、2 つ目が会計基準の見直し、3 つ目が財務規定等の適用範囲の拡大であります。3 つ目の財務規定等の適用範囲の拡大については地方公共団体と意見交換しながら更に検討を進めていくということではありますが、注視していく必要があると思っております。26 年度はこのうち、2 つ目の会計基準の見直しによる初めての決算であります。変更点は、11 項目になると思いますが、大きな変更点は 1、借入資本金制度を廃止し、借入資本金としていた企業債等を負債に計上すること。2、補助金等によって取得した固定資産の償却において、みなし償却制度を廃止し、全て減価償却を計上すること。3、退職給与引当金等の引当を義務化することの 3 点であり、そのほか、キャッシュフロー計算書の作成が義務付けされているなどの変更があります。そこでまず要望ですが、これだけ大きな変更でありますので前年度との比較を行う上で従来の会計基準ではどのような形、値になるのか、そういったものをこれから始まる委員会審査に示していただければありがたいと思っております。上水道においては、小野簡水との統合があり、病院においては新築移転と旧病院の取り壊しがあつて、特に 26 年度決算は今までとの比較が難しくなっています。これは委員会に留まらず、住民の皆さん等に公開していく上でも分かるように注記のような扱いをすべきではなかったかと思ひます。さて、3 番目の退職給与引当金等については、辰野町では県の市町村総合事務組

合で共同処理をしており、これまでと変わらないと承知しております。しかし、これらの変更全般を見ると一般の民間企業の会計原則に近づけるため、と言われていますが、公営企業の理念、原則に対する配慮よりも、どうも経費、支出、負債の側を増やす、結果として従来よりも赤字を大きく見せる、赤字が膨らんでいるように見せる、更には公営企業切捨てる方向に進んでいるのではないかと危惧するわけであります。地方公営企業のあり方については、まず、最高法規である憲法では第二十五条で生存権として「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。そして、地方自治法では第一条の二で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めています。これらを受けて地方公営企業法では、経営の基本原則として第三条で「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とされています。これは自治体病院に限らず、上水道はもとより辰野町では地方公営企業法の適用を受けてはいませんが、下水道などさまざまな事業の経営の基本原則であると考えますが、町長のご所見を伺いたいと思います。

○町 長

向山議員にお答えをしてまいりたいと思います。地方公営企業の基本原則というふうなことで議員さんからご指摘をいただきましたが、まさにそのとおりであると、こんなふうに思っています。企業としての経済性の追求と公共目的の追求の両者の均衡の上に経営が成り立っている、こんなふうに思っております。独立採算制や、公共の福祉がこういったもの、求められているそういうことであろうかと思えます。そういった中でですね、近年施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少と公営企業を巡る経営環境が今、厳しさを増していると感じていますので、そういった面からも大変舵取りが難しいことになっているのではないかと、こんなふうに考えています。以上であります。

○向山（3番）

公共の福祉を増進するという公営企業の基本理念、ぜひ確認しておきたいと思えます。病院をはじめとして、地方公営企業は民間企業と違うところに存在意義があるわけでありまして、経済性を重視しながらも住民福祉の増進を目的としているわけであります。他会計繰入金や補助金として処理されているものも、単に赤字の補填というのではなく、この基本理念に基づいているものと考えべきであります。そのような中で、当然さま

ざまな企業努力もしていかななくてはならないわけでありまして、その一環であると理解していますが、病院機能評価の認定を受けたということでありまして、その意義と課題について簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○辰野病院事務長

病院機能評価は、公益財団法人、日本医療機能評価機構によって行われるもので、中立的な立場から病院が組織的に医療を提供するための基本的な機能が適切に実施されているかどうかを評価するものです。審査の結果、一定の水準に達していると認められた場合、認定となります。長野県内でも多数の病院が認定を受けており、この認定を受けることによって、職員も自信を持って医療を提供できると思っております。初めて受審するに当たり、1年半ほど準備を要しましたが職員一丸となって取り組んでまいりました。昨年12月の4日と5日の2日間受審しまして、今年5月1日に認定となりました。有効期間は5年間ですがその後、また受審して更新というふうになります。今後は認定されたら終わりではなく、これを期に更に医療の質の向上、病院理念に基づく医療提供を図っていきたいと思っております。以上です。

○向山（3番）

ただ今、説明もありましたが病院機能評価の認定を受けるには、全てのスタッフの努力、合意形成が必要で取り組みは大変であったかと思っております。しかしこれは既に、多くの病院で実施されているということでもあります。ようやくそういう意味ではスタートラインに並んだというところであるかと思っております。実際、これを維持していくには中間報告や更新も必要であり、まさにこれからどう実践し生かしていくかが問われているわけで、スタッフの皆さんの意識合わせが最も重要であると考えます。医療を巡る状況は医療費の増大や、介護の問題とも絡んで目まぐるしく変わっています。国は医療費の抑制に躍起になっていますが、国民の生存権の観点から注視していく必要があると考えます。自治体病院はもともと不採算部門を抱えるなど、企業的には厳しいものがありますが、国の医療費抑制の渦の中に巻き込まれてしまうのではないかと懸念しています。病院を潰さないためには赤字を極力減らすことはもちろんですが、今の情勢をきちんと捉え対応を図っていく必要があります。TPP、環太平洋戦略的経済連携協定による医療費、薬価の高騰や国民皆保険制度の崩壊も懸念される場所ですが、今回は論点から外してまいります。昨年成立した医療介護総合確保推進法、正式名称は長いんですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、

十数本の法律を一気にこの1本の法律で改正したわけではありますが、これでは、ここでは10年後の2025年に向けて病床の必要量を推計し、定めるものとして都道府県が二次医療圏ごとに地域医療構想を策定することとし、その時期は来年半ばまでが望ましいとしています。この策定のためのガイドラインはこの3月に厚生労働省から出されています。この策定において県は公立病院に対して命令を出すこともできるようになっております。一方、昨年10月から病床機能報告制度が始まり各病院のデータが集積されてきています。また6月15日、政府の医療介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会は第一次報告書において、2025年に全国で必要とされるベット数を115万から119万床と推計し、2013年の134万7,000から16万ないし、20万床、1割を削減できるとしました。現状のままでは高齢化によって152万床が必要となるともされており、実質的には37万床の削減となる可能性も指摘されています。これらを踏まえると県が策定する地域医療圏構想では現状の病床稼動状況まで勘案しながら各二次医療圏の病床数、そしてそれを構成する各病院の病床数が削減され、しかも公立病院についてはその枠が押し付けられてくる可能性があるわけであり、これらと相まって昨年3月には新公立病院改革ガイドラインが示され、これに基づいて各公立病院に対しては今年度から来年度にかけて、新改革プランの策定が求められています。かつて2007年に公立病院改革ガイドラインが示され、これに基づいて病院改革プランが策定され、全国でも廃院に追い詰められた病院も数多くありました。辰野病院はこれを踏ん張って今日まで来たわけであり、今回のガイドライン、改革プランの骨子は1、経営の効率化。2、再編・ネットワーク化。3、経営形態の見直し。4、地域医療構想を踏まえた役割の明確化であります。特に4の地域医療構想、これは県が強制力を持っているわけであり、これが新たに入ったことの留意しておく必要があると思います。経営的な決算数値を見るだけでなくこういう状況を見ると辰野病院を取り巻く情勢は極めて厳しいものがあると思われ、地域医療圏構想の策定に際しての調整会議や改革プランの策定に際しての県のヒヤリングなど、かなり厳しい展開、せめぎ合いになることが予想されます。一部の事務担当者だけで対応できる課題ではないし、そうしてはならないと考えます。公営企業のあり方を踏まえ、自治体トップでもあり経営トップでもある町長の決意と指導力が求められると考えます。合わせてスタッフ一丸となった取り組みも必要と思います。町長と事務長の所見をお伺いいたします。

○町 長

引き続きお答えをしてみたいと思います。新公立病院改革プラン策定と地域医療構想策定に関しまして議員のご説明のとおりだと、こんなふうに思っています。来年度にかけてまして病院には大きな試練がかかる、こんなふうに思います。ただ単に一病院の対応では対処できない事態であるわけでありまして、状況を見極めながら公共の福祉に資してみたい、こんな覚悟であるこんなふうに思います。以上であります。

○辰野病院事務長

ただ今、町長も申し上げましたが議員説明のとおり病院の方は大変今、大きな過渡期に来ております。特に地域医療構想策定に当たっては病床を持つ全病院が対象であり、各病院とも非常に危惧しております。国は高騰し続ける医療費削減のため在宅医療の推進を図り、2025年には現在の病床数を約15万から20万ほど削減しようとしております。そのため長野県内においても約3,000床くらいは削減しなければならないだろうと予測されております。また、その中で上伊那の状況ですが現在基準病少数が1,249床ですが、それに対して現時点の既存病床数は1,318床と69床が過剰となっております。辰野病院もそのため非常に厳しい状況です。県の予定では10月頃から調整会議を始めるとのことですが、まだちょっと通知が来ておりません。調整会議においては非常に課題も多く、難航するものと予測されます。また新公立改革プランですが、前回のプランに義務付けられていました3項目に加えて、今回の地域医療構想を踏まえた役割の明確化が追加されました。これに伴い各病院の機能分化を考慮しながら辰野病院の具体的な将来像を明確化しなければなりません。そのため病院の経営形態や再編・ネットワークについても今回の改革プランは更に厳しい目標設定を求められております。いずれにしましても現段階におきましては県の地域医療構想がまだ見えてこない状況ですが、情報収集には力を入れながら検討していきたいと思っております。また、病院内部につきましても院内において職員に逐次情報提供しながら、また危機感を持って職務に取り組むよう伝えております。現在各部署で勉強会をとおしましてそれぞれのアイデアを出し合い、効果的な病院運営ができるように模索中でありまして。以上です。

○向山（13番）

改革プランはですね、自主的に策定できるっていうことが原則であると思います。地域医療構想との役割、明確化ということでもありますけれども、この構想に振り回されずに自主性を強調し実現可能なもの、後で自分の首を絞めることにならないものを作って

いくことが必要だと考えております。ご努力をお願いしたいと思います。さて、辰野病院の医師不足は深刻であり、それが診療報酬の減収に直結しています。住民福祉という面からも、常勤医師の増員は大きな課題であります。一方、町内の開業医の状況も大変な状況であります。統計調査によりますと平成24年末の町内で従事している医師の数は18人。その時の病院は1、診療所は13、これは現在12になっているかと思いますが、両小野国保、第一診療所、川島診療所も含んでおるわけであります。辰野病院の医師数を引きますと開業医は10人ということになるかと思いますが、同じ統計では平成7、8年から15年にかけて、町内医師数で30人ないし31人。この時、辰野病院は13人から15人で両小野国保病院で3人いますので、開業医の先生は12、13人いたことになるかと思いますが、この10年ほどの間に数から言えば微減かもしれませんが、率で言えば2割以上の減であります。何よりも深刻なのは、その開業医の先生の高齢化と後継者不足であります。具体的な数値は持ち合わせておりませんが、町内10ほどの診療所ですので、いちいち申し上げなくても、お分かりいただけるかと思いますが、病診連携と言われますが、開業医の先生も病院もそれぞれ役割を持って連携し、支え合いながら地域の医療を担っています。後継者も含めて開業医の確保は地域の大きな課題であると考えます。先端医療に接していきたい等のさまざまな要因はあると思いますが、開業、あるいは医院を引き継ぐ上で資金も大きな課題ではないかと思いますが、奨学金制度だけでなく、開業資金の貸付あるいは給付制度も作っていくべきと考えますが、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○町 長

医療を取り巻く状況は厳しいって口では、ああって言ってますけど実際、今、議員のおっしゃられたとおりですね高齢化だとか、そういったものも進んでますし、総体数が減っています。大変厳しい状況になっております。医療の高度化とかそういったものを考えれば、専門医の皆さん方はですね大きな病院にどうしても集中するというようなこともありますので、そのこのとこまでっていうことにはいかないと思いますが、今おっしゃられるように、跡を継いでいただくだとか、新に開業していただく、そういったお医者さんにはですね、辰野病院でも当然賄いきれませんが、個人の開業等については要するにそういった例もございますので、辰野でも医師の確保に向けた対策を採ってまいりたいと、こんなふう考えております。以上です。

○向山（3番）

近隣ではですね、飯島町で1,500万円。伊那市ではこれ産科に限っておりますけれども、2,000万円のこういった制度を作っていると聞いております。思い切った制度設計、そしてそれを利用していただけるようなきちんとした周知が必要だと思います。2つ目の質問に移ります。

少子化対策は国を挙げての課題であり、現在町で進めているまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定においても最重点の項目として検討が進んでいるものと承知しています。そもそも子どもの福祉や教育は憲法第二十五条や第二十六条において国民の基本的権利、すなわち国が国民に対して実現しなければならない義務であります。しかし現状は、この最も基本的な部分が各自治体の財政力をはじめとする事情によって住民へのサービスに格差が生じており、まち・ひと・しごと創生総合戦略において「各自治体の工夫で人口増を考えろ」というのでは、国が責任を地方へ丸投げしているのではないかと感想を持つところでもあります。さりとて、何もしないわけにもいかないわけでもありますので、それぞれ知恵を絞っていきたいところでもあります。さて、平成27年度もこの9月が過ぎれば上半期を経過することになります。今年度の予算については、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や町職員による人口対策プロジェクトで検討された事業が盛り込まれています。そこで、この予算の目玉の1つである子育て支援事業、町の保健室と学校支援室、学校子育て応援事業についてそれぞれの内容、2つの事業の関連、成果と課題についてお尋ねいたします。簡潔にお答えいただきたいと思います。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。町の保健室はまさに子育て真っ最中のお母さん方を対象にして子育てに自信が持てなかつたり、あるいは悩みや不安、あるいは心配なことなど、更には気になること、あるいはちょっと話たい、聞いてもらいたい、逆にちょっと聞いてみたいというようなこと、何でも相談できる職員でございます。言わば、小中学校にある保健室とそれの町版というふうに考えていただければと思います。最近の保健室は頭痛とか腹痛だけではなくて、ちょっとエネルギーがないだとか、あるいは悩みごとがあるだとか、あるいは友だちとトラブル起こして教室へ入りにくいという、このような子どもたちが結構訪れております。そして、本当に悩みを持った時に子どもたちは担任には相談にはまいません。なぜかって言いますと、担任は自分を評価する先生だからです。ところが保健室の先生は評価しませんので、何でも気軽に話せる

これをまさに辰野町でも導入をしたい、というところからスタートしたものでございます。現在では若いお母さんだけでなく、おばあちゃんも相談にみえております。基本的には現在、子育て支援センター、ちびっこ愛ランドに常駐しておりますけれど、各保育園でふれあい保育などが開催される時には一緒に出向いて行って若いお母さん方に子育て、保育園のことなどを話をし、保育園と保護者とを繋いでおります。来年、入園させるお母さん方には気になる親子のことだとか、保育園のことなど不安なことを話を聞いて良かったという、好評だっていうふうに聞いております。また5月からは町の乳幼児健診の際にも一緒に出向いて行って子どもだけじゃなくて、お母さんの様子も見ていただき、気になる場合にはこちらから話しかけるといふ、そんなこともしております。ちびっこ愛ランドではこの町の保健室だけではなく、いろいろの相談を受けておりますけれど、8月までこの5箇月間に受けた相談は80件ということで聞いておりますけれど、この80件っていうのは実は7月の半ばから8月が非常に来館者が多くて、相談をしても記録に残せないという、職員が記録する時間がないという、そんな状態ですので、かなり記録されていない中での80件というふうに聞いております。中にはかなり深刻な相談もあって、ちびっこ愛ランド開けるのを待って若いお母さんがね、いたということも聞いておりますし、継続して相談に乗っている事例もあるようでございます。町の施策だとか子育てについての、町の子育てについての質問もあって、それが今教育委員会で準備を進めております、子育て支援マップづくりのきっかけにもなってるものでございます。ちびっこ愛ランドを含めて、ここの施設のこと口コミでかなり周りに広がっております。現在町外からの利用者はほぼ毎月3分の1強ということになっております。

ちょっと数字を述べたいと思いますが、8月までの5箇月間での利用状況ですけど、来館組数が3,176組。うち町内が2,264組、町外が912組ということになります。来館者数が6,444名。1日平均4月、5月は40人程度でしたけれど、6月以降は50から60人という状態になっております。更に毎月新たに登録をしていくと、利用したいということで登録をする、新規登録者数ですけど1箇月平均40組ということで、これはどんどん増えていると、そんな状況でございます。町外の方の声も聞いてみました。「辰野町は町外のものもすごく大事にしてくれる、親切にしてくれている」と。「雰囲気もほかの市町村の施設と比べるととても明るいし、来たおかあさん方同士も気軽に話ができる」といふ、こんな声を聞いております。しかし一方ではまだまだ足元の町民には十分浸透しているとは言えません。本当に相談したい方に伝わっているかどうか、っていうのは疑

問でございます。これ『広報たつの』だとか「たつの新聞」などに掲載していただいても限界があるかなと思っておりますので、ぜひ議員の皆さんも実際にそこ見ていただいて、そしてまた周囲に広めていただければありがたいな、と。みんなで育てていただければありがたいと思っております。次にこの町の保健室の学校版、学校支援事業の方ですけれど、昨年度までもこの職員がいなかったわけじゃない、いたわけですけれど勤務が1日4時間程度でしたので、ほとんど学校に出向いて相談ということはできない状況でございました。そこでこの4月からは今までの反省も受けて、新たな形で発足をいたしました。この5箇月間の活動について報告いたしますが、今年度は大きく4つの事業について取り組んでおります。1つ目は学校支援ボランティアに関わってのコーディネーター役です。外部の方たちが学校へ入っておりますけれど、学校に入れば入るほど、それぞれ外部の方、思いがありますので、ともすると学校との意識のズレが生じてまいります。混乱もしますので、その調整役ということになります。ボランティアの方が学校に入る時には基本、その支援の職員も学校に出向いて、その後のコーディネートに参考にしております。また、川島小学校と他の小学校との児童交流活動でも調整を行っております。この交流については2箇月間で東小と一輪車交流を、そして夏休みには西小でプール交流を行っております。2つ目ですけれど、信州型コミュニティスクール、文科省方のコミュニティスクールの推進に関わってですけれど、運営委員会に参加し、やはり調整役を行っております。ここ数箇月間での課題はやはり地域の方の熱意が高まれば高まるほど、学校側の思いとズレていくという部分がございますので、両者の思いを大事にしながら子どものためにどうするかという観点で調整をしております。3つ目はキャリア教育に関わって中学校の職場体験学習に向けて事前に企業の思いを受け止めたり、当日は実際に子どもの姿を観察をして、今後に役立てたり、更に商工会の役員と懇談を持ったりというようなことで、をしております。更に広く郷土を愛する心の醸成ということで上伊那全体で郷土愛プロジェクトというものを立ち上げてございます。この辰野町の推進役もしております。4つ目ですけれど、すみません少し長くなってしまいます。学校版の町の保健室そのものですけれど、学校や先生方、保護者からの相談に乗ったり、またいじめが発生した時や保護者とのトラブル、就学等に関わっての相談などの時に学校に出向くということですが、幸い今のところ、大きな相談等が生じておりませんので、ここの部分についてはただ1件のみ、先生の指導上の課題が生じて校長先生と教育事務所との関係で対応を持ったケースがございました。今まで、この辰野

町にはね、このような相談員、町の保健室というような職員がいなかったのも、今回のこの町の保健室、学校支援員、大変ありがたいと思っておりますし、これからも有効に活用してまいりたいと考えております。以上ですが。

○向山（3番）

ありがとうございました。今、答弁にもありましたように子育て支援センターにつきましては他市町村からの利用者も多く、辰野町における進んだ施策と言えらると思います。更に周知を図るとともに学校支援室の取り組みと連携して、住民の皆さまに利用されることを期待してまいりたいと思います。さて、長野県では27年度から信州型自然保育認定制度を始めました。これは長野県の豊かな自然環境や伝統文化、農林業などの体験活動を通じて子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むこと。自己肯定感の向上を目的としており、合わせて自然保育が信州ブランドの1つとなれば移住交流の促進にも繋がるとしてしています。屋外体験活動を週5時間以上行う普及型と週15時間以上行うモデル的な特化型とがあります。今年度の応募が締め切られ、今年度県が認定目標とした30園に対して15市町村の81園が応募したとのこととあります。中でも普及型においては、佐久市、安曇野市、大町市、東御市、信濃町ではそれぞれの全ての保育園が申請しています。また、特化型では伊那市、富士見町の7園が申請しています。このような状況の中で、町ではこの信州型自然保育認定制度についてどのように評価しているのか、また今後申請をするのか、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○こども課長

お答えいたします。自然に恵まれました辰野町にある6箇所保育園では天気の良い日には近くの公園や神社に出かけるお散歩や、広い園庭での外遊びが日常的に行われておりまして、自然や地域の中でのさまざまな体験活動が行われております。この保育はまさしく、信州型自然保育認定制度が目指すところとあります。先ほどの向山議員さんの質問にありましてとおり、本年度、県への申請が81園とのことですが、県全体の保育園での割合では1割程度とのこととあります。この制度の認定を受けることが辰野町の子どもさんの保育、育成にとって有意義であり、また辰野町の保育園のイメージアップに繋がり、移住定住促進等に利点があるようであれば保育園と相談し、申請を検討したいと考えております。以上です。

○向山（3番）

長野県の自然に恵まれた環境を生かした特色ある保育によって子どもの自己肯定感を

向上させることだけでなく、移住交流の促進にも繋がるというものであります。自然保育に関する経験のある保育士の確保などクリアしなければならない課題もありますが、ぜひ積極的に取り組むことを要望します。保育事業において今年度、小野保育園耐震補強工事につきましてその設計費用が6月の補正で予算化されました。小学校校舎の耐震補強工事が一段落となり、羽北保育園に続いて小野保育園の耐震化工事は早急に取り組むべき課題であると考えます。町内にある6つの保育園のうち、昭和56年に設けられた現在の耐震基準以前の保育園の園舎はこの2つの園だけですが、小野保育園の耐震補強工事の計画、スケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。また平出保育園の場合は昭和58年3月の建設ですので、耐震基準の上で問題ないということでしょうか。

○こども課長

お答えさせていただきます。建築基準法に基づく現行の耐震基準は昭和56年6月1日に導入されています。そこで昭和56年6月1日以前に建築されました建物について耐震診断が必要ということでございます。小野保育園につきましては、昭和52年建築の建物のため、昨年耐震診断を実施し、改修が必要という結果が出ましたので現在、耐震改修の設計を行わせていただいております。来年度早急に改修工事に入りたいと予定をいたしております。続きまして平出保育園につきましてでございますが、建築年度が昭和58年のため、耐震はクリアをしております。またそのほかの保育園も建築年度が新しいため、耐震に関しては小野保育園の改修が終われば町内全園が問題のない状況であります。以上です。

○向山（3番）

平出保育園の場合は老朽化と交通安全の問題などがあります。保育園の施設整備について辰野町保育園適正配置に関する整備計画が策定されています。この整備計画は平成18年3月に決定し、25年3月に一部修正されており、各園の個別的な課題として中央保育園と東部保育園について、定員を上回る状態が続いているとし、更に東部については駐車場が狭いと指摘しています。一方、平出保育園については施設の老朽化が進み、園児数は減少傾向にある。保育園前の県道は朝の通勤車両が多く、通園児は危険であり、駐車場がないなど問題点を抱えているとしています。平出保育園について23年の改定ではそれまで平成23年度めどに平出団地の建替えに合わせて建設としていたものを、今後のあり方について地域との協議を進めると変更しています。また、この計画では平出保

育園の整備により東部保育園の定員超過、駐車場問題が解消できるとしています。これらを踏まえると平出保育園の耐震化工事の次には老朽化、交通安全の課題を手を抱えている平出保育園についてどう進めていくのか、平出の交通事情等を考えると現地で建替えはありえないと思いますが、地域との協議を進めるとしているわけであります。そこここと合わせてお答えいただきたいと思います。

○こども課長

近年の保育園の状況を見ますと3歳以上の子どもさんの数は減少しておりますけれども、3歳以下でお預かりする子どもさんの数が増加している状況でございます。また、通常の4時までの保育ではなく、延長してお預かりする長時間保育の子どもさんの数の増加も顕著でございます。しかしながら、ご指摘の辰野町保育園適正配置に関する整備計画で言及しております、中央保育園と東部保育園について定員を上回る状態が続いているという状況は改善され、現在は保育園で定員を上回っている園はございません。ただ今ご指摘いただきました平出保育園の道路交通事情や建築から32年が経過して、建物が老朽化している、そういった問題については十分に承知をしているところではありますので、今後、町全体の園児の状況と保育園の定員を鑑み、地域と協議をさせていただきたいと予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○向山（3番）

今、指摘がありましたように町全体の保育行政に関わることであります。整備計画では適正配置における基本的な考え方として、建築する際には特別保育、少子化対策、乳児、延長、障がい児等ができる施設をすとしております。検討には時間がかかるかと思いますが、交通安全対策を含めて早急に結論を出すべき課題であると考えます。昨年行われた平出のよりあい会議でも、全てのグループで平出保育園の移転新築の問題が課題として出されております。スピード感を持って検討されるよう要望いたします。最後に現在進められている平出上野川上流域の大規模太陽光発電施設の設置に関して質問いたします。諏訪市有賀、上野地籍の旧ゴルフ場に大規模太陽光発電設備を設置する計画が進んでいます。隣の市のことでありますが、平出上野地区は地理的に繋がっています。ゴルフ場とは違い、管理する人員も限られます。雑草対策や野生鳥獣対策、農薬の問題やそれにまつわる上野川や地下水の汚染、治山治水の問題等、地元でも懸念しているものがあります。このことについて町で把握している範囲で結構ですので、経過、現況、町の対応についてお尋ねいたします。

○住民税務課長

それではまず、経過の方から報告いたします。4月の下旬ですがまちづくり政策課の方に平出区の馬場区長から連絡がございまして、内容につきましては上野総代に業者から計画の説明と要望を出してほしいとの話がありました。で、対応を考えてほしいという旨であります。まちづくり政策課から私ども住民税務課の方に連絡がございまして、住民税務課の方で設置箇所、これは諏訪市になるものですから諏訪市の生活環境課、環境保全自然エネルギー推進係に確認をいたしました。その回答ですが、諏訪市では自然環境保護条例があり、また計画の具体的な話は聞いていませんが、この辺りに設置するという話は聞いていると。で、相談を受けているということをお返事いただいております。その後、平出区役所におきまして上野耕地の役員と平出区長とは対応について打ち合わせを行っております。内容につきましては会社の組織等、計画書を調べるため県に確認することと、また諏訪上野に情報をもらうことを話し合いが出ております。県に確認することを受けまして、町の方で諏訪地方事務所林務課に計画は聞いているかどうかの問い合わせをしております。回答ですが、臨時開発の許可は既にゴルフ場開発により許可は取得済みであるということ。また事前相談の段階であり、窓口は諏訪地方事務所林務課になりますが、内容によって許可の窓口がここであってくるという話を聞きました。5月に入りまして平出区役所におきまして業者から地元に対しまして説明会が行われました。この場所につきましては町で同席をしております。説明の中で地元から「会社の状況が分かるものがほしい」また「パネル設置で雨水が一気に流れ出るのではないか」また「除草剤が心配である」と。河川の汚染、光害、これは光の害であります。光害についても見当し、そういうところの意見が出されまして、今後、話をしていくこととなっております。これを受けまして7月に平出区役所にて業者と地元の話し合いを行っておりますし、町でもそこへ同席しております。そうして8月初旬にですが平出区長、上野地区総代、SUN SUWA合同会社、これは業者の方ですが、この3者にて太陽光発電事業に関する覚書を締結したところであります。この内容ですが、防災工事について慎重に実施、施工すること。工事着工前に地元説明会を実施し、安全対策について周知徹底をすること。また薬剤、除草剤等について情報開示を行うこと。調整池等の水質検査の結果を報告すること。現状回復義務の履行につきましては地権者と十分に協議を行うこと。という内容でございます。この締結内容につきましても町でも確認しております。現況でございますが、計画概要ですが事業の名称が、諏訪ゴル

フメガソーラー発電所。事業者名がSUN SUWA合同会社。そのうち、代表社員がサンホールディングス、こちらは東京の文京区にございます。事業敷地が126ヘクタール。使用設備でございますが太陽光パネルが12万8,004枚。パワーコンディショナーが36台であります。投資金額が150億円。発電計画が最大出力45.8メガワット。施工工程ですが、今年平成27年の11月に着工いたしまして29年の10月に完成します。29年の10月から売電開始という状況だそうです。町の対応ですが、今回の事業は諏訪市の地籍であるということで警戒しておりますので、ただ、上野川の下流域の町という立場がございます。その中で公害、光の害等、住民の生活、健康に支障がないよう、また今回事業を行いますに、樹木の伐採を行いまして、そこに低木の木を植えるっていう計画があるそうでございます。その中で、防災の面ですね、防災の面から今後、平出区と上野耕地と町とともに見守っていききたいというように思っております。以上でございます。

○向山（3番）

上野地域はですね、かつて50年ほど前、上流域の公害問題で苦しむ思いをした所あります。一時的ではなく将来的にもどうなっていくのか、今後とも地域の不安に寄り添っていただくようお願いし、私の質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩いたします。なお再開時間は11時45といたしますので時間までに入場をお願いします。

休憩開始 11時 30分

再開時間 11時 45分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席2番、根橋俊夫議員。

【質問順位3番 議席2番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（2番）

それでは通告に従いまして3点について質問をしていきたいと思っております。最初に安全保障関連の法案についてということで、質問をさせていただきます。この安全保障関連法案が衆議院で強行採決をされ、現在参議院で審議中であります。本法案は歴代政府見解が憲法違反と明言をしてきました集団的自衛権行使を容認をし、米軍指揮下で世界中に自衛隊を派遣しようとする法案であり、世論調査では国民の約6割が反対し、約8割が政府の説明を不十分であるとして慎重審議を求めています。さて、今回この問題を取り

上げた、この理由は最近の中国や北朝鮮の動向などに対応するためなどの、この日本の安全保障をどうするかという問題に対する町長の考えをお聞きするということも重要でありますけれども、同時に非常に重要な問題として、この政治のあり方が憲法との関係で無視できない状況に至ってきているからであります。ご存知のとおり、今日の地方自治制度の根拠は憲法第92条から第95条の規定、及び地方自治法等の法律の規定によって成り立っております。すなわち町長、議員は別々に選挙で選ばれ、議会は条例、予算等を議決をし、町長はそれを執行するという権限と責任が明示されております。そして第99条では町長、議会議員を含む全ての公務員に対して憲法を尊重し、擁護する義務が課せられております。町職員として入職する際に憲法を遵守することを宣誓しているのはそのためであります。しかるに、安倍総理をはじめ与党を中心とした一部国会議員の言動や一部幹部自衛隊員の暴走などは憲法の規定から到底容認されないと考えます。すなわち立憲主義、平和主義、国民主権、議会制民主主義を根底から破壊するものであるからです。このような政治のあり方が常態化するということは、法治国家としての法的安定性が損なわれ、今後の地方自治を含むあらゆる行政が不安定化し、国民生活が混乱、破壊されることが心配されます。そこで安全保障関連法案と憲法との関係に絞って町長の見解を伺いたいと思います。まず、伺いたい点は立憲主義との関係であります。歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官、全ての弁護士会、ほとんどの法律学者、いわゆる法律の専門家である法曹界の圧倒的多数が憲法違反と指摘をし、国民の半数以上が同様に考えている法律を国会に提出し、是とする考えは憲法に基づいて政治を行うという近代政治の基本常識、すなわち立憲主義を否定するものであると考えますが町長はどのように思われているか見解を伺います。同時に、世界に誇れる第9条の規定、すなわち国際紛争を解決する手段としては武力による威嚇、又は行使を行わないとする平和主義を無籍し、威嚇し、行使を行わないとする平和主義を無視し、戦争ができる国づくりを行おうとすることについてどのように考えておられるか伺いたいと思います。また、閣僚、国会議員は率先して憲法を遵守する義務を負い、国民の代表として真摯に国民の声を聞く立場であると考えますが、国民の約6割が反対し、約8割以上が慎重審議を求めているという状況下での国会審議の現状について、国民主権の立場からどのように感じておられますか。また、最後にまだ法案が国会に提出もされていないのに、法案が成立するものとして幹部自衛隊員が暴走しているという報道もあります。そうした中でまた、参議院が採決しないなら衆議院で再議決をするなどと主張する考えがありますが、こうし

た議会制民主主義を無視するような、今の状況についてこれを尊重しなきゃいけない立場からはどのように考えておられますか。以上、4点についてお伺いしたいと思います。

○町 長

根橋議員さんにお答えをしたいと思います。ご質問の趣旨が大変難しいって言うんですか、私自身がどうこうだとか、どういうふうな答え方をすれば良いのか、よく私も理解もできませんけれども、いろいろの憲法です、もちろんそうですが法律やいろいろに基づいて行政も行われているわけでありますので、そういった面ではあれなんです、地方の私どもの中には国の防衛だとか、そういったことに関してはですねお手伝いをしろとかそういうことでもって自衛隊の関係は、何て言うんですか名簿作成、そういったことでもって決めてられますけれども、ほかのことについては派遣とかそういうことについては、とかくいろいろ申し上げる立場にない、こんなふうに思います。しかしながら、平和を愛する戦争をしたくない、この気持ちっていうのは全国民か分かりませんが、ほとんどの国民の皆さんが共通して思っていることであるって、私もそのように考えておりますし、大切なことだってこんなふうに思っています。戦争が私も直接知らないわけでありますけれども、そのことについてどうこうって言うじゃなくても世界各地でいろいろの紛争等が起これば大変みじめな形になる、無残な形になって今、ヨーロッパで大変問題になっております、内紛だとかそういった戦争みたいなことが減少しているだろうとそういうことだと思っております。ですから、そういうことについては国を挙げてって言うんですか、それぞれの皆さんの力でそういったものをさせないって言うんですか、そういった歯止めは十分かかってはいるとは思いますが、そういうふうな動きになる時には繰り返してならないだろうと、こんなふうに思っています。民主主義が崩れかけているだとか、いろいろまあ、あるわけでありますけれども今はそれが具体的って言うんですか、どういうふうに今の根橋さんの気持ちはお聞きしたわけでありますけれども、私が論ずるにはとっても資料が不足って言うんですか、そういうことではないかと、難しいことだどこんなふうに思っています。国民が反対、多くの人が反対しているその派遣できる、そういったことでありますけれども慎重審議、議会でもそういった意見書が出されておりますし、やっぱそういった国の大事なことは憲法だとかそういったものが解説される、国民投票でそれがこう左右できる、そういうことだろうと思っております。大きな方向転換を図るには、そこまでいかないとやっぱりまずいかなと、私は個人的に思っています。話が大きいものですからどれがどういうふうだ

かちょっと分かりませんが、気持ちの中ではそういったことで、あつてはならないことだとか、あとは国民主権が侵されている、こういうことのようにですけども国民の主権は何ですか、社会権だとか倫理権だとか、いろいろあるそういった中で大変微妙な問題ではないかな、こんなふうに思います。どちらにしても多くの人たちが関わって、そういったものを阻止するってこういう運動が起こっていることは確かですので、よくそこらへんの状況を見極めながらやっていただきたいなというのが思いであります。以上です。

○根橋（２番）

この問題については冒頭にも申し上げましたように、憲法は本当に国を作る基になっておりまして、国民にとっても非常に重要な内容が含んでおります。地方政治にとっても先ほど申し上げましたとおりですが、例えば25条、ほかの観点からしましても先ほども向山議員も取り上げておられましたけれども、生存権等のいわゆる基本的人権に基づく、やはり国民に対して国が果たしていかなきゃならない、そういった責務があるわけで、こうした重要な規定が時の国会議員の数だとか政権のただ、考え方だけでどうにでも変わっていくというようなことになると、これはもう一言で言えば法治国家ではない。だからそういうことがあればやっぱり今、町長が言われたようにやっぱり憲法から基づいて、きちっと法的手続きを経てやっていかなければ大変なことになるっていうそういう意味で、今回質問させていただきました。これにつきましては以上で終わっていきたいと思います。

次に県が定める保健医療計画における上伊那医療圏の基準病床数の削減について、ということで伺いたいと思います。この先ほどの向山議員もこの辰野病院のこれからの改革プラン等に絡みまして、この問題についても触れられておられましたけれども、私はちょっと別の視点からこれについて、お聞きをしていきたい。あるいは提言をしていきたいというふうに考えております。まず、最初に状況でありますけれども、国はこの医療費を削減をしていくという大きな方針の下、都道府県に対してこの保健医療計画を定めるよう指示をし、県は2013年、平成25年2月に保健医療に関する7つの計画を一体化いたしました信州保健医療総合計画というのを策定して公表しております。その中心となっているのは第6次長野県保健医療計画、以下、計画と申し上げますけれども、これを策定しておりまして2013年度が初年度で2017年度までの5年間ということになっております。この計画ってというのは膨大な計画でありまして、500ページ弱の医療に関する

全ての内容が含まれておりますけれども、今回取り上げますこの基準病床数というのがそこに問題がありまして、このことについて触れていきたい。取り上げてまいりたいと思います。この基準病床数というのは、医療法の既定によって2次医療圏における療養病床、及び一般病床について定めており、既存病床数が基準病床数を上回る場合には原則として病床の新設、または増設が制限されるということであります。県の計画では上伊那医療圏の基準病床数は先ほどもありましたけれども1,249でありまして、その県の計画でいきますとその時の既存病床数は1,292ということになっており、上伊那は43床過剰ということになっております。先ほどの病院事務長のご答弁では、現在では既存が1,308ということで69床過剰ということになっているようであります。こうしたことは各医療圏が実はかなりアンバランスでありまして、諏訪圏を例えばお隣の諏訪圏を見ますと、諏訪圏は上伊那と比べて人口が約1万5,000人多い20万5,000人の地域でありますけれども、その基準病床数っていうのは1,701です。既存病床数が1,659ということであるため諏訪は逆に42不足しているというふうに計画ではなっております。このなぜ、人口が1万5,000人違うだけで、この基準病床数が452も違うのかと。これが全く私は理解に苦しむところであります。これ人口10万人当たりで換算してみますと上伊那は657に対して諏訪は829ということで10万人当たりで172となって、非常にいずれにしても上伊那は非常にこの現状、人口で考えた場合そんなにその病気になる状況だとか、あるいは入院が必要な患者さんだとか、そういうようなことがそんなに変わるわけではないというのが普通常識的に考えられるわけですが、なぜ上伊那医療圏はこのように差別的状況が生まれてくるのかということであります。これ実は5年前の第5次の時も同じ状況がありまして、上伊那はやっぱり一番そういう意味では削減がされ、県下でも実質20万規模の病床数を見ますと、もう最低。順序から言えば10医療圏のうち木曾に次いで下から2番目ということですが、20万規模の医療圏の中ではもう実質的に最低のランクになっているという状況であります。ではこのようなその基準病床数がどのようにこの計算されているのかっていう点で、新聞報道によりますとこれは国の有識者による専門調査会というところが、この膨大なレセプトの分析だとか人口推計、それから2025年の入院治療の需要等から推計をしたということにされております。ということから考えると、何でこんな極端な格差の出る数字が出たかっていうことを考えますと、私なりに考えてみると、これは上伊那の医療の現状、極端な医師不足、これはまた今日医師不足についても前にも、前々回ですか申し上げたと思いますけれども、上

伊那の医師不足、これは本当に人口10万人当たりの医師も木曾に次いでもう下から2番目、10万人規模では最低であります。こうしたことから辰野病院もまさにそうでありま
すけれども、医師不足によってあるいは看護師不足によって病床はあっても入院させる
ことができない。そういうことでやむを得ず空いてしまう。稼働率が落っているという
のが現状ではないでしょうか。これは公立病院に限ったことではなく、民間病院でも同
じような状況があらうかと思えます。こうしたことがあるために、例えば辰野の入院を
要する患者さんの動向見ても、諏訪圏、大きな諏訪日赤とか、岡谷市民病院だとかいう
ようなそういう所へ行かざるを得ない、そういう状況がずっと続いちゃってる。この結
果ですね、結局霞ヶ関で見ると上伊那医療圏はベットが余っているんじゃないのって
いう、そういう形で私はこういうふうにまさに悪循環で病床利用率が低いためにどんど
んどんどん、その基準ベット数っていうものを下げられてきているんじゃないかというふ
うに、私は理解をしております、全く負のスパイラルって言いますか、悪循環に陥っ
ちゃって、ますます困難を抱えていくのではないかというふうに危惧をしております。
こうした状況がありましたので、私は先の広域連合議会におきまして今回と同様な質問
をいたしましたところ、広域連合長は今回この計画というのは県が策定したものであっ
て、広域連合としては特にこれについては何ら関与はしていないというご説明でありま
す。つまりこれはそういうことになりますと、多分そうだと思いますが、町もこれに対
して何か計画を作るについて県がヒヤリングをしたとかですね、県が実情調査してどう
のこうのって、意見を聞いたということではなく、ある意味、県が独自にもうこういう
計画を、ある意味一方的に作ってきたんじゃないかというふうに推測しているわけであ
ります。そこで質問いたしますけど、これ先ほども状況ありましたが、いただいた資料
によりますと平成26年度の病床利用率っていうのは、月によって違いますけど平均で
69.4ということで70%を割っている状況。そうすると単純に考えれば100ですので、30
ベット空いているんじゃないのというようなですね、そういう見方をされてくるわけで、
そういう中で病床が、この秋にももう先ほど言いましたように上伊那で40いくつ、現状
では既に60いくつ過剰だという形から、削減しなさいということが求められ、そうい
う中で民間病院が「いや、そういうわけにいかない」ということになれば、まさに公立病
院が詰め腹を切らさせて、辰野病院にも更に病床削減というものが求められてくるの
ではないかということ非常に心配しているわけですから、町としてはこの課題、ど
のように捉えてどのように対応していく方針なのかお伺いしたいと思います。

○辰野病院事務長

大変難しい問題だと思っております。先ほど向山議員の質問にもありましたけれど、基準病床数についてはやはり全国統一算式で求められているため、私たち一病院がいろいろ言える立場ではないと思っております。また、今回の地域医療構想において削減が予想されておりますが、それにはまた昨年から始まりました病床機能報告における医療区分、あと、レセプトデータを基に各医療圏での医療需要の推計を行い、更に医療圏ごとの条件を加味しながら示されると思われれます。また、先ほど来、議員もご指摘のとおり諏訪圏とうち、上伊那圏が隣接しております。その圏域間の患者の流出入も考慮の対象にはしていただけるとのことですが、どの程度までそこを見ていただけるかっていうところは現在のところ分かっておりません。また、そのためどの時点で数字が示されるのかが全く不明ではございますが、10月ごろから開催されるという各医療圏ごとの調整会議においては非常に厳しい議論が行われると思えます。自治体病院はもとより、民間病院の方たちもやはり、死活問題というところで病床の削減については非常に大きな危機感を持っております。やはり削減となると辰野病院も当然対象になってくると思えます。議員ご指摘のとおり病床利用率が70%を切っているということを考えますと、単純に考えてもやはり30床は削られるんじゃないかって一般的には思われると思えますので、私どもの方、病院の職員もそのへんのところは周知しながら何とか70以上はいかなきゃいけない。あるいはもう80%以上を死守していかないと、この病院が今のままで成り立っていかないっていうところを職員の中には周知しております。そのため先ほども述べましたが各部署におきまして実情の勉強とか、アイデア等を考えながら何とか守っていきたいと思っております。また自治体病院であるというところで不採算部門も考慮してもらえようというところは訴えていきたいと思っております。以上です。

○根橋（2番）

実は県の計画を見ますと、基準病床数については一応、括弧書きで参考というようなこの表示もされておりますけれども、先ほども向山議員もありましたし、また私も前々回の時も申し上げましたけれども、辰野で開業医の先生方の現状だとかしますと、辰野病院はこれ以上ベット数を減らされていく中では非常に危機的な状況になってくるって中で、やはり今の地域の実情をやはりきちっと県にも理解を求めて、これに対してやっぱり一言で言えば地域の実情をよく聞いて県がそういう計画を立てるのであれば、長野県が責任を持たなきゃいけないわけですから、県に対してじゃ、この上伊那圏域の医療

というものをどうしていくのかっていう議論を起こすべきだっていうふうに考えております。そういう意味でこれからその基準病床数を減らすのではなく、県の計画の見直しを求めてどのような取り組みをしていかなきゃならないのかっていう観点で質問をしてまいりたいというふうに思います。1つは先ほど申し上げましたように、この著しいこの病床の格差っていうものが長年の経過の中で一言で言えば1つはもう医師不足が非常に医師、看護師不足が上伊那の場合特に、そういう形ではひどい状態がずっと続いてきていると。そういう中でそのやはり考え方そのものをやはりそういう中でこういう問題が出てきているということをきちっと理解をさせて、そしてこの実情を1つは県にきちっとそういういろんなデータだとかやって、整理して伝えていくことが大事だと。そういう意味ではまず辰野町においても、医療関係の病院はもちろんですけれども、開業医の先生方、あるいは医療に関心を持っている皆さん、そういった方皆さんで辰野町としてはやっぱり現状こういうふうを考えるんだと。あるいは今度は更にそれを基に上伊那全体で公立3病院はもとよりですけれども民間病院、あるいは医師会、あるいはそういった医療に関係される方、言ってみればオール上伊那でこの上伊那の現状をどういうふうにやっぱり捉えて、県にあるいは国に対してそういう意味では計画の見直しを迫っていくのかという、そういう議論が必要ではないかというふうに思うわけです。これはそういう意味では政治の話っていうか、そういうふうになってくるといふふうに思うわけです。そういう点でやっぱりこれは先ほどもありましたけれども、やっぱり町長が中心となってやはり辰野の意見もまとめ、それから上伊那全体でも特に上伊那の中では辰野だけが単独で病院経営に責任を負っていくという立場でもありますので、そういう意味では発言についてはかなり説得力があるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味では町長を中心に、まず辰野からそしてオール上伊那に広げるという形で、県、国に対してこの計画の見直しというものを求めて、後にもうこれ後に引けない課題だということで見直し、数字そのものを見直しをまず1つは求める。2つ目には、県も県全体としては医師確保をやっておりまして報道等によれば毎年1人とか2人は確保をして、各圏域に配置をして促しているようですけれども、そういうことであれば県がですね責任を持って、やはり上伊那に医師をやっぱり派遣してくるといふぐらいの取り組みを県がすべきだと思いますけれども、そういった具体的な医師確保についても、県に求めていくような取り組みをするべきだというふうに、これはやっぱり町長中心に政治の課題としてやっていただきたいというふうに思うんですけれども、この2点について

て見解を伺いたいと思います。

○辰野病院事務長

基準病床数の見直しとか、問題があります。なるべくなら増やしたいっていう思うところもやまやまですけれど、現在削減に向けてもう国が進んでいる中において、見直しをして病床数を増やすっていうことはちょっともう今、不可能な状態だと思われま。また県の医師確保の方の責任についても、医師確保対策室の方やっってはいただいておりますし、こちらの方も希望は毎回出してあります。ただ、どうしても医師確保対策室自体もそれほどのやはり医師がいないというところで、自治医科大とかの医師が来ても、なかなかこちらの方には来ないっていうのが現状です。たまに、紹介っていうところでもありまして、なかなかこちらの希望に沿うような医師が出てこないっていうところも現状です。現在、今医師の臨床研修制度で、あと奨学金貸与の医師の配置の方で希望調査等をやっております。やはりなかなか義務年数があと8箇月とか、そういうふうに残った医師をもらってもというところもありますし、なかなかうちに合う希望の科ではないっていうところがありまして、うまく合致しない部分があります。現在はまた今年度でありましたので希望を出してありますが、実際にこちらの方に来るっていうのは難しい状況じゃないかと思えます。上伊那全体に医師をよこせというところですが、やはり上伊那の方に来ても結局上伊那の中の病院の中での医師の取り合い。特に今はやっぱり基幹病院の方に集中しているというところがあると、辰野病院の方に来るっていうところも現在のところ非常に厳しい状況ですので、ほかの面も合わせながら医師確保の方も考えていきたいと思っております。以上です。

○町 長

政治的にというようなお話もございましたけれども、すぐに生み出せるっていうことでもないわけでありまして、限られた数のお医者さんをどういうふうにするっていうことでもあるわけでありまして、今、国の政策がですね、また先ごろ厚労省っていうんですか、難病だとか産婦人科だとかいろんな関係で基幹病院っていうんですか、中核都市の病院にそういったものを集めると、そういうことで問題を解決しよう、そういうふうな動きがあるわけでありまして、地方の中でも更に地方の所はあおりを段々くってってしまうって、これは何とも言いがたいことでありまして、それに向かって後ろ向きで「現実は無理だから無理だ」っていうふうなことを、もう言っていられない状況なんですけれども、現実を見るとそういうふうな状況だろうと、こんなふうに思います。

その中でというふうに、頑張っていけるかっていうのが私どもの努めの1つであるわけですので、言われるように「さあ、それじゃあ」っていうわけにいかないんですけども、病院の皆さん方とも協力しながら何とかそういったおっしゃられるようなことを進めていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。上伊那が特に少ないってこういうふうなお話であります。そういったこともお願いをしながら県の方だとか、病院の方へも行ってもなかなかっていう感じでいい返事をもらえないと、こういったところが現実ではないかと、こんなふうに思います。おっしゃってることは十分、私どももよそへ行っていけば同じようなことを言っているわけでありますけれども、場所がこういうところでありますので、そのとおり頑張ると、それしか言いようがないこういうことであります。以上です。

○根橋（2番）

本当の医師確保ということは非常に困難な課題であることは事実でありますけれども、やはり、かといってこれを黙っているっていうことはこれはもう認めていくことになりますので、そういう意味ではやっぱり上伊那全体オール上伊那でも、聞くところによりますと伊那中央病院自体ももう医師が足りないという状況で今、逼迫してきていることはあるようであります。したがって、まずは今、広域連合は看護師、保健師さんの確保については奨学金を出して、上伊那圏域に勤めれば返さなくてもいいっていう形でやっておりまして、それは非常に良い制度だになっていうふうに思っているわけですが、更にこの医師にもそういったことを広めるとか、何よりもやっぱり医療関係者に聞きますと医師はこういうやっぱり自分は仕事をしたいっていうのが報酬以上に関心のあることのようなので、そういう意味では上伊那でこういう地域医療を展開していくというようなやっぱり地域の医療ビジョンで言いますかね、そういったものも鮮明にやはり上伊那として、オール上伊那で出してもらえないかっていうようなことも今、広域連合でも議論が始めようと思っているわけですが、ぜひそういう意味では辰野だけの取り組みってより困難になりますので、やはり上伊那全体でのやっぱり取り組みの中で、病床数も諏訪に増やすのではなく上伊那を維持しろとか、あるいは今の一切県が責任をもって医師を派遣するべきだっていうような形の世論をですね作っていけるような取り組みをぜひ、今後ともお願いをしておきたいと思っております。それについて広域連合は町長も副広域連合長ということで合議体の中でありますので、また町長だけでなくそれぞれの部門での会議もあるようですので、そういったところで今後も更に積極的に辰野町の

状況から発信をしていただくようお願いをして、この問題については終えたいと思います。

次に3番目のこの介護保険改訂後の介護保険事業についてということで、これ実は6月議会でも質問をさせていただきましたけれども、あまりにも今回の改訂内容が非常に広範囲にわたっておりまして、限られた時間の中で非常に十分な質疑にならなかったということで今回更に、質問をしてまいりたいというふうに思います。今回はいわゆる要支援1、2という形で認定をされている方々の対応ということと、それから認知症の認定をされている方々、この2つの問題に絞って質問をしてまいりたいというふうに思います。6月議会における、介護保険法改訂後、町が今後どういう基本方針で対応していくのかということに対しまして、町長答弁では基本的には従来と変わらない形で取り組んでいきたいという基本的な考え、答弁でありました。その後、国の制度への理解やそれから町のいろんな準備作業が進んでくる中で、多くの不安とか疑問が寄せられて来ております。既に現在もう既に認定をされている方々からは来年も同じようなサービスが引き続き受けられるのかどうかという不安であります。また、今現在、開講しております生活支援サポーター講座ということで、今多くの方がこれへ参加されておりますけれども、そこに参加されている方々からは「このサポーターで介護保険事業を行うってことはちょっと無理ではないかと。町はもっと責任を持つ形でやってもらいたい」というような意見もいただいております。それから区関係者の中では、「非常にこの制度が複雑で説明会で聞いてもよく分からない」と。区で例えば自立、「現在やっているような自立支援事業を『区でやっていけ』というふうに言われても、今後どういうふうにやっていったらいいか、よく分からない」というような声もいただいております。そこでこうした不安とか疑問をなくして、安心できるこの介護サービスをどうやったら確立できるかっていうような立場から、まず質問をしていきたいというふうに思います。まず、27年度中に要支援認定を受けている方々のうち、この新しい介護予防、日常生活支援総合事業、今度はそういう呼び方になっているわけですがけれども、そこに移管をされていく方々へのサービスについて質問をしていきたいというふうに思います。まず、お伺いしたいのは27年度、今日現在って言いますかね、直近で結構ですけど27年度の要支援1、2の認定者数、それからそのうち27年度はその方々も従来どおりって説明になっているわけですがけれども、28年度になりますと実はこの新しい介護予防日常生活支援総合事業っていう方に振り分けられる方と、従来どおりの介護保険事業を

受けられる方っていうふうに振り分けがされる説明になっていますけれども、この振り分けされる、振り分けしていくというその基準ですね、この方は従来どおりの介護保険サービス、この方は今度は新しい制度ですと、いうふうにその基準は何かっていうことと、それから新しい、いわゆる裏返して言いますと介護保険のサービスからはもう外れてしまう、利用できなくなる方はどのくらい、そのうちどのくらいいると見込まれるか、まずお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

それでは根橋議員のご質問にご回答したいと思います。現在、直近でございますけれども平成27年の認定者数ということで、要支援1の方でございますけれども105名。要支援2の方が113名ということでございます。合計で218名の方が今、要支援認定を受けている状況でございます。この中でサービスを使っている方は150人前後ということでございます。ということは差し引きしますと認定してもサービスがいないって言うか、サービスを利用していない方が60名ほどいるという話になります。それから振り分ける、28年度に振り分ける基準ということでございますけれども、これにつきましては振り分けるということではありませんので、介護、今までの訪問介護と通所介護のみの方を全て介護予防・日常生活総合事業への移行になるという形でございます。その移行される予定人数という話ですけど、数字的に言いますと未来のことですので分かりませんが110名ぐらいの方がそちらの方にその介護予防・日常生活支援総合事業の方に移行になるかなっていうふうに予想はしております。以上でございます。

○根橋（2番）

分かりました。そうしますと、今、言われました今150人ぐらいの方が現在はサービスを介護保険のサービスを受けられているんですけども、来年度その総合支援事業の方へ新しい制度へ行く方っていうのは今の訪問と通所のいわゆる形でやっている方で110名ぐらいということなんですが、逆に言いますとその介護保険、いわゆる従来の施設利用型、入所ですか、って言うかいわゆる例えば小規模多機能だとか、そういうような形でこれ以外もうちょっと言ってみれば重度と言いますか、要支援なんだけどそういう施設に従来の言うと訪問あるいは訪問看護だとか、訪問リハだとか、そういう形だとかショートだとか、そういう方々はこの約40人ぐらいがおられるというふうに理解、それでこう何て言うんですか、対象になる方の生活状態によって自動的にこの振り分けと言うか、なるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○保健福祉課長

そのとおりでございます。

○根橋（2番）

そうしますと、今言われている新しい介護予防、日常生活総合支援事業っていうのは最近の町広報の中でも今回説明が出ておりますけれども、いわゆる二次予防、二次介護予防っていうことで事業が説明されていて、通所型「ミニデイサービスよつば」っていうのと、それから「あゆみ」それから「リハビリ教室」それから訪問型サービスの「訪問A」とかっていうようなふうに説明がされております。それでそれとは別個に更にそうしたことも必要がないというふうに初期の段階で、てか必要がない方については「結」ということで、これは来年度に向かっての準備ということですのでけれども始まっているということなんです、今のこの「よつば」っていうのはその今、町内5箇所介護事業者の方が中心となってボランティア、いわゆる先ほどのボランティアの方を組織する中で対応をし、それからしているというように理解をしております。それから「あゆみ」の方は今度は施設、入浴を中心に入浴サービス等を中心にやりたい方をやっているというふうに聞いているわけなんです、あと「リハビリ教室」とか「訪問A」っていうのは今までと同じような類型でやっているというように聞いているんですけども。それでまず、お聞きしたいのはですね、先ほど言ったようにあくまでこの今の介護、いわゆる今の制度の中でこういう形で今やっている、その方がこれがやっぱり必要だということだけで、それ以外の何か基準ではなく、その人がされている状況によって、そういう意味ではケアプランに従ってもう機械的と言うか自動的にこういう形のそれぞれどこに行くかっていうようなことが、振り分けっていう言葉は使っちゃいけないとすればそういう形でこの何て言うんですかね、行く先が決まると言うか、そういうふうになっているのか、それとも何か別の基準があるのかそこについてお答えをいただければと思います。

○保健福祉課長

今の基準の振り分けと言いますかね、そのことにつきましては本人と必ず面接をさせていただいて、本人の状況とかニーズとか利用したいサービス等をお聞きしまして、本人だけじゃなくて家族の意思もお聞きしまして認定申請をするのか、チェックリストでこちらの、今で言う二次予防で訪問型、通所型の方へ振り分けるっていうふうにしますので、本人の希望は必ず聞きますので、そこで状況等は当然町の方で判断をさせてい

ただきますけれど、そこでどっちへ行くって言いますか、どういうふうになるかっていうのが決まるというふうになります。以上です。

○根橋（2番）

そうしますと、ここでちょっとお聞きしたいのがですね「よつば」の場合に現在もこれになっている方はボランティアの方も一部入っているかと思えます。この内容っていうのは今、そのボランティアの方っていうのはトータル5箇所全体でですね、どのぐらい今、実際やっていたか。それからこの人たち、ボランティアの方々へのこの何て言うんですかね、報酬だとか旅費、車代だとかですね、そういった全くの無償なのか、それともそういう一部そういう形で介護保険の方から負担があるのか、そのへんについて人数とその今の制度ですね、制度と言うか運用についてどんな状況かをお尋ねしたいと思えます。

○保健福祉課長

それでは「よつば」通所型のBサービス、「ミニデーサービスよつば」についてでございますけれど、議員がおっしゃったとおり今現在は5箇所で行っております。介護予防センターを会場に通所介護事業者等へ委託という形で現在は行っております。これにはボランティアとしまして高齢者支援サポーター、現在は53名。実質稼働人員は今31名を導入いたしましてやっているところでございます。実施している中で1会場の12名程度のサポーターが必要ではないかなっていうふうに分かってきたところでございます。したがって、将来はこの「よつば」につきましては人数が増えてくれば各区で1会場ですか、各区で1会場の実施を計画しておりますので、掛け算していただければ約200名程度くらいの高齢者支援サポーターを育成していかなくちゃいけないかなっていうふうには現在のところは考えております。それから従事者の方の待遇条件ということでございますけど、現在は委託をしておりますので各事業所の待遇とか勤務条件によりまして、高齢者生活支援サポーターは一応ボランティアということでございますので、お金をお支払いするっていうことは今のところは考えてはおりません。この中で、ボランティアの皆さんに全体的にお渡しするっていうか、それを見込んでお金の方も事業者の方へお支払いいたしますので、そこらへんのところは現在のところは委託の業者をお願いをしているという形でございます。それからケアマネジメントの関係でございますけれど、一応各居宅事業所へ委託しておりますので、プランの作成につきましては包括支援センターが当たりまして、訪問や担当者会議にも一緒に出ておりまして、その事

業者の方のご意見もいろいろ聞いておりますので、それで今年聞いて段々これから良くしていこうという段階でございます。以上です。

○根橋（2番）

そこで生活支援サポーターとの関わりの関係で質問したいと思うんですが、先ほど冒頭申し上げましたように、この2つ、このサポーター受講者の方々が言われていることがあります。1つは今言うように「結」も含めてですけれどもボランティアに主体を移したような形のサービスを展開するっていうことは非常に無理がありやしないかということで、やっぱり町がもっと責任を持つべきではないかっていうことが1点であります。もう1つはやっぱり両方あるんですけれども、この身近な方だけに余計にする方もされる方も非常にそれは、早く言えばやりたくないと言うか、やりにくいっていうことが言われております。だから単純に例えば、ましてますます区単位なんてそういうことになってくると非常に身近な方がそういうサポートで入って来るということに対する、やっぱり抵抗感っていうのがあるわけで、これをどうやって解決していくかっていうことが非常に大きな課題なんですけれども、特に町が今、国の言うとおりに、ただ国の言うとおりにサポーター、早く言えば事業者の方にまわれみたいな形でですね、やるということはかなりもう困難伴ってくるのではないかっていうふうに認識しているんですけれども、そのへんの見通しとそれからやっぱり、それと今の身近であるほど困難というような状態、こういった難題抱えていることについてどのように打開していこうと思っているか、ちょっと町長の見解を伺いたいと思います。

○保健福祉課長

今、事業者の委託うんぬんで責任という話がありますけれども、責任はもうこれは当然、地域包括支援センターにございますので、私どもが入って一緒にこれは当然やっていくべきことでございます。それから身近な方っていう話もございますけれど、ここらへんはうちの方もちゃんとサポーターには、「こういう所でどうですか」「この業者と一緒にやるのどうですか」っていうようなお話もしておりますので、そこで例えば「嫌だ」という話になればまた違う所なりとかっていう話はいたしますので、そこらへんのところは、包括支援センターの方でチェックをさせていただいて言いますか、ご希望を聞いてお願いするところという形でございます。以上です。

○根橋（2番）

今のご説明ですと、もし本人とのあれが合致しない場合は、他の地区のことも流動的

に考えるというように理解いたしましたので、更にこれについては具体的な計画について注視をしていきたいというふうに思います。時間がありませんが、時間の限りで今回この認知症対策の推進ということで最後載っておりますけれども、要はこれこれも今回サポーターも育成されるようですけれども、1点だけ予防も非常に大事だということで800人を超える認知症が今後も予想をされるっていう中で、予防対策も充実させなきゃいけないと思うんですけれども、予防対策について今考えておられることを伺いたいと思います。

○保健福祉課長

認知症予防対策につきましては、認知症の相談員の設置、それから認知症初期集中チームの設置、これはお医者さんとかも看護師さんとかも入りますので、辰野町だけではできないかなというふうに考えておまして、他市町村との共同設置を現在、検討をしているところでございます。それから後は、そういう関係の医療とか、後は総合事業の中でとか、介護給付等の切れ目ない支援体制、ここらへんのとこの構築を目指しているところでございます。以上です。

○根橋（2番）

これ、認知症につきましては29年度以降、具体的に更にどうしていくかっていうことが大きな問題になってくるかと思えます。特に前も申し上げましたけれども、いわゆる軽度という形で軽度認知症の方々のうち、一部はそのいわゆる要支援の認定にされてしまうという可能性が残っていると。こういう方についてはなかなか特養についても入所が困難というふうに予想をされるわけで、そういう意味では今後そういった方々のやっぱり施設入所へどうやって道を開いていくかっていう点も課題だと思いますけれども、そういった点に、施設入所に向けてのですね検討と言うか、それについては現状どんな考えでいるか最後に伺いたいと思います。

○保健福祉課長

要支援1、2の方の軽度の方ですね、の特養の入所っていうことでございますけれども、特別養護老人ホームにつきましては、やむを得ない事情によりまして特養以外での生活が困難であると認められた場合には、町が関与しますけれども、町の関与の下、特例的に入所とかはさせていくことはできる、可能であるというふうに考えております。以上です。

○根橋（２番）

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後１時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 35分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。ここで先ほどの根橋議員の一般質問に対し、答弁の中、保健福祉課長より一部訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○保健福祉課長

先ほど、根橋議員のご質問の中で要支援１、２と認定された方の対応ということで、ご質問いただきまして私の方で軽度の認知症って言いますか、の要支援１、２の方の特養の入所ができるというようなご回答を申し上げたところでございますけれど、ちょっと私勘違いでございまして、軽度の認知症で要介護１、２の方は特養の入所の特例みたいなやつがあるということで、要支援についてはございませぬので訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長

進行いたします。質問順位４番、議席１番、岩田清議員。

【質問順位４番 議席１番 岩田 清 議員】

○岩田（１番）

それでは通告に従いまして２つの観点から質疑を行いたいと思います。まず最初に、地方創生法に基づいた地方版総合戦略をどのように考えて進めようとしているのか、という問題でございます。更に現在、具体的な施策として実行されている地域活性化の事業についての評価と、更なる発展のためのアイデアの提案、町のお考えもお伺いしたいと思います。政府は昨年度の補正予算で「地方創生先行型交付金」として１,700億円を決定し、各自治体の総合戦略策定や地方活性化策に順次充てていますが、プレミアム商品券などもその１つであるということをご存知のとおりでございます。ところが次年度以降の交付金の規模や使用できるジャンルを明らかにしていないので、各自治体とも戸

惑っているのが実情ではないかと、いくつかの報道もなされております。更にですね10月末までに戦略を策定した市町村には、最高1,000万円の上乗せ交付金という、おいしい話が出ております。そこで質問いたします。現在の町の総合戦略会議はどの程度議論を深めているのでしょうか。町長のお考えと、できれば、まちづくり政策課における本事業の進捗状況、及び予想される交付金の規模などをご説明いただけたらと思います。

○町 長

それでは岩田議員さんのご質問に答えたいと思います。この地方創生戦略というような形の中で国が策定を求めているものであります。そういった地方が元気になる、そういったことに非常に大切なことだろうと、こんなように思っていますし、今の現状においてまずはそういったものは必要となってきた、このように思います。人口のこのいろんな推計をする時にですね、国の人口ビジョンというものを作りまして、地方にもそういったものを求めてきているわけでありまして。最初に今、泣き言を言うわけじゃありませんけれども、国は1億人の人口を確保したいと、そういう目標を立てたところでありまして、そういったいろいろの施策を打ち出す中で、そこを目標においてどのようなものを進めていくか。実はその中で人口の推計の中で出生率が特殊出生率でありますけれども、ここには2.07という数字をお使いになっておるわけでありまして。今、現状を見ますと国は1.4いくつですかね、県、町も大体1.534ぐらいでありますので、そういったものを1.8に増やし、将来的には2.07ということはものすごいこのエネルギーって言うんですか、一町村が解決できる問題ではないようにそんなふうに思います。国がですね、もう思い切った政策の転換を図るようなそういったことをして、子どもさんが当然、生まれるということでありましてから、生まれた子どもが、子どもたちが将来にわたって安心して育てれる、そういった環境を作っていかなければなかなか難しいことだろうとこんなふうに思います。そういったことに対しては国はもう、根本的に政策を変えてですね高福祉、高負担の世の中を作るとか、そういうふうな気持ちを持ってやらなければ現在の中で進めるには「生まれたらじゃあ、いくらありますよ」「保育料をじゃあいくら安くしますよ」「何をやりますよ」ってこんな小手先のことで到底できるものではない、こんなふうに思っています。ちょっと泣き言に最初になりましたけれども、そうは言ってもですね、今求められているのは現在をどうするかということでありまして、数字的なことはまた別としても、この人口減少の中でいかに辰野町に住んでいる方々が辰野町を好きになって住み続けていけるかが、一番重要だろうとこんなふうに

思っています。そのためにはいつまでも安心して暮らせる地域づくり、地域コミュニティの維持や活性化をどうすれば推進できるか、ここが一番、辰野らしさを主張できて近隣の市町村にない魅力を出せるのではないかと、こんなふうに思います。地域間競争、こんなふうにもなるわけでありませけれども、そういったことをコンセプトにいろいろのものを策定していければ、とこんなふうに思います。その中で財政的な問題だとかそういったものについては、まちづくり課長の方から申し上げたいと思います。

○まちづくり政策課長

辰野版の総合戦略の策定の進捗状況であります。今年の5月に辰野町創生総合戦略推進会議、産・官・学・金・労・言、辰野町の関係するそういった所からの代表と言いますか、選出していただきまして参加いただきまして、現在まで4回の会議を開催しております。9月の末に5回目を行いまして、この時に諮問をするような形になっております。今、作っているものにつきましては4つの項目に分かれまして、まず1つが町に仕事を作り安心して働くことができるようにしようという、産業雇用面からですね。でもう1つは町への新しい人の流れを作ろうという、交流、新しい人の流れ。で3番目が若いみんなの結婚、出産、子育ての夢を実現。結婚、出産、子育ての関係。4番目がいつまでも安心して暮らせる地域を作ろうと、地域づくり、基盤整備。この4つの観点からそれぞれの総合戦略の施策の方を今、構築している段階であります。現在まで、ワークショップ等を行いまして前回には具体的な方策、こういうことをした方がいいね、というようなことを出し合う中で、中には従来からの踏襲しなきゃいけないものももちろんありますし、新規にこういうこともした方がいいんじゃないかというようなご意見もありましたので、そこらへんを今、とりまとめているような状況であります。いずれにしましても10月末の策定に向けて進んでいきたいと思っております。それと交付金の規模であります。思ったよりか政府が今、出している情報でいきますと少ないなという気はいたします。細かい話はしませんけれども今までの過去の経過から見ますと、この地方創生のための自治体向けの新型交付金については現在、概算要求の段階でその内容は国費負担分で約1,080億円、で同額1,080億円を地方負担とし、事業費ベースで2,160億円の規模となっているとの情報が入ってきております。これを辰野町に当てはめると人口規模などを基礎に配分されておりますので、3月に可決いただきました地方創生先行型の基礎交付分ですね、これが1,400億円で辰野町に配分されたのが3,481万円でした。ここらへんから想像するのに、今度当町へ来る新型交付金につきましては配分が2,600

から 2,700 億円くらいかなと、今想像しているところであります。失礼いたしました。

2,600 万円から 2,700 万円ですね、程度じゃないかというふうに予想しているところであります。また、この事業費ベースとしてはこれが倍になりますので国の分と町の分がありまして倍になりますので 5,000 万円程度かなというふうに予想をしているところです。期待したわりにはちょっと少ないのかなとは思っておりますし、また26年度の補正予算での交付金は全額国費でありましたけれど、この新型交付金ではどうも事業費の2分の1を町が負担しなければいけないというので、この財源確保もちょっと頭が痛いところかなと思っております。以上であります。

○岩田（1番）

今、見通しを課長の方よりお話いただきまして少し分かってきたわけですがけれども、辰野町はコンサルには委託しないということによろしいですね。

○まちづくり政策課長

策定につきましてはコンサルに委託しております。

○岩田（1番）

分かりました。そうするとですね、報道によりますとコンサル、県内市町村9割、90%以上がコンサルをお願いすると、さもないとですね10月には間に合わないという形の中でこれはやむを得ないということでございますけれども、いささか旧聞になりますけれども、「信濃毎日新聞」でこれのことについてアンケートを県内市町村の実務担当者に対して行っております。「国からの押しつけで地方の独自性を重視しているとは思えない」とか「交付金を受けるためには戦略が必要。努力義務であるはずなのに、いつの間にか策定せざるを得ない状況になっている」というような回答もですね、共感するところでありますけれども、末端ではですね、この失速状況にあるこの今の経済の状態、地方社会の状態ではですね、これを利用してですね役場でも多分人手不足だと思います。住民税務課でも、通常業務にね悪い影響を来たさないように、こういったよい方法の中でですね10月末までにまとめていただけたらということで、この質問は終わりたいと思います。更にですね、2番目でございますけれども独自性、各自治体の個性を打ち出せということになっております。これはあれですね、地方創生戦略の大きな狙いとする所であろうかとも思います。県内でも東北信へ行くと「辰野」という名称が意外と言うかほとんどと言うか知られていないことに驚かされますし、これが東京へ行きますと更に極端に我が町は知られていず、私の経験でも学生時代から今日に至るまで説明に苦しむ

と「諏訪湖の近くの町」というのが一番の我が町の地理的説明にもなっているわけですが、そこです、総合戦略では自分の町です、各自治体のカラーを出そうということで、独自性を表すキーワードを模索している所が結構あるわけです。例えば隣の岡谷市では「シルク」、茅野市では「縄文」を指定し観光戦略としてのもので、1つの大きな柱として利用しようとしております。そこで質問したいんですけれども、こういうキーワードの設定によるイメージ戦略は辰野町の総合戦略の上でも必要だと考えますけれどもいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

辰野町としましては第五次総合計画後期基本計画の今基本構想の中で「まちづくりの合言葉」というのを今、作ろうと考えております。これにつきましては6月に行いました新町発足60周年記念の式典の中で公表させていただきましたが、「住み続けたい町、帰りたい、戻りたい町、住んでみたい町、辰野」をこのまちづくりの合言葉としております。今回のこの辰野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、このまちづくりの合言葉を全面に出していきたいと思っています。まずは辰野町を愛する人を大切に、先ほど町長が申しましたが、で、ずっと住んでいただきたい、住み続けたい町、そして進学や就職で一旦、町を離れてもいつかは帰りたい、戻りたい町を実感できるような施策を展開し、それが実現することで町外の人から見ても住んでみたい町、辰野となるようなイメージでもって今、作っているわけでありまして。議員の言うイメージ戦略とは違うかもしれませんが、そんな思いを込めて今、策定しております。また、辰野町と言えどホテルでありますけど、ホテルにつきましては先ほど言いました4つの基本目標の中のいつまでも安心して暮らせる地域を作ろうという中で、ふるさとづくりの推進ということでホテルが飛び交う環境づくりをしていきたいと思います。今、策定をしているところであります。以上であります。

○岩田（1番）

ぜひです、辰野と言えどやはりホテルということになるのかなとも思いますけれども、しっかりです、議論しながら、またいろいろ町民の声を取り入れて、ぜひです、辰野町のイメージ及びキーワードということを、中心に、このイメージアップを図っていただけたらと思います。さて、3番目でございますけれども、地方創生の大きな戦略の1つとして人口対策があることは周知のとおりであります。国全体として人口増対策があり、一方では地方移住を促進して東京一極集中を是正しよう

というものであろうかと思えます。国土交通省の「国土グランドデザイン」によれば、2050年には、現時点で人が住んでいる地域の63%が、人口半分以下になるという予想でございませう。少子化がドンドン進み、高齢者が亡くなると新しく流入する人口もなく、その地域、町、そのものが漸減していき、そして人口が減れば地元経済も衰退し働き口をなくした若者が大都会へ自然と流出していくという、先ほど誰かほかの議員がおっしゃったんですけど、いわゆる負のスパイラルに陥っていきます。政府は「まち・ひと・しごと創生本部」を発足したということございませうけれども、そのへんに危機感を持っていると思えます。そこで地方への移住定住促進策のUIターンの新しい形である「孫ターン」というものを提案したいと思えます。これは明治大学の小田切教授が若者の田園回帰の現象に注目して提唱しているものでございませう。大都会での農山村の移住の窓口となっている、これは東京では「ふるさと回帰支援センター」、大阪では「大阪ふるさと暮らし情報センター」と呼ばれている組織がございませう。従来ですな、田舎で暮らしたいという人たちの相談はシニア世代ということございませうけれども、圧倒的にですな、シニアの世代が圧倒的でした。50代以降ですかね。で近年は子育て世代を中心とする20歳から30歳、更に40歳代が半数を占めるようになったという報道があります。生活をするべく、自分が人生を送るという形の中での価値観が変わってきていると思えますけれども、こういうことをですな、町当局はどのように掴まえているのでしょうか。ちょっとそのへんを町長に伺いたいと思えます。

○町 長

今の話をお聞きしてですな、私もぜひ、そういうふうに関わりかけてみたいな、こんなふうに関わりするような状況であります。多分、聞いていただける方も多いかと思えますので、ぜひ、そんないろいろの機会を捉えてですな、そういうふうな話を進めていければ1つの良い何て言うんですか、アピールになるんではないかとこんなふうに関わりします。特におじいちゃん、おばあちゃんに孫に対して優しいって言うんですか、言うことを聞いてもらえるような普段からの行動もあるわけありますので、ひょっとしたら叶うかな、こんなふうに関わりしています。まちづくり課長の方から申し上げます。

○まちづくり政策課長

議員からこの「孫ターン」という言葉を聞いた時にふと見渡しましたら、実はまちづくり政策課の中にも今年採用しました職員が1名、孫ターンでありまして、両親は町外にいますんですけど、おじいちゃん、おばあちゃんは町内にいるということで「どうして

ここを選んだの」と言ったら、「やっぱ、おじいちゃん、おばあちゃんがいる町だから」ということで答えていただきました。祖父母を頼りまして若者が地方に移住する「孫ターン」生まれ故郷じゃなくても祖父母を通じて仕事や住居を探しやすいほか、地域のルールや人間関係を把握し、地元で溶け込みやすい。祖父母は今、町長言いますように慕われているし、親と都市部で暮らしていても祖父母のいるふるさととは第2のふるさととしてイメージされている方が多いのかなと思います。「移住する上での不安のトップは」と聞きますと、どうしてもやはり仕事の確保の面だそうです。辰野町では現在就職に関する情報提供をする専用サイトを今年の12月に立ち上げる予定で進行していますので、ぜひ、就職を考えている本人のみならず、またその親御さんですね、そしてまた祖父母の方にも見ていただいてお孫さんに辰野町ではこういうサイトがあるよということを知らせていただけるような、また働きかけができればいいのかなと思いますし、本当に孫をターゲットとした移住、定住策っていうのはすごい斬新だと思います。具体的なバックアップ方策っていうのはまだ浮かんできませんが、例えば高齢者の集まる場所、例えばちょうど、これから敬老会の時期になりますのでお孫さんをお持ちの方はぜひ、辰野町にぜひ住んでいただくようにこうやって呼びかけるなど、特に議員の皆さんは挨拶があるかとおもいますので、ぜひ一言そのことを申していただければありがたいかなと思います。以上であります。

○岩田（1番）

私が提案しようと思ったことを全て課長の方が発言されましたんですけども、私自身も孫が遠い所におります。初めて聞かれる方はちょっと分からないと思いますけれども、孫ターンと言うのは親はその町には住んでなくて、おじい、おばあが住んでいて、親は都会へ出て行ったと。だけれども夏休みに帰ってきたり、おじいさん、おばあさんの所がふるさとだったり、親のふるさとであるから何となく住みやすいと。あるいは田舎で景色も良いしということですがけれども、これはですね結局ですね、宙吊りのUターンとは違い、親がですね一昔前に都会に出て行って、そちらで生まれ育った子どもたちということです。現在も、先ほど言われましたようにじい、ばあが住んでいる親の実家がある場所ということになるので受け入れやすいし、定着率も期待できそうですと。空き家対策をですねいくらPRしてもなかなか縁故のないものは、なかなか難しいですね。実際にどのくらい定着してくれるかも分からないし、先行きもですがけれどもおじいさん、おばあさんが住んでいる所なら非常にですね安心して住めるし、住居その他ですね、い

ろいろなことがですねバックアップできやすいと。で、先ほど言われましたけれども、課長の方で就職先の斡旋、これが一番大切かなと。役場にそういう方が入ったということは初めてお伺いしたけれども、そういう流れというものもありますので、ぜひですね、町長が言われましたものをですね具体的にですね、孫の対象になる青年たちにですね働きかけるような、そういう仕組み。あるいは補助金ということだけでなくですね、全体的な情報、それからを発信してこちらにですね人口増の1つの施策としてですね実現できたらと思っております。ぜひ、ご検討ください。4番目でございますけれども、これは何遍もいろんな方が質問していますけれども、ふるさと納税でございます。今や全国の自治体はその返礼品で競い合っているのが現状でございます。税が持つ本旨から見ると前、町長がおっしゃっていたようにややその違和感のあるところ、公平性とかね、そういうところでは違和感があるところでもありますけれども、寄付金による住民税の免除という観点から見ればある種、画期的な制度とも言えます。辰野町も前年度はですね非常に企画が良くて伸びておりますので、今後ともですね更に期待するところがございます。各自治体ともですね知恵比べみたいな形でいろいろなアイデアを競っておりますけれども、まずですね辰野町での実績とですね、昨年何が人気だったか、そのへんについて伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

昨年は9月1日からふるさと納税の返礼品を「ふるさと寄附渡」として充実いたしました。3月31日までに1,281件、1,707万8,000円の寄付をいただきました。長野県の市町村の中では寄付件数では12位、寄付の金額では16位となったわけでありまして、一番の人気商品は「ぎたろう軍鶏」でありました。ただ昨年600以上の軍鶏が一気にいなくなっちゃったもんですから、残った軍鶏が今度、卵を産まなくなっちゃいまして、次は自分の番かという、それは冗談ですけど。なかなか次の卵を産まないということで今、ちょっとストップしたり、ヒナがちょっと生まれた時に出荷しているような状況でありますので、通年通じてっていうわけには今いかないのかなと思っております。それで今年でありますけれども、昨年のその返礼品は15品目からスタートしたわけなんですけど、今年度は4月に町内の事業者になんか新たなお礼の品を協力できる、協力事業者を公募いたしました。現在まで37種類ですね、にお礼の品が増えまして8月31日までに519件、1,483万1,000円の寄付の方をいただいております。以上であります。

○岩田（1番）

しっかり伸びていて、財政、企画の方が良いのかとは思いますが、各自治体ともですねいろいろな形でアイデアを出しております。全国で調べますと、先ほど言いましたけれども、ぎたろう軍鶏なんかは私ども高価なのでなかなか手が出ないんですけれども、やはり良いものは全国水準でいくと出ていくということだと思いますけれども、兵庫県の上郡町では地元の団体が半年かけて作成した厚紙製の武者鎧、これは50万円寄付しないとだめだそうですけれども、そんなようなもの。それから山形県の真室川町では1日町長体験など各町村のPRやイメージ戦略も兼ねたアイデアもたくさんあります。そこでですね新たに商工会などとですね、まちづくりの方、あるいは産業課の方で企画していただきましてですね、タイアップしてユニークで魅力的な返礼品を企画したらと考えます。例えばですね、先ほど課長が言われなかったんですけれども、なんか入浴剤が非常に良かったということで、例えば入浴剤にですねオンネームしましてホテルのイラストを入れてみたりして限定商品化するとかですね、愛好会の皆さんの協力で「つるし雛」を加えてみるとか。それからですね私はこれはちょっとなかなかのアイデアだと思いますけれども町営のですね霊園が非常にですね販売が好調で造成しておりますね。だから例えば墓地の何区画かを返礼品のね目玉にしたら話題にもなり辰野町のPRにでもなるのではないかと思います。またですね、ほたる祭りの案内券みたいな形のもので、例えばふるさとパートナーの若者にもご協力をお願いして、そういうものをですねソフトな商品化。例えばパークホテルやかやぶきですね案内付き宿泊券などとしたらどうかと思いますけれども、そういうことですね掘り起こすような検討会みたいなものをね開けたらと思いますけれども、町長のお考え方を所見をお伺いしたいと思いますけど。

○町長

議員さんおっしゃられるとおり、アイデア競争みたいなところがありますので、そこらへんのところ頑張っていかなきゃいけないなと思います。ただ、私が思うのは例えばクオカードを出すとか、景品率を90%にするとか80%にするとか、そういうことでもって給付金を増やした所もあるわけでありまして、やっぱり地域の人とウインウイン（win win）て言うんですかね、そういうふうでなければいけないということが、あるていどありまして地域で作ったものだとか、ゆかりのものだとか、そういったものを主体にということ考えていただいています。アイデアの中にはそうでないものも当然出て来るわけでありまして、そういった部分も含めながらやっていきたい、こんな

ふうに思います。なかなか思っても実現しないこともあるわけでありましてけれども、まちづくり課長の方から、じゃあ細かいとこ話をします。

○まちづくり政策課

先ほど、新たな品については言わなかったわけなんですけど、今年募集する中で例えばはちみつのセットだとか、りんごジュース、りんごワイン、あとりんごの木のオーナーの権利等が増えております。また、町内企業の工業系の商品としまして絹のセンスの良い扇子ですね。後、入浴剤の詰め合わせ、先ほど議員言ったようにこの入浴剤の詰め合わせにつきましても、かなり今、注文がございまして驚いているしだいであります。またコンパクトカメラ、辰野町にはカメラの製造メーカーがございますので、コンパクトカメラの方を今、扱ったり、またマレットゴルフのセット等も追加しました。また、図書館のセカンドブックの購入財源へのあしながおじさんとしての寄付、そして、先ほど議員おっしゃいましたが、ほたる祭り期間中にその宿泊とセットになってホテルを観光してもらおうというような取り組みも今、しております。また今後も単なる今、お米はやっているんですけど、このお米だけじゃなくて家庭用の精米機と玄米をセットにした組み合わせのものだとか、コンパクトカメラから今度一眼レフカメラにちょっとグレード上げてまして、そういったカメラなどを投入をする予定で、今進めているわけでありまして。地元産業の更なる発展に寄与したいと考えてます。また、このアイデアについては随時募集しておりまして、中途からの品物の追加もドンドンやっておりますので、ぜひユニークな返礼品、アイデアあれば教えていただければドンドンやっていきたいと思っておりますので、また皆さんのアイデアを募集していきたいと思っております。以上であります。

○岩田（1番）

いずれもですね、前向きにしっかりとちょっと突飛なアイデアもありましたけれども、いずれにしましてもですね、前向きな形でいろいろ工夫したらと、これからはですね住民税の増収も期待もできませんので、ぜひですねこういう形で町ですね収入の1つの柱となればと思います。時間がないので前にいきますけれども、5番目でございます。去る、7月1日付けの公布でですね、辰野町実践型インターンシップ活用促進事業補助金交付要綱、それから実施要綱ですね。それから7月15日にですね産業振興課の説明会に私と山寺議員が出席させてもいただきましたけれども、このですねインターンシップ活用促進という形の事業の狙いとすところを簡潔にご説明いただけたらと思います。

○産業振興課長

実践型インターンシップでございますけれども、中小企業等の事業者の方が経営刷新を図って、事業組織を発展させるために学生に一定の期間、6箇月くらいですけれども、事業所で活動してもらってという制度であります。これは学生の方もメリットがございまして事業者と設計したプロジェクトの成功に向けて取り組みますので、企業家的な考え方だとか、問題発見能力ですとか、解決能力っていうような習得ができるような利点もございます。町は企業へ月額10万円を限度として補助する予定をしております。

○岩田（1番）

その各新聞社の報道にもありましたようにですね、9月1日から既にもう始まって信州大学の学生2名が小野酒造店さんと天竜糧食工業さんでもう半年に及ぶ就業体験に入っております。小野酒造の社長さんにインタビューしましたけれども、「酒造りに興味があり『杜氏』の手伝いをしながら酒造りを学んでいきたいという大学生が来ていただき、意欲もあり将来を含めても期待している」とのことです。更にですね、現在まだ5名ほどの応募者もあるようなことですので、ぜひですね、辰野町の地場産業に若い力を含む本事業にですね力を注いでいただきたいと思います。時間の関係ありますので6番目に移ります。新聞紙上でも一時期、話題にもなりましたプレミアム付商品券の発行でございますけれども、これは国が緊急経済対策として2014年度の補正予算に盛った地域消費喚起・生活支援型交付金ということであることを確認の上ですね質問したいと思いますけれども、今月の3日付の「たつの新聞」の報道によれば、もう発売1箇月で2割の使用があり大変順調な滑り出しということで、これは喜んでおります。8月1日の販売には私も販売員として携わったわけですが、いくつかの課題が見つかりました。当日用意された1万3,800冊のうち、1日目は町民会館で販売したわけですが7,079冊、ですから約半分ですか、思ったより売れ残ったという印象でございました。残りは商工会に移しての販売ですが8月3日に3,095冊、8月4日879冊、5日813冊、そしてですね更にはですね低所得者向けの残が2,634冊あったので8月19日に3,800冊販売されました。質問を絞りますけれども、2つちょっと問題があったと思います。先着順とした購入方法について初日、炎天下で並んだ町民の間にはちょっと高齢者には無理とという声がありました。それから2日目以降の商工会での販売は商工会は階段を登っていかなきゃいけないので、やはり高齢者の方には厳しかったと、こういうことでございます。その一方で子育て世帯、低所得者向けは販売残となっ

ていたことがちょっと不思議なんですけれども、これが1つです。それから2つ目は上限金額について、上限金額を100万円とした飯山市で混乱を招いた自治体もありましたけれども、3万円という設定についてはどうでしたでしょうか。産業課の方の自己評価、課題について伺いたいと思います。

○産業振興課長

今、議員の方から経過についてもご説明ございましたけれども、その中で販売方法について先着順での一斉発売についてどうかというお話でありますけれども、今回はご案内のとおり子育てと非課税世帯を優先した先行販売を行いました。このために一般の販売枚数が直前まで決まらなかったと、こういうこともございまして販売枚数が不明な中での往復ハガキでの受付っていうのはできませんので、今回は先着順の一斉発売としたわけであります。以前にもプレミアム商品券を往復ハガキでの申し込みをやってきておりましたけれども、この中にはですね「広報に往復ハガキの記入の仕方を載せても分からない」ってというような問い合わせがありましたたり、それから「ハガキを買うのが面倒だ」ってというようなお話もありましたので、こういう今回の事情の中で一斉発売としたわけであります。それから、並んでいるのに炎天下の中でっていうこともありまして、私どもも商工会が発売したわけですがけれども、1日目は町民会館でやりましたので、町民会館の前にテントを2張、張りまして飲料水のコーナーを設けましたり、発売を15分早めましてスムーズにあまり暑さに影響のないような形で配慮をいたしました。それから購入の限度額の妥当性というお話がございました。去年は、1万円で1人3セット3万円までを2,000セットの発売をいたしまして、1.9倍の状況でございましたので抽選だったということもございました。今回は先ほどもお話がありましたように多くの住民の皆さんに買っていただきたいということがありまして、1セットを5,000円として1人、6セットですね、金額は3万円ですけれども購入できるようにして発行したわけがあります。一般の販売前に子育て、非課税世帯の先行販売を計画して販売したわけですがけれども、先行販売についてはいずれも予定されました57%の購入に留まりました。これは周知を十分していたわけですがけれども、子育て世帯の皆さん、一般商店での購入にちょっと消極的なのか、でまた非課税世帯の皆さんはプレミアム商品券の仕組みを理解されていない方も多かったのかなというようなことも想像しておりますけれども、今後、ご意見をお聞きする中でこれから実施する場合にはですね、改善すべき点があれば改善をしてまいりたいと思います。また商工会で発売した時に階段があったってということも

ございますので、駐車場については下辰野公民館を借りてもらうような配慮もしたりしておりましたけれども、そのへんも次回やるとすれば考慮をしてまいりたいと思います。以上です。

○岩田（1番）

販売金額につきましてはですね各市町村で佐久市は10万円、飯田市では2万円とかバラつきがありましたんですね、この3万円は私はちょうど適当ではなかったかなと、私自身は思いましたけれども、本来の個人消費の喚起で町民の間では「久しぶりに、うな井を食べて良かった」という笑い話もあって、登録店舗も157店舗を数えて一定の効果があつたと思います。次の企画を待ちたいと思います。

時間がなくなりましたけれども、教育問題について3番目の教育大綱については時間がないし、ほかの議員が質問すると思いますので省きたいと思います。まずですね教育制度は今、大変な曲がり角にあると言われております。少子化による学校再編問題では中野市が小学校11校を5校に再編することが大きな話題になっております。去る6月、国会において改正学校教育法が成立しました。これによりまして平成28年度から小中一貫教育を実施する「義務教育学校」が創設されることになり、辰野町にはすでに「施設分離型」である両小野学園があり、一貫教育のメリットを実感している現在でございますけれども、義務教育の根幹であった6・3制を各市町村の教育委員会の判断により5・4にも4・5にも変更でき、子どもの「つまづき」の要因であるいわゆる「中1ギャップ」の解消をも狙えるとの指摘もございました。この大転換期にあたり、辰野町の教育委員会としては実際にどのように対処しているのか、教育長に伺いたいと思います。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。改正学校教育法については今、議員指摘のとおりでございます。既にこの法律がとおる前から小中一貫教育を実施している自治体というのはあるわけですが、そこらへん、その学校の自治体の例を見ても子どもにとって最大なつまづきである「『中1ギャップ』に効果があつた」などの声を聞くわけですので、義務教育学校になればある面その解消にはなるんだろうなと思っております。この「中1ギャップ」についてですけれども辰野町につきましては昨年の12月の議会でも答弁させていただきましたけれども、かなり細かな取り組みを町内の小中学校で行っており効果も上げております。今後更に少中連携、それから情報交換を進めていく

わけですけれど、これだからということですね、それからまた現在の辰野町の子どもたちの姿を見る中でこの6・3制に手を付けるという、そんな理由が見当たらないのではないかと考えているわけでございます。ただ一方で学校の統廃合の手段に使われるという、そんなこともございます。辰野町でもここに関わっては急激な人口減、少子化に伴って在籍児童数の減少が続いているわけですので、今後町でもこの論議は避けて通れないんだらうと思っております。町全体を一つの小学校とそして現在ある中学校とで義務教育学校をつくるという考えは現在、想定しておりませんが、今後町内の学校については特に小学校において適正な規模、適正配置の面から議論が進められていくことになるんだらうと思っております。以上です。

○岩田（1番）

私の懸念していたところをですね、教育長がもう答えていただきましたけれども、義務教育学校でですね、これからどういうメリットがあるか、デメリットがあるかっていうのはなかなかこれからの議論に待ちたいと思っておりますけれども、ただですねこの制度が学校の統廃合、今後統廃合の必要性はあると思っておりますけれども、この制度によって安易に利用されることがあってはならないと、これだけを指摘しておきたいと思っております。それではですね、最後に全国学力テストの問題を再度取り上げたいと思っております。文部科学省は、この4月に実施され公立においては小学校6年生、中学校3年生を対象として全学校で行われました。8月下旬にその結果を公表しました。県内では、小学校では1科目を除き平均点以上、ところが中学校では国語Aを除いて全て全国平均を下回るといった結果でした。上位は相変わらず秋田県と北陸の3県が占め、やや固定化してきているようです。従来から、県教委はこのテストは学力を見る指標の1つに過ぎないと言っていましたけれども、ここでですね報道によりますと急に「学力向上外部検証委員会を設置する」ということを言っています。そこで質問に移りますけれども、長野県の教育には確たる伝統があったはずではございますけれども、こんなテストの結果には一喜一憂しないはずでしたけれども、この検証委員会には石川県の教育委員会から職員を迎えてその検証委員会を創設するそうでございます。なぜですね、こういうことまでして検証委員会を創設しなければいけないのでしょうか。

○教育長

議員の指摘の学力向上検証委員会、まさに第一回目の検証委員会は今日でございます。今、ですから県庁でやっているところなんですけれど、なぜやっているのかっていうこ

と、これは表向きな部分、報道されていることしか私は分からないわけですが、ここでは目的として全国学力学習状況調査の結果を分析し、長野県の学力向上に関わる取り組みを評価し、今後の県の教育施策に生かすためとこうしているわけですが、実はここには昨年の12月に文科省の方で通達を出しております。要するに、諸般のいろいろなさまざまな状況から説明責任を果たしなさいという、その通達を受けたもの、こう考えられておりますけど、真のところはよく分かっておりませんが、私はやはり昨年の12月にも話をさせていただきました。改めて当初の目的である児童、生徒の学力、それから学習状況ですね、どういう状況に置かれているのか、子どもたちの生活状況、ここらへんとのリンクさせたそんな調査が、あるいは分析が大事ではないかなと思っております。

○岩田（1番）

その言葉をお聞きして安心したんですけれども、例えばですね大阪府では、この結果をですね絶対評価として信頼できるということで高校入試の内申点に反映して、利用したいと宣言して、で文科省はそういうことはいけないと言ったのが、突然ですねなぜか弱気に次年度に限って認めるというような話にもなっております。皮肉にもですねこういうことを言い始めて大阪府の学力テストの平均点は中学校に限っては一挙に上がり、小学校は相変わらず全国下位に低迷しているというようなこともあります。学力というのは中学3年生の秋以降に劇的に伸びてくるものであり、春先にやったものが今度は秋ではどうなったのかな、という形で自分たちがそれに向かって努力していれば良いと思っておりますけれども、ぜひですね子どもたちの目線や立場に立って議論していただきたいと思っております。ぜひですね、この文科省が朝令暮改のような話になっておりますけれども、見極めてですねこの辰野町の教育行政をですねきちとしたものにしていただくことを要望したいと思います。最後にですね今回の質疑のまとめを述べたいと思っておりますけれども、現在、国会の方では安保関連法案、そして東京オリンピックの開催準備にあたっての諸問題など課題が山積しております。多くの知識人から今の我が国における物の運び方、組織のあり方のずさんさについて「反知性主義」に起因しているとの指摘があります。反知性主義というのは、過去を分析して反省することなく、独断と意思込みによって無批判な大衆を先導する思想であると言われております。その大衆の一員である私たちは、凡庸という名の悪魔に囚われることなく民主主義国家の国民としての理性的な立ち振る舞いや行動力が今こそ必要であることを申し述べて、質問を終わりたいと思

います。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 7 番、篠平良平議員。

【質問順位 5 番 議席 7 番 篠平 良平 議員】

○篠平（7 番）

それでは今回は 2 件について今、話題となっております 2 点について質問をしたいと思えます。まず、1 点目でございますけれども、選挙権 18 歳引き下げに伴う町の取り組みについてお聞きしてまいります。選挙権年齢をこれまでの 20 歳以上から、18 歳以上に引き下げられる改正選挙法が、本年 6 月 17 日に成立し 19 日に交付をされました。1 年間の周年期間を経て、早ければ来年の夏の参議院選挙から 18 歳選挙権が導入される予定であります。選挙年齢の引き下げは 1945 年、昭和 20 年ですか、の終戦直後に 25 歳以上から、現在の 20 歳以上になって以来、70 年ぶりとなる歴史的な大改革であります。改正に伴い、18 歳、19 歳の有権者数は全国で 240 万人とか、日本の有権者数の 2 % が有権者に加わる見込みで、政府は若者の政治参加の意義を高める「主権者教育の充実」を急ぐよう示しております。国民の間では 18 歳引き下げの改正には賛否両論あります。しかし世界においては選挙権の年齢は 18 歳というのが標準になっております。18 歳引き下げにより若者の政治参加による新しい発想や意見が取り入れられることも示されておりますが、反面、年齢の引き下げによる選挙に対する無関心層の増加による、投票率の低下も危惧されております。そうした心配があることを鑑み、辰野町でも若者への選挙権が与えられることにどのように取り組んでいこうとしているのか、以下、何点か質問をしてまいります。まずはじめにですね、来年参議院選挙が実施された場合、来年度の 18 歳、19 歳の有権者数は何人位か、とまた全体の何パーセントに当たるか、伺います。

○総務課長

それでは私の方から選挙管理委員会の書記長の立場でお答えをさせていただきます。議員今、ご指摘のとおりですね今年の 6 月にですね公職選挙法が改正になりまして、6 月 19 日の公布からですね 1 年を経過した最初ですね、国政選挙、おそらく参議院選挙になろうかと思えますけれども、その時からですね、この選挙年齢が 18 歳に引き下げると、引き下げた状態で執行されるということでもあります。今年ですね 9 月 1 日現在でありますけれども、18 歳の方が 178 人。それから 19 歳が 193 人。ちなみにですね 17 歳の方が 205 人いらっしゃいます。過去ですね来年 3 月あたりになりますとですね就職で

すとか、進学でもってですね町外、あるいは県外へ移る方がいらっしゃいますので、そういった動向を見ますとですね、おそらく20%ぐらい、現行の数字よりも減るだろうということでもあります。それを見ますとですね、来年の7月ぐらいにはですね18歳で143人。19歳で155人という見込みでございます。有権者数に対する比率でございますけれども18歳で9.8%ぐらい。10%ぐらいですかね。それから19歳で8.6%ぐらいの比率になろうかというふうに見込んでおります。以上です。

○篠平（7番）

はい、分かりました。それでは次に進みます。選挙年齢が2歳若返ることで高校在学中である人も多いと思います。果たして高校生が自己判断できるだけの情報収集と、投票行動が取れるのかということと不安は否めません。また、現行も若い世代の投票率の低下や政治離れの状況にあり「今回の改正により2歳若返ったから選挙の結果が大きく変わるとは思えない」と言う意見もあります。そのようなことにならないように、これまで以上に、選挙に関わる者全てが投票率向上に向け努力しなければならないことは当然のことです。次に、若年層への選挙啓発の現状と今後の展開について、町の考えをお聞きします。

○総務課長

若年層へのですね、選挙啓発の関係でございますけれども、今まではですね成人式ですとか、あるいは駅前、または大型スーパーでのですね啓発をですね行ってきております。また、選挙時におきましてはですね保育園の方へ出向きましてですね、保護者の方等にですね、選挙啓発を行ってきております。今後につきましてはですね、19歳、18歳ということで選挙年齢が引き下げられるわけでもありますので、豊南短大の学生さんですとか、あるいは辰野高校の生徒さん、またはですね事業所訪問をしてですね若い職員の方等々にですね、選挙啓発を行っていきたいというふうに考えております。

○篠平（7番）

はい、分かりました。若い年代層への保育園のおかあさん方とか、あるいは短大の生徒、あるいは高校生にも周知していくとこういうことでもありますけれども、ちょっと素朴な質問で申し訳ないんですけど、私も20歳の時に選挙権を与えられたんですけども今まで全然気にしないで投票してたんですけども、この今度18歳になるんですけど18歳の選挙権というのはね、公示日なのか、告示日なのか、それとも投票日なのか、これどっちなんだい、俺よく、改めて今そういう思ったんですけど、どちらですか。

○総務課長

告示日、または公示日になります。よろしいですか。

○篠平（7番）

あ、そうです？私は投票日かなと思っていたけど、告示日なんだ。

○総務課長

選挙権についてはですね、投票日のですね翌日、分かりますかね、例えばですね4月10日が選挙だとしますと4月のですね11に生まれた方まで。ややこしいですか。

○篠平（7番）

投票日の1日？

○総務課長

投票日の1日です。

○篠平（7番）

投票日に満期が来て選挙権が与えられるじゃない？違ったっけ。

○総務課長

そうです。そういうことなんですけども、年齢に関する法律というのがございまして、投票日が例えば今日だとしますよね、そうすると20歳の方が選挙するとなると例えば明日誕生日だっている方についてもですね、今日、投票する権利がございます。

○篠平（7番）

はい、分かりました。そうすると公示日とか告示日じゃないということだね。そういうことだね。

○総務課長

はい。

○篠平（7番）

はい、分かりました。はい、いいです。はい。次に投票率向上の施策について、伺います。投票率の低下は辰野町だけでなく、全国的な問題であります。若者の政治離れは大人の責任とか、家庭や地域の身近な大人も若い世代が政治への関心を持つように努力することが重要であると思いますが、若い皆さんに政治に関心を持ち、投票率を上げると一口で言うのは簡単ですが、なかなか難しいものがあります。選挙管理委員の皆さんには、選挙のある度に店頭立ちPRによる投票率の向上のための街頭活動を行っていただき、先日も成人式の折に新成人への選挙啓発活動を展開していただきました。役場で

行われている期日前投票が、かなり功を奏しておりますが全体としての投票率向上には残念ながらまだ少し至っておりません。何が投票率の向上を阻んでいるのか、その原因を究明することが何よりも大切であります。3点目に投票率向上の施策について、選挙管理委員会として何かお考えがあるのか、今日は委員長に来ていただいておりますので、選挙管理委員長に伺います。

○選挙管理委員長（西村）

篠平議員さんの質問にお答えいたします。ただ今も議員さんの申し上げられたとおり、選挙における投票率については既に皆さまご存知のとおり、全国的にみても選挙の都度現在下がり続けております。本年4月に行われました辰野町町議会議員選挙においても平成11年度の選挙時には84.46%の投票率であったものが、今回は66.58%として落ち込みました。特に若年層の投票率の低下が見られます。辰野町の平均的投票所の投票率を見ますと60歳代以上が53.94%、30から40代が41.79%、20歳代が26.42%で顕著に若者の投票率の低下が見られます。この背景を踏まえまして選挙管理委員会としましては県選挙管理委員会の指導の下、また現在は明るい選挙推進協議会の協力をいただき、先ほども議員さんが言われたとおり、成人式に啓発活動を行っております。また、新たに昨年の県知事選挙より町内保育園に迎えに来る保護者等に、投票日前日の金曜日に園庭において啓発を行っております。従来は大型店の店頭においてのみ無差別に啓発をしてきましたが、若者に対する対象を絞るということも必要と思ひまして、保育園に迎えに来る若い母親たちに啓発をしているところでございます。今後選挙権が18歳以上となったことを踏まえまして、更に若年層に啓発が重要と考えております。先ほどの書記長とちょっと言葉が重複いたしますが、当町の対象にあります豊南短期大学、辰野高校の学生、生徒に啓発範囲を今後広げていきたく思います。更に、有権者への啓発だけでなく小中学校の児童生徒と主権者教育にも期待をしているところでございます。現在、小中学校で税金についての強化時間がありまして、使い道に政治活動にも使われているということを教えられておりまして、小中学校時より政治に関心を持っていただきたいと思ひ、学校教育に期待をしているところでございます。投票率の向上につきましては啓発活動や主権者教育だけが要因でなく、平成21年度の衆議院選挙の投票時の投票率は80%と減少していた投票率を引き上げた実績もでございます。皆様のご存知の政権交代時の選挙であります。このように為政者の努力によりまして政治自体が分かりやすく、信頼される政治であって関心が高まれば、選挙に対する関心が高まればですね、投票率

も自ずから上昇するものと思われれます。有権者の皆さまに政治に関心を持っていただき、投票率の向上に努める所存でございます。よろしくお願いいたします。

○篠平（7番）

委員長に細かくこれまでの活動と、それから今後の啓発活動を更に広げていくという答弁をいただきました。私、1つはですね今の衆議院の制度というのが非常に分かりにくいついていうのが1つあると思うんですよ。かつて中選挙区の場合には上位から当選者が決まってきたんですけれど、今小選挙区になって、しかも比例区と併用ということで小選挙区で落選して1夜明けたら次が比例区で当選していただとか、あるいは、名簿の登載順序が同位の場合には惜敗率で決めるという、非常にそういう複雑な仕組みになっているっていうのもこれも1つの向上率の低下になっているんじゃないかなと、そんなふうに思いますし、もう1つはやっぱり委員長さんもこの場では言えなかったと思いますけれども、選ばれる側の候補のやっぱり支持率というものがあるんじゃないかなと、これから特に18歳ということになってくると若者に分かるようなマニフェストをつくる、あるいは政策提言をして我々候補もですね、信頼を得るということが今後必要になってくるんじゃないかなということを感じているわけでございます。それでは次にですね、主権者教育について伺いたいと思います。冒頭にも申し上げましたが18歳、19歳の有権者数は全国で240万人、これからの社会を担う多くの若い世代が政治に参加し、その意見を政策に反映させることはとても大事なことであります。そうしたことから主体的に社会の形成に参加し、その発展に寄与する態度を育成するという理念である、「主権者教育」への取り組みの推進が必要だと思っております。特に高校での授業環境の向上は、喫緊の課題であると思いますが、選挙権18歳に即した「主権者教育」にどのように取り組んで行くのか教育長に伺います。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。先ほどの委員長の最近の投票率の話聞いて改めて驚いたしだいでございます。今、高校生の話が出ましたけれど、高校における主権者教育についてはここで答弁することはできませんので、義務教育に関わってお話をしていきたいと思いますが、前半は県の関係でございます。県の教育委員会は5月の20日に選挙年齢引き下げの動きを受けて、県の選挙管理委員会と初めて意見交換会を実施いたしました。更に6月の24日には学校現場における主権者教育の推進に向けて、連携協定を締結し、高校だけではなく義務教育の段階から主権者教育の充実強化に向けた

取り組みを協力して進めていくんだということを確認いたしました。これを受けて、県の伊藤学司教育長ですけれど「選挙制度が変わる一方で今まで学校教育は選挙から少し距離を置いてきたというのは事実である」と。「これからは政治的中立性を確保しながら積極的に政治に関する教育、素養を身に着ける学習をしていかなければならず、各学校も重く受け止めなければならない」と、こんなふうに話をして現時点がまさに転換点であるという、こんな話をされております。あえて選挙管理委員会と県教委が協定を結んだというのは、この問題に学校も向き合っていかなければならないという強いメッセージを示したのではないかなと思っております。そこで中学校の社会科の学習指導要領をこう見てみますとこんなふう書かれております。「国民一人一人が政治に対する関心を高め、主権者であるという自覚を深め、主体的に社会に参画することの大切さや、主権者としての良識ある主体的な判断力の育成が民主政治にとって大切である」とこうしております。ですので中学校の社会科でもこれを基に、公民について学習をしているわけでございます。義務教育の場ではこのほかに実践的な参加活動として生徒会あるいは総合的な学習の時間、更には地域におけるボランティア活動などを通して実社会への参加意欲の高揚、あるいは町民としての主体的で自立した判断力などを育成していく教育活動を展開しております。今後はこの法改正後の動きを注視しながら、更に体験的な活動の充実を図っていきたいと思います。また、選挙管理委員会との連携ということで見ていくなれば、例えば中学校では議会民主主義の意義だとか、地方自治の基礎的な考え方を学習の土台にしながら生徒会活動では実際にこれがもう生かされている部分がございます。例えば議会のような、生徒総会。あるいは選挙の関わるような生徒会の役員選挙ですね、いわゆる模擬投票というような部分、あるいは模擬議会というような部分で実践的な学習は既に積んでおります。以上ですが。

○篠平（7番）

もう義務教育の段階から小学校の時代から取り組んでいると。生徒会、あるいはボランティア活動に参加して実践していくとこういうことでいただきました。それで教育長にちょっと1点だけお聞きしたいのはですね、今国会の中でも問題になりました教育基本法の第十四条の2項に「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」というふうになっているそうです。実はこの定めがですね主権者教育を制限する根拠とされているんですけど、確かに学校が特定の政党を支持したり反対するというのは、問題であるかと思えますけ

れど、教育現場ではねどのような考えあるのか簡単で結構でございますがお聞きしたいと思えます。

○教育長

なかなか難しい質問でございます。特にこれに関わりましてはね高校の方では非常に大変だろうなと思っております。具体的な政治の課題について授業などで扱っていくにおいてはね、どうしても主義主張というものが出てくるので、そこらへんについては十分に配慮していかなければならないんだらうと思っております。ここらへんにつきましては今、国の動きもさまざまありますけれどもね、やはり教育を司るものとしては政治的な中立っていうものについては、確たる信念を持っていかなければならないんだらうと思えます。回答になったかどうか分からないんですけども。

○篠平（7番）

なかなか難しいと思えます。国会でもなかなか結論が出ないで議論しているみたいですので。分かりました、はい。じゃ次に進みます。次に選挙運動と選挙違反について伺います。日本では今現在、成人の年齢は20歳となっておりますが改正に伴い18歳から選挙運動ができるようになります。高校生の選挙運動については、同じ3年生でも選挙権のある生徒とない生徒がいることから、高校教育現場では課題も多いと思えます。また、18歳、19歳の若者が買収など重大な選挙犯罪に関わった場合、少年法第20条第1項に関わらず特例措置として成人と同様に処罰されると、公職選挙法の改正案の附則に明記されております。そうした選挙違反など、重要な点をどう周知徹底していくのか、高校生の選挙運動をどのように考えているか、事務局にお聞きします。

○総務課長

今、議員ご質問のですね、こういった選挙犯罪についてですね若者にどういうふうですね指導していったらいいかっていうことでありますけれども、なかなか難しい問題もありますけれども、いずれにしても我々選挙管理委員会としてですね、できる限りのことをですねしていきたいと思っております。また、先ほど申し上げましたけれども豊南短大ですとか、辰野高校も当町にはございますのでそういった所ですね先生方ともまたご相談しながらですね考えていきたいというふうに考えております。それからですね、高校生の選挙運動と選挙違反でございますけれども、18歳以上ですね高校生には選挙運動が認められることになりました。今、議員がご質問のですね選挙違反でございますけれども、通常はですね家庭裁判所で審判が下されるわけでございます。少年法の今、

特例っていうことを言っていただきましたけれども、その少年法の特例ではですね買収などの連座制の対象となるような重大なですね選挙違反を犯した場合ですね原則としましては成人と同じように刑事処分の扱いとなってまいります。したがってですね、検察官への送致という形になろうかと思えます。ただしですね、犯行の動機ですとかその対応等の事情を考慮しましてですね刑事処分以外の措置を相当と認める時はですね、送致を見送ることもできるというような内容になっております。

○篠平（7番）

はい、分かりました。それでやっぱり私心配するのは高校生だとか18歳、19歳の皆さんが知らぬ間にそういう選挙違反に巻き込まれちゃうっていう、そういうことが往々にしてあるわけですので、そのところを周知徹底していくっていうことが大事なかなと思います。それでまたちょっと教育長にね、教育長としての答弁はちょっと駄目だと思います。教育長もかつて高校教師であって公民科の授業もやってきたと思いますんで、高校生のその選挙運動について元教師としてどのように思っているのか、ちょっと簡単に考えをお聞かせください。

○教育長

簡単にとって言っても簡単には話せないと思うんですけども、私、高校生であっても中学生であってもね、学校の中では生徒会活動をとおして模擬的な議会というものを実践的に学んでいるわけですのでね、政治に対する関心というものは持っていただくことは大いに結構だと思っております。それに関わって先ほどのね、教師の方でやはり政治的中立性を保たなければいけないという部分はあるわけですけどもね、やはり小学校に児童会、中学、高校、生徒会があるというのはその模擬的な社会へ出て実践的な部分を学ぶ、模擬的に学ぶということで非常に大事なんじゃないかなと思っております。ですから今、さまざまな形、新聞などで高校生だとか大学生が政治に目覚めたっていう言い方へんですけどもね、自分の主張をこう主張できるようになった。あれはある意味個人的にはですね、良いことだなと思っております。今まで付和雷同で流されるんじゃなくて自分の思いを持てるということは良いことだなと思っておりますので、やはり若者たちにも今の政治、日本のこの姿っていうものはしっかり、あるいは平和というものについてね、しっかり見つめて自分の考えを持っていただきたいというふうに思うわけですけど、期待した答えになったかどうか、それも分からないですけど。

○篠平（7番）

はい、分かりました。時間も押してきましたので次に移ります。次に不在者投票と、指定施設の拡充について伺います。公職選挙法では「選挙人は選挙当日、自ら投票所に出向き投票すること」と、されています。その例外として選挙当日、仕事や旅行、身体の障がいにより移動困難な方などのために、期日前投票と不在者投票制度があります。また、両下肢等障がい1、2級の方や要介護5の方については自宅での郵便による不在者投票制度が利用できます。また辰野病院、かたくりの里、福寿苑の3施設が不在者投票指定施設になっております。今後ますます高齢化の進展により、投票所への移動困難な方が見込まれることから制度の一層の周知を図る一方、郵便での不在者投票制度の要件緩和や、不在者投票、指定施設の拡充が必要になってくると思います。そこで最近の不在者投票数と、今後小野地区に建設が予定されている小規模特養施設を、新たに不在者投票指定施設に申請したらどうか伺います。

○総務課長

最近のですね、不在者投票の状況をちょっとお話をさせていただきます。平成26年のですね8月の知事選挙から今年の統一地方選挙まで4回ほど選挙を行いました。施設のですね、不在者投票につきましてはですね概ね70人から80人でございます。それから身体の障がいなどで投票所に行けない方の郵便による投票ですね、これについてはですね概ね5人前後で推移をしております。また、辰野にいらっしゃらなくてその選挙当日ですね町外に在住しているような方もですね、郵便投票できるわけでございますけれどもそちらについてはですね、そうですね5人前後やっぱりいらっしゃいます。それから今、議員ご指摘のですね両小野地区の方へですね福祉施設ができるっていうことでございます。まずですね不在者投票ができる施設でございますけれども基本的にはですね、定員で50人と言いますか、ベット数で50床というのが基本でございます。それで両小野の方に建てられる施設はですね、予定ではそれぞれ29床の老人保健施設、それから地域密着型の特養でございます。合わせればですね確かに50は超えるわけでございますけれども、それぞれの施設ごとでカウントしますので、はっきり今の段階で分かりませんが、県の方へ確認したところですねその時点でどういう体制になっているか、それから管理者はどのような人がなっているか、そういったことを加味しながらですね判断させていただきたいっていうことでございます。したがって、現時点ではですねちょっと今分からないっていうそんな状況です。

○篠平（7番）

指定施設ですけど、私はこのなんか繋がってればね良いじゃないかなというような気もするんですけど、県のお考えもありますんで、またそれはおいおい県の方へも確認をしていただきたいと思います。それで最後にちょっと町長にですねこの18歳引き下げに関連してお聞きしますけれど、今日本の政治は20歳ということになっております。それで辰野町の成人式は20歳ということになっておりまして、今後多分ですね国の方も民法だとか少年法だとか、引き下げっていうことも考えてくるんじゃないかなと。上川法務大臣もそんなことを述べていますけれど、今辰野町の成人式を今のまま20歳でいいのか、それとも18歳に引き下げた方がいいのか、ざっくばらんな町長の今の考えで結構です。簡単をお願いします。

○町長

20歳っていう年齢が今はいろいろな面で大人になっているっていうそういうことでありまして、刑法だとか、いろいろの面も含めて自立できるって言うんですか、そういったことになっております。それで少年法だとかいろいろもありますので、それが18歳に選挙権が移ったから18歳の成人、すぐにはならないんじゃないかなとこんなふうに思います。ちょっと話しましたんですけども、例えば18歳になったら3年の人を集めて一気に成人式やらなきゃいけないなってこの間、みんなで話したところでありまして、そういうふうに選挙のこの投票権だけでは一概に判断できないじゃないかって、こんなふうに思ってます。ちょっとこれは個人的な話ですので、どんなふうになるか分かりません。はい。

○篠平（7番）

はい、分かりました。しかし18歳に引き下げてもいろいろ問題あると思うんだよね。じゃあ19歳の人はどうするかとか、18歳と19歳は1回目やるのかとか、いろいろありますけど、分かりました。時間もございませんので次に進みます。

マイナンバー制度の安全運用について、何点か質問をいたします。平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」が成立いたしました。また先週9月3日には「個人情報保護法」と「マイナンバー法」の一部改正案が可決、成立をいたしました。いよいよ来月から、それぞれの家庭に個人番号が通知され、平成28年の1月から利用開始に向けて準備が進められていくわけでございます。私ども国民にはですね、基礎年金番号や健康保険番号、

納税番号など、色んな各種番号が付いているわけでございますけれども、これを一括して利用できるようにすることにより、効率的な情報の管理や利用を可能にするための社会基盤であり、行政運営の効率化や行政分野における公正な給付と負担の確保など国民の利便性の向上を図るのが目的と、こういうふうに言われているわけですがその反面、個人のプライバシーの保護、セキュリティーの問題など危険性も指摘されているわけでございます。そこでまず1点目にですね、効率的な行政運営に結びつけていくには町民や企業に対してどのように周知を進めていくのか。また現時点での準備状況と本制度にかかわる経費について伺います。

○町 長

今、議員さんお尋ねのマイナンバー制度でありますけれども、報道によりますと内閣府が発表したマイナンバー制度に関する世論調査では「内容を知らない」との回答が5割を超えるというふうな形であったわけでありまして、1月の調査の時には7割の人が知らない、今度5割ということでありまして、10月の中旬に向けてその広報が急がれる、こんなことであるかと思えます。国はテレビや新聞など、それに合わせてということでありましてけれども、そこらへんのところを町でもそういった広報等をしていく、こういうことでありまして具体的な内容については住民税務課長の方から申し上げたいと思えます。よろしくお願ひします。

○住民税務課長

広報、周知徹底ですね、一応、町民の方々に対しましては『広報たつの』5月号より「教えてマイナちゃん、マイナンバーQ&A」という特集を組みまして毎回掲載しているところでございます。この内容ですけれど、内容というか掲載ですけれどもぴっかりちゃんとマイナちゃんの会話方式で分かりやすく説明しております。また町のホームページにも3月から制度概要につきまして掲載しております。総合窓口におきましていよいよマイナンバー制度始まりますという政府広報のリーフレットを置き、配布しているところでもあります。9月1日ですね、に県主催で市町村向けの説明会が実施されました。また、企業をですね町内の企業の説明会につきましては先日9月2日に商工会で会員対象に行ったようでございます。法人番号につきましては基本3情報、称号ですね、と所在地、法人番号は全ての方に公表されるというふうになっております。法人番号につきましては、所轄は国税庁となりまして要望があれば税務署の方で説明をするっていう状況になっております。この間、いろいろ準備している中でかかった費用につきまし

てですが、まず住民税務課サイドですとカード作成、これにつきましては地方公共団体情報システム機構の方に委託しております。それで町、国が辰野町の人口ですね、これ平成26年1月1日現在の人口によりまして委任にかかる交付金を試算してございまして、こちらを補助金ということで内示を受けております。事務費につきましては人件費、また消耗品、郵送料としまして65万円。また事業費ですがこちらにつきましては通知カード、個人番号カードの交付申請作成費用、あと送ります簡易書留費用ですね、こちらと個人番号カード作成費用、また交付通知書の作成費用等を含めまして719万4,000円。合わせまして784万4,000円というものが事業費的にかかりまして、これを10分の10、100%国の方から補助が来ます。上伊那の情報センターの方ではこのマイナンバー制度を取り扱いますシステムの改修等を行いまして、こちらの住民基本台帳システムとか、地方税システムの改修、また団体名、宛名システムとか、利用番号連携サーバー等の設置が行われまして、こちらが4,795万8,000円かかっております。こちらに対します補助金ですが、こちらのそのものによりまして補助率が10分の10とか、3分の1とかありまして全体での補助金は3,919万1,000円。これは平成26年度、27年度分の2年分になりますが、そういう状況で補助の方を申請しているところでございます。以上です。

○篠平（7番）

細かく説明をいただきました。それで1つですね、これもちょっと質問したいんですけど、マイナンバー法の国ではですね社会保障、それから災害、税務等に役立てていくということですが、これ国以外にね、辰野町独自で行っていく事務事業ってどのくらいあるものなのか。このマイナンバー法を使っての事務事業、国以外の、辰野町独自で行っていくっていうのはどのくらいあります。

○住民税務課長

町としましては例えば転入者ですね、こちらのいろいろの転入された時に、例えば国民健康保険に入らせていただくとか、年金の手続き等がございましてこの場合につきましては前に住んでいたいただいた住所地の所得証明書とか、そういうものを付けていただくんですが、そういうものは事務的に今度は処理するっていうことで、直接、転入者の方はそういう資料はなく、そのマイナンバーを提示していただければ町の方で調べるっていうことになってきます。そういうことも含めまして社会保障関連ですね、あと税の方でも一応税務の方で一応、源泉徴収表にマイナンバーは今度付いてきますので、それをまた町の方では管理していくっていうか、それを使って事務を進めていくような形に

なってくると思います。全体的にはどのくらい町の方で仕事になるかっていうことは、ちょっと一概にはちょっと言えませんが、そういうのを含めていく中でマイナンバーを利用していかなきゃいけないと思っております。以上です。

○篠平（7番）

はい、分かりました。それでは次に、サイバーセキュリティ対策についてお聞きをいたします。自治体のサイバーセキュリティは当然ながら自分たちで守らなければなりません、今まで辰野町でサイバー犯罪の被害にあったことがあるのか。また個人情報の流出やサイバーセキュリティ対策は万全なのか、ちょっとお伺いをいたします。

○まちづくり政策課長

サイバー犯罪攻撃でありますけど、一般的には標的型攻撃メールによって被る被害でありますけど、近くは6月に日本年金機構が約125万件のデータを流出したというような話題、また同じ6月に近くではこの上田市でこの標的型サイバー攻撃を受けましてインターネットや地方公共団体の総合接続に使う専用ネットワークのlg-1ですね、あと、住基ネット、住民基本台帳やそのデータを他の市町村と交換する住民基本台帳ネットワーク、こういったものを遮断をやむなく、遮断せざるをえなくなったというような事例がございます。約1ヶ月間にわたり事務がストップしまして、転入転出などの住民の異動に伴うものも手書きでもって他市町村とやったなんていう事例がございます。現在まで当町ではこの被害は確認されておられません。対策としましてはこういった不正なメールに対する対応としまして、不審なデータが含まれていないかをチェックするフィルタリングサーバーというものを導入しております、ウィルス付きメールは受信者に届く前に削除しまして、また不審なメールがもし添付されていてもそのファイルは開かないといった対応によりましてウィルス感染の方は予防しております。また、今回のマイナンバーの制度で利用しますネットワークとこのメールが来るインターネットに接続されている情報系ネットワークは分離しております、マイナンバーのネットワークでは外部からのメールの方は遮断をされております。情報系ネットワーク上でウィルスに感染しても、このマイナンバーで利用するネットワークへは影響が出ない構成となっております。また、職員の使っております端末であります、新クライアントシステムというシステムを使っております、端末自体では本当に必要最小限の処理しかできなくてほとんどの処理をサーバー側の方ですね、の方に集中させたシステムを利用しておりますので、接続機器の制限だとかデータの集中管理など高いセキュリティレベルでもつ

て運用していると思っております。以上であります。

○篠平（7番）

分かりました。万全であるというように認識をしました。しかしながらですね、今サイバー犯罪もハイテク化しているものですから安心することなく日々の監視を行いながら新たな脅威に備える万全な対策を取っていただければと思います。次にですね3番目の罰則規定と職員教育についてはですね、ちょっと省きます。当然のことながら、こういった職員教育はしておると思いますし、やっていかなきゃいけませんので次のですね、マイナポータルについて質問をさせていただきます。マイナポータルについては余り聞き慣れない言葉ですが、「情報提供等記録開示システム」と言うようであります。つまり行政機関がマイナンバー個人番号の付いた自分の情報を、いつ、誰が、どのように提供したかが確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や、行政機関から自分に対しての必要なお知らせや情報などを自分のパソコンから確認できるシステムであります。マイナポータルの仕組みと安全運用について、町民の皆さんに分かりやすいように説明をお願いいたします。

○住民税務課長

マイナポータルにつきましては、また今、篠平議員さんが言われましたとおりいつ、誰が、なぜ提供したかを確認する等のために利用するってことでマイナンバーに紐付けられた特定個人情報を誰が、いつ、なぜ提供したのかを個人が自宅などで確認できるようにするシステムでございます。先ほど言われましたとおりでパソコンからでも確認ができるようになるもので、自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認。また行政機関などが持っております自分の個人情報の内容の確認と行政機関などから提供されます一人ひとりにあった行政サービスなどの確認、こういうものを行うことができるようになります。運用につきましては平成29年の1月からということでマイポータルを利用する際ですが、情報セキュリティに十分配慮する必要があることから、個人番号カードの中にICチップが入ってございますが、こちらに掲載されております電子情報とパスワードを組み合わせ確認する公的個人認証を用いてログインする予定になっています。と申しますと、本人を確認する方法としましては番号を使わずに、そのICチップの中に入っている電子情報を使うってことで個人カードを持っていないければそちらのマイナポータルの方にはログインできないということで、誰でもが個人番号入れてすぐ見れるってというのは、そのようなシステムにはなっておりません。これから

いろいろ、これ平成29年からやるっていうことで今現時点ではパソコンということでも話が出ていますけれども、政府の方では一応スマホ、スマートフォンとかそういうのでも見れるような情報も一部入ってきております。これは具体的にはこれからになってきますけれども、そういう状況です。以上です。

○篠平（7番）

それで、このマイナポータルを閲覧する場合に読み取り機がね、カードリーダーという読み取り機が必要だということなんですけれども、これは高いもの、どのくらいするか分かります。それと、もう1つこれ市販されているんですかね。

○住民税務課長

現在ですね、ちょっとこのマイナポータルとは関係ないんですけれども、例えばe-Taxですね、個人が確定申告する場合に住基カード等を使ってそれを行うんです。その時にカードリーダーっていう機械を買っていただかなければなりません。これにつきましては現在2,000円から3,000円ぐらいで手に入るみたいです。ですので、そのカードリーダーを使って先ほど申しました個人情報カードのICチップからデータを読み込むっていう作業になりますので、2,000、3,000円ぐらいを負担はしてもらわなきゃいけないんですけれども、それでマイナポータルっていうサイトに入っていくという手続きになっております。

○篠平（7番）

普通の電気店に市販されているんですか。

○住民税務課長

はい、普通の量販店とかにあります。

○篠平（7番）

分かりました。マイナンバー制度についていくつか質問をしてきましたが、市民の皆さんの個人情報を守りながら、安全で利便性の高い行政事務を提供するために万全の対応を行っていただくよう申し上げ、一般質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は午後3時25分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 09分

再開時間 15時 25分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。ここで先ほどの篠平議員の一般質問に対し答弁の中、総務課長より一部訂正したい旨の申し出がありますのでこれを許可します。

○総務課長

大変申し訳ございません。篠平議員のですね、最初のご質問でございます。来年7月の時点のですね18歳、19歳の人数とそれに伴う全体の比率でございますけれども、私18歳9.8%、19歳8.6%と申し上げましたけれども18歳が0.85%、19歳が0.93%ということで訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○議 長

進行いたします。質問順位6番、議席11番、熊谷久司議員。

【質問順位6番 議席11番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（11番）

本日は通告してあります5項目について質問してまいります。どうぞよろしくお願いたします。自主財源の意味するところということを最初に質問してまいります。町の財源確保において自主財源比率はどのような意味を持っているのでしょうか。このことを考えるにあたって今回、直近の5年間の辰野町の決算書で自主財源比率を調べてみました。自主財源は町税、分担金、負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、そして諸収入からなっています。つまり辰野町が自主的に集めることができる財源ということになるわけです。平成22年度の自主財源比率は43%、23年度が42%、24年度も42%、25年度が44%、そして26年度も44%、というように安定した推移を示しています。その中の町税を見てみますと歳入全体の中の町税の比率、これを調べてみますと平成22年度が31%、23年度が32%、24年度が31%、25年度が29%、そして26年度が27%と減少傾向にあります。また、町税の大部分を占める町民税と固定資産税ですが、ともに減少傾向にあります。特に固定資産税はこの5年間毎年、額、比率ともに減少しています。平成22年度の固定資産税は13億9,000万円で全体の15.4%でしたが、平成26年度は11億9,000億円で12.6%に減少しています。このように自主財源の中の町税が減少傾向にあることが私としては気になるところであります。町税の増減は町の元気度を示すバロメーターと考えているからであります。そこでお尋ねします。町はこの自主財源比率について、どのようにお考えでしょうか。

○町 長

今、議員さんおっしゃられました自主財源という概念をおっしゃっていただきました。今、おっしゃられるとおり40%、45%ぐらいの、40%台ですか、のところで推移をしているわけでありまして、依存財源というのもありまして交付税だとか、そういった国や補助金だとかね、国や県を通じて来ているものを依存財源と言うんですけれども、その自主財源がですね、の比率を見ることによって町の財政の自立性、安定性を見ることができると、こんなふうに思っています。割合が高ければ、大きければ大きいほど自前の財源で自主的な財政運営ができると、こういうことを示しているものだろうとこんなふうに思います。ただ、その中で繰入金だとか、繰越金ということがありますのでそれも自主財源に入っておりますので、総体的に見れば自分ここで集めた金ってということになるかもしれませんが、そういったところで変動があったりして比率が変わるとかってこういうことはありますけれども、言われるような自由度って言うんですかね、そういうのを見るものだとそんなふうに考えています。以上です。あと、細かいことはまちづくりの方で。

○まちづくり政策課長

今、町長が申したとおりのその自主財源比率という比率で見ると、そういった基金からの繰入金だとか、前年度からの繰越金だとかそういったものも影響しますので、自主財源比率で単純な財政状況を判断するわけにはいかないかなとは思っていますが、議員がご指摘のように町税の中の固定資産税の落ち込みに対しては、ちょっと深刻かなと思っています。ちなみに、今年度の宅地の平均価格でありますけど県内市町村の平均がマイナスの2.1%の落ち込みでありますけど、辰野町はマイナスの4.3%と平均よりかちょっと余計に下がっているのかなと思っております。そういったところ、またまだまだ落ち込みの方は今の状況見ると続くのかなと思っておりますけれども、そういったところも判断していかなければいけないのかなと感じているしだいでもあります。以上であります。

○熊谷（11番）

やはり固定資産税がじわじわと落ちてくるのが町の自立性を、将来性と言いますか自立性をこう押し下げていってしまうのをやはり気にされているってということで、ぜひ、そのところは注目してやっていただきたいと思います。宅地の評価が下がっている件ですけれども、これは逆にいろいろ売れる、売るための、売るためには低くしないとどうも売れないっていう実情が今、辰野町として抱えていまして、ぜひ、それを

逆手に取って売れるようにしてもらいたいと。辰野の宅地が売れるような手立てを尽くしていただきたい。なかなかまだ地権者が錯覚してまして、高く売れるものどばかり思っているっていうあたりが、売れないことの背景にあるようですのでどんどん流通させて動いていただければというふうに思います。次に自主財源を高める施策について質問してまいります。自主財源比率についてネットで調べていたところ、静岡県の長泉町が目にとまりました。この町は三島市と沼津市に囲まれた人口4万3,000人の町ですけれども、この10年で4,000人、およそ1割増加しています。工場の多い工業の町であるとともに、近年急速に宅地化が進んでいる町であります。平成25年度のこの町の自主財源比率は76%でそのうちの町税の占める割合は62%となっています。このように地理的条件に恵まれた町が人口増加になり、自主財源比率が高くなると想像しますが、辰野町も交通の便が良ければ3方の市に囲まれたベッドタウンとしての可能性を秘めていると考えます。自主財源比率を高めるにも人口増加が必要と考えますが、町はどのようなお考えでしょうか。

○まちづくり政策課長

企業誘致や議員おっしゃるような宅地化などは、それによりまして固定資産税、また法人町民税、住民税などの増収に繋がりますので大変有益な方策かなと思っております。ぜひ、できればそういう政策をどんどん打って展開をしていきたいとは思っておりますけれども、なかなか企業誘致については難しいのが現状でありますし、宅地化についてもやっぱり先ほどの固定資産税の平均の話じゃないんですけれど、まだ諏訪圏よりかは辰野町は土地の価格が安く感じられている方はいらっしゃると思いますが、箕輪だとか南箕輪に比べますと、やっぱり辰野町はまだ高いというイメージがございまして、現実的には今段々にそれが逆転化してきているという事実はございますけれども、そういったところ、誤解を解きながら進めていかなければいけない話かなと思っております。以上であります。

○熊谷（11番）

認識も私と一緒に安心と言ったら御幣がありますけれども、生意気なんですけどそんな印象を持たせていただきました。いずれにしても自主財源に着目して見守るっていうことは町の将来を考える上で大事なことではないかというふうに思います。

次に子育て環境について質問してまいります。そのうちの保育料について質問してまいりますと、子育て環境をよくすることは人口減少社会を迎えて最も重要なことの1つ

であります。保育料が安いことや児童手当が高いことは子育て環境と直結しています。2年前に辰野町が発行した『暮らしの便利帳』の中で保育料は辰野町保育料徴収基準表に基づき決定されるとあります。そこでこの保育料徴収基準表を見てみたところ、大変分かりづらく、ほかに基準が何かないとホームページで確認したところ保育園の入園案内のページに保育料の基準表がありました。保育料徴収基準表と入園案内にある基準表の関係はどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○こども課長

お答えいたします。今年度、子ども子育て支援新制度の施行に伴いまして4月に保育料の算定方法、保育料の基準額表が変わりました。そこで基準額表における表現ですとか、言葉使いが変わっております。この基準額表と言いますのはそれぞれ保育園をご利用されている保護者の皆さま方には、お送りをいたしておりますけれども、ホームページの方が変わっているかどうかは、申し訳ございませんが私も確認をいたしておりませんので、またそのへんのところにつきましては確認をさせていただきたいと思っております。そして基準額表が分かりづらいというようなご指摘ではございますけれども、郡下ではほぼ同じ表を使用させていただいております。保育料と言いますのは国の基準を参考にいたしまして、町独自で決めているわけです。今、熊谷町議さんおっしゃっていますように子育て支援には非常に大きな役割を担っていることかと思っております。辰野町では今年度保育料を決めるにあたりましては、モデル世帯においては保育料の負担が増えないよう昨年と同額、または減額になるように配慮して保育料の設定をさせていただいておりますし、国の基準よりも低い保育料となっております。そのへんのことはご理解いただきたいと存じます。今年度から保育料を決めるには、住民税の所得割が基準になっております。ですので、保育料の基準額表と住民税の決定通知書、こちらを合わせてご覧いただきまして、確認をいただきますとその保護者の方の保育料が「ああ、確かにこの住民税なので、この金額になった」ということがご確認いただけるかと思っております。なお、児童手当につきましては国の制度でございますので、それぞれの市町村によって金額が変わるといったようなことはございませんので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

○熊谷（11番）

どうも4月に変わったということのようで、確かに今、その両方が流れているような感じを受けまして。新しい最近のものを見て他市町村と比較したりしていろいろやって

みたところ、確かに安い、高いっていうのはうまく確認できなかったっていうのが現実ですけど、区分けがそれぞれ市町村で全部違うので。ただ、概略して言いますと市は高いですね、岡谷も塩尻も伊那も、どうも高いかなと。で町村はそれより安いかなっていうイメージを受けまして。それよりも気になったのはですね、この4月に変わる前の文章はもう全く分からないですよ。自分がどのくらい稼いで、どのくらいになるかっていうのが。自分の税金を調べないと分からないっていうことだと思んですけども、そんな市町村は見当たりませんね。全部この隣接を全部調べてみたんですけど、みんなきちんと「です、ます調」で説明してますね。特に備考欄を見るとよく分かるんですけども、辰野町のやつだけ「である調」ですね。目線がちょっと高いわけです。私が感じるはその行政マンとしての立場で考える以上に、町民の立場から考えることが分かりやすい行政に繋がるというふうに考えています。このへんのはっきり言う「である調」と「です、ます調」要するに「何なにである」「何なにのこと」っていう明確ではあるんですが、住民目線ではないんじゃないんじゃないかと。「何なにです」っていう1つの姿勢を表していると思います。これについてはいかがでしょうか。

○こども課長

私の手元に今年度の基準額表並びに保育料決定通知書の写しがございますけれども、一応表現といたしますと「です、ます調」にはなっております。ですので、ちょっとご覧になっているものが食い違っているという場合もございますので、後ほど再度、確認をさせていただきたいと存じます。お願いいたします。

○熊谷（11番）

あと、もう1点指摘しておきたいことがございまして、岡谷の文章っていうのは非常に分かりやすくやっています。例えば、自分がどのくらい収めなきゃならないかということや年間所得を大体、このへんですと。300万円から400万円ですの範囲の人はここです、というような要するに自分が収める立場になった時に何を着目するかっていう観点で見ているわけですね。ところが辰野町の場合はどうやってそのルールを守らせるかっていうことにまず着目がいつているわけですね。だからそこに大きなズレが、ズレって言うんじゃない、姿勢の違いがあるというふうに私は考えるわけです。これからの行政っていうのは本当、住民目線でやっていくことが町の生き残りをかけたことであると思いますので、ぜひ、そのへんのことをお考えいただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。南小の校舎の改修でございます。南小の体育館の外壁の改修

につきましては緊急かつ抜本的改修に向けてのご配慮に対し、感謝申し上げます。なお、南小はもう1つ校舎の雨漏りの問題を抱えております。先日6年生の授業参観をしたところ、担任の先生の机が後ろの方にあるので不思議だと思っていたところ「雨漏りする」とのこと。これ、雨漏りは知ってはいましたけれどもこれほどだとは思わなかったわけですが、先生、生徒ともに雨漏りの日は授業に集中できなくて困っています。早急に何とかしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○こども課長

辰野南小学校の体育館ですとか、校舎の状況というのはいろいろな、それぞれの折に触れましてこちらでも把握をさせていただいておるわけですが、特にひどいのが体育館、校舎の外壁の状況でございます。建設から38年が経過しましてトヨからの漏水などにより水分を含んで劣化しておりまして亀裂が生じ落下が危惧される状況です。特に体育館につきましては実際に壁の一部の塊が落下しました。万が一、それが子どもさんにでも当たってしましたら重大な事故になったと心配されるわけですが、幸いにして児童に当たるようなことはありませんでした。しかしながらケガでもあってはいけませんので、特に危険な箇所については近寄れないように対処をさせていただきます。そこで、来年度改修工事を実施させていただきたいわけですが改修箇所としましてはまず、大変危険を伴っております外壁の改修をしたいとして予定をいたしております。確かに雨漏りもひどい状況ではございますので、応急的な対応をさせていただきますけれども、抜本的な改修といたしましては数年後に予定をいたしております長寿命化の工事の際に実施をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○熊谷（11番）

危険な体育館の外壁の方を優先するというので、ほかの予算も必要なことではございましょうから、応急処置をしていただいてその後、長寿命化改修をやっていただければというふうに思います。

続きまして空き家バンクについて質問をしてみたいと思います。空き家バンクがスタートして既に半年以上経過していますが、空き家改修補助金や家財搬出補助金の支払い実績は何件ほどあったのでしょうか。また、実際に移住して来た方はおられるのでしょうか。よろしくお願いします。

○産業振興課長

移住定住を推進するための空き家バンクにつきましては、町ホームページの信州たつの町移住・定住応援サイト「辰野ぐらし」のサイトに掲載してございます。ここには改修経費の2分の1、上限30万円の補助ですとか、家財道具の処分運営経費については2分の1、上限15万円の補助というようなものも掲載をしてございまして、現在この改修費等の補助金については、それぞれ1件でございまして、ただ空き家を取得した人の2家が現在申請を予定している状況でございまして、そのうちにその方も申し込みされるのかなというふうに見ております。移住して来ている方でありまして、これは1名ということでございます。

○熊谷（11番）

支給したのが、それぞれ1件。移住して来た方が1名っていうことで、すぐには効果が即効性があるかっていうと、なかなかそうもいかないとは思いますが、これからしっかりやっていただきたいっていうところではありますが、補助金を貰えるから移住先を辰野に決めるっていうことはないと思うんですね。何らかの都合があって、例えば親元やさきほど話が出た、孫リターンじゃないですけど祖父母の近くに住居を探すとか、家庭菜園ができるからとか。何らかのその目的があって、その目的と一致した時に決めるということだと思えるんですね。そのへんのところを何かですね。次の質問とも一緒にそのへんのところどう考えているか聞けたらと思うんですけども、空き家バンクの登録件数を増加させるためにはということについて質問させていただきますが、空き家バンク立ち上げにあたっては、私も関係者の一人でありまして、その運用状況をかねがね気にしているところではあります。時々ホームページの空き家バンクを覗いてみますが、いつも物件が1、2件しか載っていません。今年5月に空き家対策特別措置法が全面施行され、空き家所有者が分かりやすくなったわけですが、登録件数の増加に向けて何か実施しておりますでしょうか。お尋ねします。

○産業振興課長

やはり、移住を促進するためにはですね、町が魅力的な町でないといけないと思います。これはいろんな自然ですとか、暮らしやすさ、医療福祉からはじまって子育てのしやすさですとかね、こんなようなものがあるかと思っておりますけれどもそれを町で、進めながらですね、やっているわけでありましてけれども現在の空き家バンクの登録件数の増加策につきましては、現時点で空き家バンクで公開している登録物件は1件のみでござ

います。ただ、宅建業者の仲介を希望していない直接契約で申し込みの件数がございまして、これは3件ございます。これがなかなか登録されないっていう原因がですね、契約金額が定まらないということも原因になって保留の状態でございます、今後については宅建の仲介物件でなくてもですね、宅建業者にこういった契約業務のような一部の業務のお手伝いをしてもらうというようなね、ことができるように手数料等も支払うような仕組みを移住定住促進協議会の方に提案していきたいと、そんなふうに考えております。また、今議員ご指摘のございました空き家特措法の施行の関係でございますけれども、今まで所有者の意思の確認がなかなか簡単にいかなかったということでありましたけれども、区から調査していただいた利活用可能な空き家35戸の所有者ですね、こういった所有者情報が庁舎内部で利用可能となりましたので、ダイレクトメールを送付をさせていただきまして、意向を確認いたしました。今日現在ですね10戸の売買希望の確認が取れております。空き家バンクの登録申請書をこの方に送付をいたしまして、申請があれば宅建業者と一緒に家屋の現地調査を行って順次物件に該当すれば、空き家バンクへ登録してまいりたいと考えております。以上です。

○熊谷（11番）

持ち主にダイレクトメールで確認できるようになったっていうことは、かなりこの制度を運用するにあたって大事なポイントではないかというふうに思います。単発で終わらずに、毎年繰り返してやればということを思うわけですが、かなり持ち主がたくさん、空き家の持ち主がたくさんいるわけですから、今、それで10戸が対象に上がりそうだということですが、まだまだ相当あると思いますので、地道に活動をしていただければと思うわけですが、その際、物件に関する問い合わせや移住希望者の問い合わせに関して、いかにスピーディに対応できるかが最も重要だと思うわけです。そのへんの体制づくりと言いますか、動きですね、その例えば希望者から問い合わせがある、あるいはダイレクトメールによる返事がある。そこからの動きをいかにスピーディに早く動くかということが大事。しかもやはり自分で行って現物をまず確認して、自分が住めそうかどうか、自分ならここなら住めるなと思うとかそういった判断は経験を積まないといけないわけですね。だから、誰でもできるんじゃなくてやっぱり特定の担当者しかできないはずなんですよね。タイムリーに動いてなおかつ判断をすると。必ず判断業務が伴うはずなので、そこでその判断できないから右往左往しちゃうという、そういうしているうちにその話はなくなっちゃったというようなことが考えら

れます。したがってその、やっぱり経験を積んでいくことが大事なものですから、どんどん動いてどんどん判断してどんどん動かして、っていう担当者を作らないとこれはうまくいかないと思います。どうやってその担当を作るかということトップを中心に、課長さんを中心にそれを練っていただきたいというふうに思うわけでありまして、やはりそういうのは金儲けでやっている人には敵わないと思いますね。身に迫ったことでやっていますので。だからそういう、でも楽しい、面白いわけですよ、成立すれば。成立して定住者が増えてけば成果がはっきり数字で出てきますからね、実績が見れるわけですね。ですから楽しいはずなんです、仕事としては。ぜひ、そんな担当者を作っていたらというふうに思います。

次の質問にはいらさせていただきます。消火設備の充実について、町内の消火栓配備状況を知りたいと思います。春に北大出で発生した住宅火災では地元住民による消火栓での消火活動が大変有効でした。昨年、やはり北大出で発生した裏山の火災も消火栓で消し止めたようです。このように消火栓による初期消火の重要が改めて実証されたわけですが、そこで質問です。消火栓配備は町内全域を網羅しているのでしょうか。お聞きいたします。

○総務課長

消火栓の配備状況でございますけれども、まず消火栓の配置基準っていうものでございます。消防法の第20条第1項の規定によりまして、消防庁が勧告するようになっております。その基準ではですね、当町に当てはめてみますと、まず都市計画区域内の商業、工業地域におきましては防火対象物から直径100メートル以内、それからその他の用途地域では120メートル以内、また都市計画区域外、いわゆる指定なしの地域、小野ですとか、川島、上島地域になりますけれどもこういった地域におきましては140メートル以内に一基という基準がございます。現在、町内にはですね808基が整備されております。基本的にはですね勧告基準以上にですね設置されているという状況でございます。ただしですね、地域によってはですね新しい家ができたりですとか、または住宅団地が造成されたりしてですね住環境が変わってきますとですね、地域の要望に基づきまして増設ですとか、移設を行っているという状況でございます。

○熊谷（11番）

やはりこれも都市計画と大きく結びついているんだっていうのを、改めて今、知ったわけですがけれども、やはりやっぱり住宅を推奨する宅地推奨地域には事前に下水道や

こういった消火栓、上下水道やそれに伴う消火栓っていうのが整備されていくんだなというのを改めて感じ、要するにこの先の将来、この辰野町をどういうふうにするかという考えと一致していくものなんだなということを、今改めて確認できました。この2件の消火栓での消火活動は主に消防団経験者によるものでした。若い頃の経験が生きてくる事例で「やはり多くの若者が消防団に入るべきだ」と改めて感じたところでした。次の質問ですけれども、主要道路を挟んで消火栓を使って良いかどうかという質問ですけれども、国道などの主要道路をまたいで消火栓ホースを広げると交通渋滞を引き起こし、消防自動車到着できないと聞きますが、実際にはどうなのでしょう。多少遠くなくても主要道路をまたがない方が良いでしょうか、お尋ねします。

○総務課長

まずですね、主要道路でございますけれども主要道路をまたいでですね、消火活動って言いますか、消火栓を使つての消火活動はダメかって言うんですね、絶対ダメではございません。ただですね、先ほど議員もおっしゃっておられましたけれども消火栓はですね初期消火活動に基本的に使用いただいていると。消防署ですとか消防団が到着以前にですね、主要道路をですね横断してまでの消火活動は現実的には考えておりません。ただし、消防署あるいは消防団が到着してですね、いわゆる非常線を張つてですね、危険を回避できた状態であればですね当然、消火栓を使つてのですね消火活動も可能となっております。そのためにはですねホースブリッジみたいなですねものが必要になってくるわけでありましてけれども、消火栓の格納箱の中にはですね、そういった器具もありませんので、現実的にはですね消防署なり消防団が来てからのですね対応になるのかなというふうに思ってます。

○熊谷（11番）

分かりました。なかなかやっぱ、こういうの普段想定してここに火災が起こった時にはこう動けば良いみたいな、その消火栓をどういうふうに使えば良いかっていうのも、普段やっぱ考えてないといけないなっていうのを、改めて、本当に私はその火事現場で目撃して私と同期の班長と一緒にやった人間が3人ほどで必死になって水をかけている姿を見て「いや、これは本当に消防自動車が駆けつける前に相当やっていたな」というのが感じまして、いかにその初期消火が大事かっていうことをつぶさに経験して、改めてこんな質問をさせていただきました。次の質問に入らせていただきます。

辰野病院の経営改善についてですけれども、旧病院解体に伴う企業債繰上償還や、解

体工事を実施したため26年度の決算は今までに経験したことのない大きな赤字となりました。26年度までが新病院建設に伴う負担処理の期間と考え、27年度からは徐々にでも経営改善を図らなければなりません。そこで提案ですが、今年5月から内科医師が1名増えたこともあり健康診断、人間ドックの受け入れ態勢を強化できないでしょうか。そして町民への広報も積極的に行い、辰野病院での受診を進めていけないでしょうか。また、辰野病院は充実した透析センターと医師、スタッフを抱えていますから、これを更に充実させ辰野病院の看板にしていくことができないでしょうか。いかがでしょうか。

○辰野病院事務長

現在、辰野病院でも人間ドックは火曜日、水曜日に実施しておりますが、利用者は少ないのが現状です。理由としましては他の病院のように検診センターがないため診療の合間に行くようになります。そのため、受け入れ人数にも限りがあります。更に女性の場合子宮がん検診とか、乳がん検診とか入りまして全ての検診を行うとなると現在の診療日程の中におきましては水曜日に限定されてしまいます。しかし、人間ドック以外の「協会けんぽ」で行う生活習慣病予防健診や社保、国保の特定健診は多数行っております。特に生活習慣病予防健診においては4月当初に集中して予約が入るため、11月まで現在のところいっぱい状況です。あと、特定健診、特に9月から国保の個別特定健診が始まりましたので、これにつきましては随時受け付けを行っております。あと、医師が1人増えたということで健診の方が充実できないかというところですが、やはり足りない部分のところには医師を入れております。そのためなかなか健診の方、人間ドックの方が充実できないという課題がありますが、院内の方でもまた診療日程の方とかも考えながら今後、更に力を入れていきたいと思っております。以上です。

○熊谷（11番）

私、辰野病院で2度ほど人間ドックの経験がありまして、確かに普通の診察をしながらその合間をぬってやってくれているものですから、大変だなとは思ったわけですが、ただきちんと、きちんとと言うか診察の合間に上手に割り込ましてくれて、やっていくわけですね。ですから、それをいろんな手立てでどんどん積極的に組み込んでいければ、やれないことはないなというふうに感じたわけです。お隣の生協病院なんかも同じ手法の感じが受けましたけれども、もうどんどん積極的にやってみたいな印象を受けましたね。やっぱり忙しいからできないということじゃなくて「こうすればできる」というような形を検討されたらいかがかというふうなふうに思うわけでありまして。次に

最後の質問になりますけれども、医師が勤務したくなるような地域にするにはと題しまして質問してまいりたいと思います。辰野町は5年前に新病院建設を決定し、負担するものが多くとも実際にその道を突き進んでいるわけであります。今さら引き戻すことはできないのですから、何とか前向きに進めるしかありません。そのためにはまず第一に、優秀な医師の確保です。辰野病院に勤務する医師が気持ち良く働くことができ、経済面の待遇も良く、町民からの信頼も厚い、そんな環境を用意できれば更に、更に言うと、医師が勤務したくなるような地域にできれば、医師確保も可能になるのではないのでしょうか。まず、私たち町民が医師、スタッフを大事にするところから始めなければならぬと思います。私たち町民が維持し、負担し、維持していく病院ですから、いかがでしょうか。

○辰野病院事務長

医師の確保につきましては、先ほども向山議員、根橋議員からもご指摘がありましたとおり、医師確保につきましては大きな問題だと思っております。また地理的要件もありまして、非常に難しいものであります。あと医師の確保につきましては病院はもとより地域住民も切望していると思いますが、現状は本当に厳しいものです。また辰野町の開業医も高齢化しており対策が必要になってきております。今年5月に着任いただきました内科医師に当院の感想をお聞きしましたところ「真新しい病院で広々としていますし、院内のアクセスもとても良い、3階建てなのでエレベーターも使わずとも行けるっというところで、働きやすさにおいては非常に良い」という感想を得ております。また、辰野町の方の感想もお聞きしたところ「辰野は確かに人口減少が心配なんだけど、とても良い所じゃないでしょうか」という感想をいただいております。今後につきましても医師確保の方には努めてまいりますが、また開かれた病院として10月4日にも病院祭がありますので、また議員の皆さんもぜひお出かけいただければと思います。よろしくお願いたします。

○熊谷（11番）

新しく来た医師の感想も聞けまして、新病院は気持ち良いというふうにおっしゃっているようですので、ぜひ、そういった気持ちを大事にさせていただいて頑張りたいと思いますし、我々もスタッフの皆さんを支えていかない限り、辰野病院も良くなれないというふうに考えますので、これからみんなで頑張って支えていきたいというふうに思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 8 番、小澤睦美議員。

【質問順位 7 番 議席 8 番 小澤 睦美 議員】

○小澤（8 番）

議長より許可をいただきました 3 点について質問をさせていただきたいと思っております。本日、最後の質問となると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。まずは大きな項目の教育行政について、小項目で教育委員会制度における教育長の権限について、合議制の執行機関である教育委員会について、川島小学校の児童の現状に対する教育委員会の対応について質問させていただきます。ご存知のように 4 月 1 日から改正地方教育行政法が施行されましたが、改正法の経過措置によりまして辰野町も現在の教育委員会体制を続けることができることとなっております。現在の教育委員会体制といえますのは、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて運営される合議制の執行機関ということです。また、教育委員会は町長が議会の同意を得て任命した 5 人の教育委員を持って構成され、任期は 4 年となっております。教育委員長は委員の内から選ばれ、教育委員会の会議を主催し委員会を代表します。また、委員の内から教育長が任命され、教育長は教育委員会の基本的決定を受け、教育委員会事務局を指揮監督して教育行政を執行するという形です。教育委員会の権限につきましてもは一般行政で町長が持つ権限と同じように教育、学術、文化などの教育行政分野において大きな権限と責任を持っております。ただし、一般行政と同じように最終的には議会の議決が必要ですが、例えば小中学校の配置や管理廃止、小中学校の教育課程、学習指導、文化財の保護や管理などです。教育委員会は合議でこういった教育行政の基本方針や重要事項を決定し、一般的な教育行政については教育委員会から任命された教育長が教育委員会の指揮監督の下で教育委員会の権限に属する全ての事務を扱っているという形になっております。また、教育委員会事務局の長でもあります。教育委員会事務局は教育委員会の権限に属する事務を処理するための組織となっております。現在、辰野町の教育委員は委員任期が先ほど申しましたけれども、4 年で委員長以下、5 人で構成され任期は平成 27 年 9 月 30 日までが 1 名。この方の後任としましては今議会開会日に議会の同意を得ましたので、後任に任命されると思っておりますが、平成 28 年 9 月 30 日までが 2 名。現在の教育委員長が平成 29 年 9 月 30 日まで。教育長が平成 30 年 9 月 30 日までとなっておりますので、あと 3 年間は当然ながら法改正が行われない場合には合議制の現在の教育委員会が

続くということになります。この合議制につきましては私は悪いとは思っておりませんが、委員の任期が先ほど言いましたようにまちまちで2期目の委員と新しく任命された委員とでは同じ課題についても状況の把握にズレがあると思いますし、温度差もあると思います。そのような中で教育委員会の権限に属する全ての事務を扱っている教育長の権限は大きなものがあると思います。前段が長くなりましたが私も川島小学校を心配してくださる多くの皆さんから川島小学校の現状を聞かれます。6月議会以降ちょっと増えたような気がしております。そして現状、学年で1名2名の児童数であること。学級数にしても複式学級となっていますけれど、特別支援学級を含め4学級であること。小学校に入学する前は中央保育園等の大勢の友だちと生活してきたのが、入学したとたんに同学年に友だちがいない1人になってしまう現状等、伝えた時、多くの皆さんは「子どもがかわいそうだ、何とかしないと」と言います。この状態はここ1、2年前から始まったことではないと思っております。少なくとも5年以上前から続いており、今後も多少の増減はありますけれど統計を見ても5年は確実に続きますし、それ以降も続いていくのではないかというふうに思っております。このような状態が続いてきたことにより、6月議会でも申し上げましたけれど多くの保護者の皆さんはやむなく、川島を出てまで友だちが大勢いる学校に移動してしまう。人口減少が生じております。つい先日も3世代同居の方から「学校のことから若夫婦がお孫さんを連れて川島を出ていくと言っています。何とかならないか」と言われました。このお孫さんというのがもうすぐ入学予定のお孫さんでした。お伺いします。さきの6月議会の教育長からの提案からとは思いますが、他の学校との交流を進めていただくようになったのは友だちができる機会が増えたということで子どもたちも非常に喜んでおり、保護者も感謝しておりました。更に拡大することを願ってはいるのですが、年に数回交流したとしましても同じ学校で6年間ずっと過ごして学び合った友だちとはなれませんが、同級生ともなれません。したがって今の川島小学校の1人でのクラスの子どもは同級生もなく、子ども同士でけんかもできません。小学校時代のことを思い出す機会でもある同級会を開催することもできないということになります。生まれ育った学校の思い出は寂しいものになってしまうのではないのでしょうか。しかし、将来地元就職したい、帰りたいと思った時、地元で同級生がいるという繋がりがあれば、「ふるさとに帰ろう、ふるさとの役に立とう」という思いを持つと思っております。多くの方々が「川島小学校の子どもたちがかわいそうだ」と指摘している現状を打破するには児童が日常的に大勢の友だちと楽しく

学び、豊かな学校生活を送ることのできる環境を作り出すことが必要だと思いますけれど、この点も含めまして毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催されている教育委員会において「かわいそう」と言われる川島小学校について検討をされたことがあるかどうかお伺いします。

○教育長

小澤議員の質問にお答えをしたいと思います。最初に教育委員のお話がありました。経験がない者もいたりなんかしてっていう、ちょっと懸念があったわけですがけれど、私は教育委員5名がそれぞれ年齢もそれから職業も経歴も経験もさまざまだという部分、だから良いのではないかなとこう思うわけでございます。経験がない分、素朴なそしてまた素直な意見、率直な意見を言えるのではないかなと思っております。教育の政治的中立、あるいは継続性とか、安定性の視点から委員が一度に交代する、あるいは年齢が近いとか、同じ職業、同じ経歴のものが集まるというのではなくて、さまざまな人たちが組織されている、これが良いのではないかなと考えるわけでございます。さて、質問の川島小学校のことでございますけれど、私ちょうど就任してほぼ1年経ちますけれど、この間、1日たりとも川島小のことを忘れたことはございません。常に頭にひっかかっている課題ではございました。この1年間さまざまなご意見を「こうしてほしい」とかあるいは逆の正反対のね、「ああすべきだ」という意見もいただいております。こういう中で今でも私は川島の子どもたち、13名ですけど、子どもたちの顔一人ひとりが浮かんでまいります。非常にさわやかで笑顔の顔が浮かんでくるわけですがけれど、さ、そこで、この子どもたちのことと川島小学校のことについてですけど、これは本当に直面する教育課題の1つだろうと思っております。今年度に入りまして4月からも5回定例会が教育委員会で定例会がございました。この中では2回協議をしております。それから総合教育会議でもきちっとこれについては議論を進めております。以上です。

○小澤（8番）

まちまちなのも、また良いという回答いただきましたけど、確かにそういう面もあるとは思いますがけれど、運用面で更に教育長さんの力量が発揮されるのではないかとこのことで期待しております。今言いました2回協議があったという話でございますけれど、内容等についてお聞かせさせていただくってということはいけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○教育長

それにつきましてはね、ちょっとここではどういう内容で具体的な話をしたかっていうのは控えさせていただきますけれど、非公開の場で本当に各委員が率直に、まず自分が思っていることを言いましょうと。建前じゃなくて本音でまず言い合いましょうというところから、今年度スタートをいたしたところでございます。これ以上のことはちょっとここで差し控えさせていただきますと思います。

○小澤（８番）

これ以上ということですので、あとはまたということをお願いしたいと思いますけれども。それでは第２点目の質問に移らせていただきます。

少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてについて質問させていただきます。この少子化に対応した活力ある学校づくりに向けては、平成27年1月27日の文部科学省通知、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きのサブタイトルです。この手引きに基づきまして私は6月議会において公立小学校・中学校の適正規模・適正配置について川島小学校を例に文部科学省の指針に遠く及ばないのではないかとということで、学校教育の面でも望ましい状態ではないというふうに思いまして、「教育長のお考えをお聞かせいただきたい」と質問いたしました。この質問に対しまして教育長は「12月議会での答弁のとおり、文部科学省の通達とおりに学級数などで機械的に進めることになると大混乱するのではないかと、という思いは今でも変わっていない」という回答をいただきました。私も適正配置・適正規模の取り組みというのは川島の状態を見ておりましてもたぶん混乱はするのではないかなということ、難しいのかなという思いを今までも持っておりました。そのような時ですけれど6月議会終了後の先ほど岩田議員も言われましたけれど、6月の24日付け「信濃毎日新聞」に中野、これは中野市のことですけれど11小学校を5校に再編、市教員、児童減、対応で基本方針案。18年度以降順次統合へというトップ紙面の半分を割いた記事が掲載されました。それによりますと中野市教育委員会は23日、適正規模・適正配置の考えから児童数の減少に対応するため小学校においては長野県の学級編成基準の30人規模学級で算出した1学年2学級以上とすること。また中学校においても多様な人間関係や部活動が活性化できる1学年3学級以上とするため、2018年度以降、市内の小学校11校を順次統合して将来5校にし、小中一貫校とする基本方針案を審議会全員協議会で示したというものでありました。このことでさきほど言われた、さぞ混乱を起こすのではないかとというふうに思ったわけですが、

そのあと隣の岡谷市では来年度統合によって岡谷小学校の児童約 200 人を受け入れるために、受け入れ先の田中小学校の校舎増改築工事が始まったとか、今春児童数減少のために松川中央小学校に統合され、閉校した松川東小学校の校舎などを高齢者や子どものための複合施設として跡利用を検討しているなど、今回の中野市が大きな統合計画案であったため、大きく報じられましたけれど、各地では統合が進んでいることを知りました。それは長野県が平成26年4月に通知した少子人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策に見てとれます。それによりますと県内の83の教育委員会へのアンケートの結果から少子人口減少社会に対応した取り組みを実施している教育委員会は43、取り組みを検討している教育委員会は18と多くの市町村で地域の実情に応じた取り組みが進められているとあり、また、取り組みが進められている61市町村教育委員会の取り組み状況は学校統廃合が39、小中学校間の連携や小中一貫教育が38と多くなっていると記されております。この小中一貫校につきましては中学進学時にいじめや不登校が増える、いわゆる中一ギャップ解消に大きな成果があるということから、国は6月17日、義務教育学校と呼ばれる小中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する改正学校教育法を成立させました。この施行日は平成28年4月1日というのですが、ある調査によりますと全国で調査した約1割の学校が「設置を考えている」という回答がありました。これら学校の統合や小中一貫校、義務教育学校の制度化等の背景には国においては0歳から14歳までの人口が平成27年の1,500万人台から、30年後の平成58年には1,000万人を割り込み、更に少子化が進むことによる義務教育の機会均等や水準の維持、向上が危うくなっていくという危機感からであり、同じように長野県においても現在から、およそ20年後の平成47年2035年には児童生徒数が現在の約6割まで減少することが推計されることの危機感から、市町村教育委員会に対する通知、少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策におきまして、子どもの教育環境の質を保障できる規模として子どもに集団での学びを保障するためには、学年に複数の学級がある学校規模が望ましいとしております。それは少なくとも学年で20人程度を確保できることが望ましいという指針であります。それでは私たち辰野町の幼少期の児童数はどうなのかということですが、国立社会保障人口問題研究所調べの男女年齢5歳階級別データ、日本の地域別将来推計人口、これは平成25年3月推計によりますと2010年と30年後の2040年の0歳から14歳までの幼少人口を比較した場合、増減数で2,716人から2,501人に。実に1,215人の減となり、増減比においても44.7%

の減となっております。この減少する 1,215 人という数字につきましては平成27年 5 月 1 日現在の辰野町内小学学校 5 校の児童数 1,098 人と比較して 117 人だけ違うだけで、ほぼ今年度の小学校児童が表現が悪いですが、いなくなってしまうということであり、この数字から25年後の辰野町の小中学校はどのような姿になっているという不安はあるわけですが、想像がつかない状態です。また、現在の町内小学校の児童数が県の少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方、及び支援方策において示している指針「学年に複数の学級があって学年で20人程度を確保できる」との条件に当てはまるのは既に将来を見据え取り組んでいる両小野小学校を除くと、西小学校と東小学校が該当しますが、川島小学校、南小学校は子どもの教育環境の質を保障できる規模でないということになります。現在も町内のある小学校では例年行われている交通安全自転車大会ができないという、来年度にはできないのではないかというような状態になっていることを聞きますし、クラブ活動も少人数のため十分に行えない。保護者同士では「子どもの大勢いる学校に転入したい」と言っているとの声を聞く中で、川島小学校と同じように子育て世代が学区外へ、また町外へ転出し、その地域のそして町の人口減少が更に進むのではないかという危機感を覚えます。今回の中野市の統合に踏み切った動機も辰野町と同じような幼少人口の減少も念頭において、将来の子どもたちにとって望ましい教育環境を維持するために、県教育委員会がほかに例がないというほどの大規模な再編に取り組んでいるということを知りました。お伺いします。今回の義務教育学校という名称で小中一貫校が制度化されたことに伴いまして、統合がいつそう進むと言われております。辰野町においても少子人口減少社会に対応した教育環境を維持するためにも、中野市とかほかのように多くの町民の声を反映させる機関、教育委員会の諮問機関として適正規模、適正配置を審議する審議会を設置し、現在も国、長野県の言う、子どもの教育環境の質を保障できる学級数、児童数に満たない南小学校や川島小学校 2 校の現状や、辰野町の先ほど言いました30年後の児童数を見据えた、小中一貫校なども視野に入れた学校のあるべき姿について検討する時期ではないかと思いますが、そのような審議会を設置するようなお考えはあるかどうか、お伺いします。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。他地域における小学校の適正規模、適正配置等への取り組みについて、今議員指摘のように最近では中野市が注目されております。市内11校の小学校を 5 校に再編するというものです。また議員のお話の中で岡

谷市の話にも触れましたけれど、これは議員が一環して話されている少子化による統合ではなくて、岡谷小が校舎耐震化を進めなければいけないと。ですが現在の場所では地盤の関係でできないという特殊な例であるということでございます。それはさておいて、どの自治体も少子化の波を受けて適正規模、適正配置について検討して行っておりますし、先ほども少しお話をさせていただきました町内においても教育委員会やそれから総合教育会議の場においても議論をいたしました。ただ、各自治体がそれぞれ抱えている課題っていうのはさまざまでございます。当該学校の状況だとか当該学校を抱える地域の実情もさまざまだろうと思います。また自治体が今まで辿ってきた歴史も、それから地理的制約も、更には地域住民の思いも異なるというふうに思います。更には、ここへきて国や県の動向、あるいは社会の変化で非常に激しくなって、早くなってきているわけですので、さまざまな取り組みを自治体がしているということも事実でございます。今後ですけれど、今後の自治体の将来像あるいはビジョンも全く異なりますので、こちらの自治体がやったから辰野町もやるんだというような簡単にはいかないものであろうと思うわけです。ただ、先ほどの岩田議員の質問においても答弁させていただきましたけれど、町内の学校においてですけれど私は国の指針どおりにやるつもりはございませんけれど、やはり辰野町に合った学校の適正規模、適正配置という面においては検討していく必要があるだろうと思っております。で今、それに向けての審議会についてはどうかという質問でございました。審議会ということは私、今まで全く頭に描いていなかったわけですが、議員が言われるように辰野町の急激な人口減少、それから少子化を考えた時、特に小学校の適正規模、適正配置については検討していく必要を感じております。特に川島小学校についての部分述べられましたけれど、ここにつきましては第四次の行財政改革大綱でも、あるいは現在行っております第五次の行財政改革大綱でも取り上げられております。その一方でまちづくりの事業として移住定住促進の取り組みも始まっているわけです。そしてまた川島の皆さんの思いっていうのも熱いものがあるわけですので、そこらへんも受け止めながら教育委員会としても議論を進めていかなければならないと思いますし、町としても議論を進めていかなければならないだろうと思っております。場合によってはこの審議会ということですが、これ教育委員会が主体となってやるのが良いのか、町が主体となってやるのが良いのか、ちょっとまだ分かりませんが、検討する必要があるかと思っております。以上です。

○小澤（８番）

ちょっと、先ほど岡谷市では私は知ってましたけど、先ほど、多分あとで教育長さん言われるかなと思いましたが、言わなんじゃったものですから、そういうことで確かに軟弱なために造るということで取り組んだということは聞いてます。あともうちょっとその点はそういうことで置いておきまして、先ほど審議会についてというのを国とか同じような形で設置できるかどうかは分からないという話なんですけど、この中野市の例をちょっと聞いて来ましたら、2010年の時から先ほど言った統計上でぐんぐん児童数が減っていくということが分かった段階で、各耕地、耕地と言いますか区みたいな単位で懇談会を開いたそうです。それで「このように減っていくけれど、どうしたらいいかね」ということで、数十くらいの所で会合を開いて懇談会を開いて、意見を聞いたところが、やっぱりさきほど教育長さんの言われますように残せという所と、適正な規模で学習させていただきたいという所と半々でなかなか結論が出なかったそうです。そのために審議会っていうものを条例ですか、設置させていただいて検討をさせたのが今回の答申案になっているわけですけど、この審議会のメンバーにつきましても識見を有する者とか、小中学校の児童生徒の保護者、その他の学校教育関係者とか、その他教育委員会が必要と認める者、というような形でこの教育委員会が認める者の中には保育園の園長先生とか、それから中野市の区長会、それから一般公募の方とかPTA連合会、中野市の校長会等から出されてきた人たちの21名ですか、その方が2年間近く集中的に協議したものが26年の9月4日付けで審議会として答申がなされまして、それを基に教育委員会が9回から8回、その叩き台にして審議した結果を審議会に報告したということで、8月の25日から9月の30日まで各11校について説明がなされているわけですけど、やっぱり私も最初の方も3回目の方と一番遠いところで一番小さい学校の永田小学校の説明会を見させていただきました。その中でむこうの教育長さんも言っていましたけれど、両極端に分かれてしまう。だけれど子どものことを考えるということの大前提に説明会をしているというふうに話を聞きました。ぜひ、子どもさんのことを考えていただくためにも、審議会という名前が良いかどうか分からないですけど、協議の場を設けていただいて多くの町民の皆さんの意見を聞く中で、辰野町の将来を担う子どもたちのことを話し合っただけならば幸いというふうに思っております。それともう1点、対応が早くやった方が良くないかというふうに思いますのは、各地で先ほどの岡谷市につきましても県から人的支援というような形の中で2名が配置されておりますし、

財政的にもある程度優遇されていくというような雰囲気があります。そのような情勢の中でもって辰野町があんまり遅く取り組んだ場合には、私も役場の職員としての経験があるんですが、補助金にしても交付金にしても大体3年から5年くらい経ちますと金額が半額になるとか、非常にうまくいかなくなるっていう危惧がありますので、できるだけ早くその取り組みをした方が町の一般財政の方にも負担をかけなくてできるんじゃないかというふうに思っております。そういうことで、なるべく早い取り組みをお願い申し上げまして、この点については質問を終わらせていただきます。

3点目の辰野町第五次総合計画後期基本計画地域計画（川島区）についてお伺いします。去る、平成27年5月1日付けのまちづくり政策課からの回覧、「平成26年度に3回にわたり開催しました辰野町よりあい会議の結果をまとめました」という表題のつきました各区、区民宛の回覧について質問させていただきます。この辰野町よりあい会議というのは昨年8月ごろ、各区で開かれたいろいろなアイデアを基にして辰野町第五次総合計画後期基本計画に地域計画として盛り込むべく開催されました会議のことですけれども、町内17区全てで3月まで開催されました。この会議につきましては3回開催されたわけですけれども、私も参加させていただきました。会議はワークショップ形式で行われまして川島の場合、毎回30人ほどの区民が参加し1グループ5人から6人に分かれ「私が思う、この地区の課題は」とか「私だから知っているこの地区の魅力について」等について話し合われました。そして6月13日の辰野町新町発足60周年記念式典の際に、キャッチフレーズが辰野町第五次総合計画における地域計画17区のキャッチフレーズとして紹介されました。そこで今回各区に配布された地域計画の回覧紙面の1、川島区の魅力やまちづくりの課題としての優先的な取り組みの項目についてお伺いします。この地域計画は先般、辰野町基本構想審議会に諮問された第五次総合計画の基本構想案に盛り込まれるということで行政の支援を受けながら、地域の課題解決を図るための重要項目となっています。この項目は各区とも2項目が載せられていますけれども、川島区には「川島小学校を核とした子育て世代に魅力ある地域づくり」と「みんなが魅力を感じ住んでみたくなる地域づくり」の2項目が載っております。しかし他の区のこの項目には川島区のように川島小学校というように特化された項目はありませんで、「誰もが住みやすい安心安全な地域づくり」「遊休農地や荒廃した里山整備による有害鳥獣被害のない地域づくり」「きれいな里山と花いっぱい地域づくり」「高齢者が生きがいを持ち知恵を学ぶ地域づくり」「参加と助け合いですみよい地域づくり」「住みやすさの創出

により人口増加を目指す地域づくり」などどの区にも対応するような汎用的な項目が載っております。なぜ川島区に限って川島小学校と特化されたのか、その経緯についてお伺いします。先ほども言いましたけれど、私もあのワークショップに参加しておりましたけれど、喫緊の課題である人口減少の原因についての話し合いの中で、1つには入学直前の子どもを持つ家庭が川島を出て行ってしまっていることがある。その原因はなぜか。生徒数が大きな小学校で育てたいという希望から、子育て世帯が川島から出て行ってしまう。川島小学校があるからというような極論も出したグループもあったほどでございます。川島小学校を核とした子育て世代に魅力ある地域づくりをしようというような雰囲気は全面的には感じられませんでした。また、現在の川島小学校の生徒数は13名、家庭数は11戸、しかし、この数字は特認校制度により川島以外の生徒を含んだもので学区内の川島地区の生徒数は10名、家庭数は8戸となります。この状態は今後27年度を含めると32年度まで6年間は1名2名の増減はありますが続きますし、来年度28年度は現在の資料によりますと入学者ゼロの可能性ががあります。このような情勢の中で、言うところの川島小学校を核とした子育て世代に魅力ある地域づくりを謳ったのは何か特別の目的があるのかお伺いします。この基本計画に具体的に核としての川島小学校が搭載されるということは、川島小学校について3月議会の時には「教育委員会は地域住民の声等を聞いて十分に慎重に検討する」との答弁でしたし、さきの6月議会におきましても先ほども言いましたけれど、「国の指針どおり行くと地域が混乱する」との答弁はいただきましたが、今後どのように考えるというような方向付けはなされていないと感じております。その後、いつの時点で教育委員会は合議を経て、執行機関である教育委員会として今後の5年間は川島小学校について学年に生徒がいない状態になっても川島小学校を核とした教育行政を行うと決めてあるのか。一般行政を行う辰野町長部局におきましても、どのような支援を行うつもりかお伺いします。

○教育長

はい、議員の質問にお答えしたいと思います。私、その川島区のよりあい会議出ておりませんので、そこでどのような話が出て、どのようにまとめたのかということは全くこう分からないわけですし、これに関わって教育委員会が定めたというところはございません。ただ私、推測するのに川島区で川島小学校を入れたというのは6月の議会でも話をさせていただきました、川島区にとってはまさに「おらが学校」というそんな思いがあったのではないかなと思っております。それだけに川島区にとっては川島小学校を

非常に思い入れのある学校だということが言えるのではないかと思います。

○まちづくり政策課長

はい。よりあい会議、地域計画につきましては、まちづくり政策課が担当しておりますので、まちづくり政策課の方からちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、この地域計画につきましては、本年2月19日の区長会におきまして原案として区長さんにお示しし、内容、字句等の間違いはないか、また区の方向性ですね、こういったところとの整合について誤りがないか、持ち帰って検討の方をお願いしました。その後、意見をいただいた区においては修正しまして5月に全町に各区ごとの計画を回覧をしているわけでありまして、議員が先ほどおっしゃられた回覧がこれに当たります。川島区では第1回のよりあい会議においては「私が思うこの地区の課題は」という問いかけに対しまして小学校の問題が2位、逆に「この地区の魅力は」という問いかけに「小学校が少人数で先生の目が届く」といった意見の方が出ております。第3回のよりあい会議におきましては川島区においては5つのチームが構成されまして人口減少、転出、高齢化の課題について3つのチームから「小学校がなくなれば先はない。Iターン者の声からも明らか」「子どもを育てる場を確保する対策に力を注ぐべき」「この谷を姨捨山にしない、小学校を死守」という記述や「魅力ある学校、川島小の少人数を生かした学校に地域ぐるみでしていく」「川島小の良さを広範に知らせる、更に小学校の継続」「川島小の給食の無料化を図る」「特認校の認知のPR」「特色ある学校」「授業料、給食の無料」「子どものいる家庭の移住に助成金やポイントを出す」「特色ある学校法人の誘致」また「特殊教育をつくる」といった意見が出されています。また、2つのチームからは「小学校の統合」「小学校の児童数増加が望めなければ統合を望む」といった意見も出されております。質問の「川島小学校を核として」という言葉はこのような意見を踏まえて川島区における地域の皆さんが思う、川島小学校の存在の大きさを感じ表現したものであります。また、川島区の取り組みとしての記述があります「川島小学校の魅力を向上させ、子育て世代が住んでみたい地域にします。川島小学校の特色ある教育を支援します」についても会議の中の意見を基に記述をさせていただいたものになります。川島小学校を核としたということに何か特別な目的があったのか、という質問でありますけど、ここには何か特別の目的があったわけではございません。目的があって記述したわけではございません。あくまでも地域の意見としての記述になっております。ただ、統合を望むという意見があったのも事実でありますから、この文言もやっぱり載せるべ

きだったのかなと、今感じているしだいであります。一般行政を行う町長部局はどのような支援を行うかということなのですが、現在、この取り組みに対する支援の方策は策定しております。川島小学校のあり方についての検討は過去、第四次と第五次の行財政改革大綱でも取り上げられてきました。今回の第五次の総合計画後期基本計画では、このまちづくりの取り組みの目標の1つとしまして、この行財政改革大綱を位置づけまして、その中のプログラムとしまして将来人口を見据えた保育園、小学校の適正規模の見直しとして検討を続けていきたいと思っております。以前までは川島小学校というように特定がされておりましたけど、今後は人口減少時代を見据えて将来の人口を見据えたという形でもって小学校の適正規模の見直しという文言で今、進めているところであります。町としての基本的な考え方は3月議会及び6月議会での答弁、また先ほど教育長が申しました、そこに学ぶ子どもたちを大事に議論したいという声に、考え方に変更はございません。また、この地域計画については現在まだ素案の状態でありますので、町の支援策が入って完成の予定であります第五次総合計画の基本構想、後期基本計画と合わせて10月6日には川島地区の住民説明会の方を実施いたします。その中でまたこれについては意見を伺う予定でありますし、あくまでもこの地域計画は住民の思いを反映させたものになりますので、行政側の目的だとか意図は入っておりません。訂正等あれば、まだ間に合うので区内でもぜひご検討いただければと思います。以上であります。

○小澤（8番）

当初、こういうふうに記載してきたってことは何か特別の理由があったかなということで質問したわけですが、特別な目的はないという話ですので、安心はしましたですけど、結構です。また区長会の経過も分かりましたけれど、区長ってというのは3月に代わってしまうっていう例もありまして、1年ごとの区長の場合にはそんなに引き継ぎがうまくいってないところもあるものですから、今の区長も知らないところもあったかなというようには思っております。先ほど、将来を見据えての10月6日の説明会、見据えてと言いますか、説明会ということですが、先ほど中野市の例を挙げましたけれど学校問題につきましては私も感じているわけですが、中野市の教育長さんも言いました。両極端に分かれているって。それがどうにもならない状態だと、私もその説明会に参加させていただいた時にやっぱりもう、あの基本構想案とういのは案として教育委員会は出してあるんですけど、現在子どもを持っている親たちはもうスクールバスをどこから発車させるとか、スクールバスの補助金はどうなるかとか、そういう話に既に

いています。ただ、ちょっとと言うと御幣があるかもしれないですけど、子どものない・・・

○議長

小澤議員、ちょっと質問の途中ですけども。ちょっと議員にお諮りしたいんですけども、会議延長のお諮りをしますので、ちょっと待ってください。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決しました。

○小澤(8番)

ありがとうございます。

各地区でやっぱり両極端に別れてます。それでそこに来た人たちもやっぱり、意見を言う人はぼんぼんぼんと多分言うと思いますし、小人数の方、今現在川島から子どもを町内、あるいは大きな学校に連れていきたいという家庭の方たちは何も言わなくて出て行ってしまう。それらを把握するっていうことは大変に苦勞のいることですし、多分難しいかなっていうふうに思っておりますので、先ほど言いました適正規模の教育長さんも考えていただけるっていうような雰囲気でありましたので、なるべく早く審議会とかそういうものを設ける中で、話し合っていた方がスムーズに進んでいくんではないかというふうに思っております。目的が川島小学校だけではないというような話があったものですから、私の希望としましてはかやぶきの館を基点にした観光的な要素を持たせた振興を図っていった方が良いんじゃないかということを思っています。というのもクラインガルテンというような滞在型の農園施設が13戸あるわけですけど、そこには今までも平成11年の時からできたわけですが、その間219名という方が滞在していただいて、ある方は通年ではないんですけど地元にも夏の間だけ空き家を借りて生活して地域の行事にも参加していただけるっていうようなこともありましたもので、人口増にも繋がっていくというふうに思っておりますので、私の希望としてはかやぶきの館を基点にした観光施設的なものの発展を願うような計画を作っていただければ良いかなというふうに思います。そこはまたこれからの課題だと思いますけれど、希望でございます。最後になりますけれど、教育長さんに改めてお願い申し上げますが、ぜひ一番最初に就任なさった時に言われた「子どものための政策をしたい」という、今までもそのように聞

いてはいますけれど、大変適正配置っていうのは地域の問題が絡んでくるんで難しいとは思いますが、なるべく早く取り組んでいただかないと川島区の中においては人口が出て行くことによって、消防とか奉仕団の組織もできなくなる。それで長期的には区が区費もいただいているわけですが、それにも継続していかなくなるっていうことで区の崩壊にも繋がっていくというふうに感じておりますので、ほかの地域の少ない学校もあるわけですので、それも含めてなるべく早い対応をお願いできればと思っています。ちょっとその点で教育長さんのお考えをいただければと思いますが。

○教育長

先ほども話をさせていただきました。急激な人口減、少子化という部分において、やはりそれぞれ大規模校、それから小規模校、メリット、デメリットあるわけですが、辰野町に合った適正配置っていうものも検討していかなければいけない時期だろうなっていうふうに感じております。以上です。

○小澤（８番）

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議 長

ここでお諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでございました。

９．延会の時期

９月８日 午後 ５時 ３分 延会

平成27年第6回辰野町議会定例会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成27年9月9日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井	庄治
議会事務局庶務係長	菅沼	由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席	第7番	篠平	良平
議席	第8番	小澤	睦美

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第9日目の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。ここで昨日、岩田議員の一般質問に対し答弁の中、まちづくり政策課長より一部訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○まちづくり政策課長

大変申し訳ありません。昨日の岩田議員の質問の中で、総合戦略の策定経過についてご答弁いたしました。その中で「総合戦略につきましては今月末、開催の辰野町創生総合戦略推進会議で諮問する」と答弁申し上げましたが、正確には「今月末、開催の辰野町創生総合戦略推進会議にて諮問する原案を策定し、来月10月16日開催予定の基本構想審議会に諮問する」の誤りでした。訂正いたしましてお詫び申し上げます。なお、現在までの策定状況につきましては本日の全員協議会にてご報告申し上げますので、よろしくお願いたします。以上であります。

○議 長

進行します。質問順位8番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位8番 議席12番 垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

おはようございます。口を開けば「理念だ、コンセプトだ」「戦略だ、戦術だ」と念仏のように唱えてまいりましたが、今回もそのような念仏のような質問です。一町民との対話だと思ってお付き合いいただきたいと思えます。さて、6月13日開幕式が行われました第67回ほたる祭りですが、本年は新町発足60周年ということもあり、開幕式に先立って町民会館にて記念式典が行われました。新町発足60周年、ワイトモ・ディストリクト姉妹都市締結20周年記念式典であります。県大会で優勝した町消防団ラッパ隊のファンファーレに始まり、吹奏楽団伴奏の町歌斉唱、ふるさとパートナーの任命式、17区キャッチフレーズの発表と、次の10年を担う若い世代の活躍に期待が持てる内容の演出でありました。そして引き続いて行われた20周年記念式典ではニュージーランドワイトモ・ディストリクトからの代表団を迎え、ウィンソン氏のマオリ語の口上に古田さ

んの日本語訳がぴたっと決まって、マニアポト族の人々と諏訪明神の氏子の気持ちが一つになったかのような感動を覚えました。式典最後のふるさとの合唱では感動で声が詰まるほどでありました。本当に良い町に暮らしているなあと、辰野に生まれ育ったことを誇りに思える、そんな式典でありました。そんな魂の高揚の中、迎えたほたる祭りでありましたがこの第67回ほたる祭りを振り返って、大会長としての加島町長の感想をお聞かせください。

○町 長

それでは垣内議員の一般質問にお答えをしまいたいと思います。第67回のほたる祭りということで大会長としての感想ということであります。まず、67回のほたる祭りの開催につきましては町議さんはもちろん、はじめ、実行委員の皆さん方、それからそれぞれご寄付いただいた全区民の皆さん、町民の皆さん、それから企業の皆さん方、ご寄付いただいた企業の皆さん方はじめ、多くの皆さん方に真剣にご支援を賜りましたこと心より感謝を申し上げたい、こんなふうに思います。おかげさまで、今の垣内さんのお話のように町政60周年の新町発足60周年の記念式典に合わせてということで、多くの皆さん方においでいただいて開幕式を迎えることができました。近隣の皆さん方おいでになりまして「今年は特に人出が多いね」そんな話でありました。1日目の天候にも恵まれましたし、多くの皆さん方、期待の中で開幕式ができたということで本当に良かったなど、こんなふうに思っています。その開会に合わせて「おもてなし宣言」というような形の中で実行委員会でしたわけでありすけれども、お話を申し上げてこのほたる祭りが一環として「おもてなし宣言」にも「ずく出し！知恵出し！おもてなし」ってそんな形で気持ちを新たにしておりました。いろいろ反省会がありましたので反省等もあったわけでありすけれども、ホタルが人出、ホタルがもう少し欲しかったなあっていうのが一番のあれですけれども、これは大会長と言うより町長としてホタルの管理にこれからも、管理って言うんですかね、頑張っていかなきゃいけないとこういう気持ちを新たにしましたところでありすけれども、ほたる祭りについてはですねトイレの問題ですとか、警備の問題ですとか、いろいろの反省が出ました。そういう中であってそういった準備の苦労だとか、もっとやればこんなことが良くなるよとか、そういうふうな話が出ましたけれども、ほたる祭りそのものがどうだよって、ちょっととか、そんな話は特に出なんだような気がいたします。そういったことで全体的に見れば非常に皆さん方のご協力でお心に残るほたる祭りができたと、こんなふうに思っております。

す。以上であります。

○垣内（12番）

心に残る、良いほたる祭りだったという反省、感想であったかと思えます。特に「ずく出し！知恵出し！おもてなし宣言」を基本的なキャッチフレーズと言うんですかね。テーマにして今年迎えたわけですが、この県でも、長野県の観光のキャッチフレーズとして出しております「おもてなし宣言」これを大会でも採用されてやるということで、その目的とか意図、そういうようなものをもう少し膨らめて説明していただきたいのですが、よろしくをお願いします。

○町 長

歴史を刻んできたほたる祭りでありますけれども、皆さんのその行動だとか気持ちの中でですね、この行動が何に結び着いているかって、こういうふうなことに关してですね主体的に言うんですかね、この行動がおもてなしに繋がっていくんだとか、そういうふうなことになりますと皆さん、今自分がやっているのが、例えば道路の所でもって自分は全然ホテルを見に行けなくて、対応している。こういったことでもこれは一つの来ていただく皆さん方のおもてなしに繋がっているんだな、こういうふうなことでもって考えれば自分の行動も理由付けができるって言うんですかね、何となく主体的にできるんじゃないかと、こんなふうな思いがあった、一つにはあったと、こんなふうに思っています。ほかには県がやっていますことって言うんですか、そういった運動の中でもありますので、ぜひオリンピックのあの時のおもてなしの言葉が出て、世界を揺るがしたって言うんですかね、感動を与えたわけでもありますので、そういったこともですね、それとは全然違いますけれどもそれに乗ったって言うのもありますけれども、そんなところが一つの動機ではないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○垣内（12番）

3月ですね一般質問でほたる祭りの理念は何か、コンセプトは何かっていうことを問わせていただいたわけですが、できればその時に「ずく出し！知恵出し！おもてなし宣言」についてももう少し私も、担当課長から引き出したかったし、その説明も含めて全町民の共有する理念として、町議会の中で一般質問の中で定着させられたら良かったなと。私も反省しているわけですが、この「おもてなし宣言」は来年まで続くわけですから再来年の3月までと認識しておりますが、来年もほたる祭りでぜひ、この理念で言う

んですかねコンセプトを堅持して、今度は早い段階から例えば12月のポスターを制作するところからそういったその何て言うんですかね、広告、制作の段階から全てのスタッフ役員の関係する、全ての人たちの共通する理念として「おもてなし宣言」というのを発信していただきたいと思いますし、今年よりも来年、来年は一般町民がそうした外からやって来る方、あるいは親戚、友だち、声をかけ辰野のホテルについて何て言うんですかね宣伝すると言うか、辰野町について説明すると言うか、あらゆる面で観光だけじゃなくホテルに限らず、そうした観光、産業、そうしたものを浮揚するきっかけとなるような祭りに育ってもらいたいと思います。ぜひ来年も「おもてなし宣言」を堅持していただきたいと思います。さてその今年、去年の反省からもそうなんですけどコンセプト、コンセプトと唱えてまいりました。ポスター制作の時からまず、その制作者って言うんですかねデザイナー、あるいはコンペに参加する業者にほたる祭りの理念について説明して欲しいという話をしたつもりでいたんですが、今年の採用になったポスターについては、たまたまなんですけど制作会社が3本のコンセプトを付記する形でポスターを制作してくれました。言ってみれば、星に繋がる蛍火というようなコンセプトだったと思うんですが、そういったものをですね外部の業者に任せるのではなく、ほたる祭り企画委員会って言うんですかね、企画会議、あるいはこれから問わせてもらいますが、誰かそのディレクションを付ける人がそうした基本的なコンセプトについて、まずしっかりと決め、で委員会あるいは企画会議の中で合意を形成する中からポスターの発注にいただきたいと思いますと思うわけです。例えば今、世間を賑わせているオリンピックのさまざまな問題。競技場の問題、それからエンブレムの問題、ごたごたごたごたしておりますが、どうしても1本コンセプトが、たがが外れてしまった。傍から見ていてそう思えてなりません。あの招致までに至ったあの一体感、誰のためのオリンピックで何のためにやるのかっていうところを熱く語ったはずであったのに、知事が代わると同時にですねがたがたとそういうものがなくなってしまって、ただ目立てば良い、あるいは何て言うんですかね、新しければ良いって言うんですかね、そんなようなことで協議をする人や迎え入れる都民や国民に対するメッセージっていうものが、すっとなくなってしまったように思えてなりません。基本的なコンセプトがないばかりに何を言われても組織委員会も動揺しますし、何かこう一本芯が通ったところがないと。それは他人ごとではなくてほたる祭り、あるいは辰野町の行政についてもいつも一本芯を通して揺らぎないものを堅持していただきたいと思いますと思うわけです。さてそれで、半分過ぎてしまいま

したけれども、言いたいことの半分ぐらい言ってしまいましたけれども、そういった意味で「ずく出し！知恵出し！おもてなし」っていうコンセプトでやるとしてそのフレーズからですね、さまざまな展開っていうのは考えられるわけですよ。そうした企画を考える所っていうのは、ほたる祭りで言うところのどの部局になるのでしょうか。

○産業振興課長

企画の部門ということでございますけれども、ほたる祭り実行委員会の中で組織で考えれば総務部会ですとか企画会議ということになるかと思えます。直接的にはやっぱり企画会議ということなのかなと思えます。今の「おもてなし」というコンセプトに基づきまして、ポスターですとかねチラシだとかそういったものも、12月にほたる祭り実行委員会を開催する予定をしておりますので、その中で考えていくということになるかと思えますので、今言われましたコンセプトと整合が取れるような形で、ポスターの場合にはですね審査会等にもお話をさせていただいて、整合が取れるような形でやっていきたいと思えます。ロゴマークみたいなものもできるようになりましたのでいろんなアイデアについては取り入れをさせていただきたいと思えます。

○垣内（12番）

今、お話があった企画会議ですよ、企画会議は大会長、副大会長、実行委員長、実行委員長補佐、副実行委員長、各部会長で構成されていると思えます。この企画会議のメンバーの中でこうした祭りやイベントのプロデュースなりディレクションなりと付けた経験のある方っていうのはどなたなのか。あるいはこの企画会議の中でチーフプロデューサーと言われる人は誰なのかというのを教えてください。

○産業振興課長

現在のほたる祭り実行委員会の企画会議の中ではそういう専門性を持った方はいらっしゃいませんけれども、そのような考え方に沿ってですね相談をしてまいりたいと思えます。

○垣内（12番）

全てを合議で決めますっていうことはオリンピックの今の大会の組織委員会と変わらないではないですか。誰かが責任を持って失敗したら責任を取るぐらいの勢いで誰かがチーフにならないと駄目だと思うので、私は飯澤課長がチーフプロデューサーになるべきだし、ディレクションをもし誰かほかの人にとすることであれば、外部の人間が演出について考えても良いかと思うんですよ。何かそのコンセプトがボケるのは責任が曖

味になったり、誰が船頭なのか分からない組織だからそういうふうになることであって例えば、見直しをしてみると言っても合議の中で「いや、見直さない」ということであれば来年も今年と同じようにやるということになるかと思うんですよね。だからそういった意味でお祭りは誰が企画してやっていくかということを私は決めるべきだと思いますが、いかがでしょう。

○産業振興課長

会議の原案を作成するのは私ども産業振興課の観光推進室とそれから商工会の事務局です。事務局会議を作りましてその中で原案を、叩き案を作ります。それが今おっしゃっている内容かなと思いますけれども、その原案、叩き案を総務部会ですとか企画会議で広く町民の皆さま方、代表の皆さま方にお諮らいをして決めていきたいと、そんなことで進めております。

○垣内（12番）

ですから、産業振興課長がチーフプロデューサーだよということで良いと思うんですよね。これ私の個人の意見なので、ぜひ企画会議の中で誰がチーフか、いうことを決めていただけたらと思います。それはその何て言うんですかね、演出を考える面でも大事なことだと思いますので、ぜひお願いします。さっき口が滑ってしまいましたが、来年もまた同じ規模で同じメニューで日程とか企画内容もそうなんです、同じほたる祭りやるのでしょうか。いかがでしょう。

○町長

先ほどの産業振興課長がチーフでやれば良いっていうお話でありますけれども、確かこの前のそんな関係の時に町が主体的にやれと、こんな話もあったかと思います。その時には「町は」という話をしたと思うんですけれども、やっぱりこのほたる祭りっていうのはですね、地域の人たち、もとは下辰野のホテルをこよなく愛する人たちが何とか自分たちがって周りの人たちも含めてってこういう経過もあるわけでありますので、途中からポッと作った祭りとちょっと違いますので、そういうふうなこともあります。実行委員会っていうような形を組んで、商工会の皆さん方やいろいろの皆さん方と一緒に作りあげていくということでもありますので、町がそれに主体的に関わって町が全部原案を作ってお示しして、じゃあこれをお願いしますと、そういう形はちょっとこのほたる祭りは違うかなとこんなふうに思ってまして、これからもそれぞれ持ち場、持ち場でもってそれぞれが意見を出し合いながら、やっていくっていうことが辰野らしさの

ほたる祭りになっていくんではないか、そんなふうを考えておりますので今のところは私は役場がもう全部、そういう気持ちはございません。そういう意味ではそんなにいっぱいの中でこれが大きく必要でないとか、そういうふうになっていくと変わっていくことありますけれども皆さんが出してくれたアイデアを実現しながら、いろいろなものやっっていくというそういうふうな祭りでありたいと、こんなふうに思っています。規模が来年同じでできるかどうかという話でありますけれども、基本的には今年の反省に立って、また来年も同じようには同じくらいの規模でやっっていければいいな、こんなふうに思います。ただ、いろいろの情勢によって入ってくるって言うんですか、そういったものも違ってきますので、それなりの方向転換は図っていくっていうことは必要でありますけれども、基本的にはそんな形でできたらいいな、こんなふうに思っています。以上です。

○垣内（12番）

ほたる祭りについては、さまざまな意見から思いがあると思います。私もそうなんですけど、ここから先はもう繰り返しになりますけれども町長とも飯澤課長とも並行線になるわけですけど、そういう思いもあるということ。要するに主導的に誰かが音頭を取る。それが町内の町の課長級であったら町が主導になるんじゃないかっていう危惧はあるかもしれませんが、企画会議は企画会議でいろんな町の参加団体、協力団体が来てその長がいるということが大事なことなので、そういったその町を挙げてのお祭りっていう大枠は変える必要はないと思うんですよね。誰のアイデアが通るんですかっていうところです。そのアイデアをあるいは演出を実現するためのその政策側のプロデュースする立場の人が、いくらこういうお祭りにしたいっていても予算はこうだからそれはできる、できないっていう判断をする。だからやはりどんなディレクターが来たとしてもプロデューサーがやっぱり権限を持っているわけですから、そこは合議じゃなくてですね町がやりますっていうような、私はそういうふうに宣言してほしいなと思います。それからもう1つ、確かにほたる祭りは発生は商店街の人々の大売出しが契機だったと思うんですよね。ただ、商店街は体力がなくなってきて商工会に代わり、そしてまた大勢の町の担当が各部局が町おこしのお祭りとして協力してくる。そうしたところで地区や企業や町や、さまざまな団体や有志が募って一つのお祭りを作り上げていくっていうところは、その形態っていうのは維持すべきだと思うんです。ただ、何でもその去年と同じようにやっっていたんでは、どんどんどんどん肥大化していつてしま

う、と商工会も町も手に負えなくなるような事態っていうのが見えてきているわけです。私にはそう捉えられるんですけど。まだまだ余裕あるぞ、もっと大きくできるぞっていうのであれば話は別ですが、ですから少しずつでも良いから勇気を持って規模を縮小していくところがあっても良いんじゃないか。例えば10日間ですかね、9日間ですか、週末を2回含む今の祭りの会期っていうのも見直しても良いんじゃないかなど。前半部分、あるいは後半部分を町やほたる祭り実行委員会が主体的にやる。あとはボランティアなり住民、地域の人たちが手作りのお祭りをやる。そういったところで予算配分て言うんですかね、細かい話はほたる祭り実行委員会にお任せしますが、何か5年10年かけてほたる祭りを見直していくっていうことがあっても私は良いと思います。この件は並行線になるので、ここで終わりにしますが次に人事についてお尋ねしたいと思います。

団塊の世代の大量退職者がこのところ続いているわけですが、直近5年間の退職者、退職者数に対する新規雇用、採用者の人数についてお聞かせください。

○副町長

人事面を担当しておりますので、まず私の方からご質問にお答えさせていただきます。全体的な職員の入れ替えに関しましてはですね、退職する職員に対しまして新規採用職員で補充していくことを基本としています。しかしながら内定辞退、あるいは新規採用決定後にですね中途退職する職員もいたために過去、退職補充できないこともありました。そうしたことから職員の負担、仕事量も増えていることも事実でございます。議員のご質問に関しまして詳細については、総務課長よりご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○総務課長

それではですね、役場の職員に限ってですねここ5、6年のですね退職とそれから採用について数字的なものをですねご説明をしたいと思います。まずですね平成21年度末であります、7人の方が定年で退職されております。それに伴いまして22年の4月でありますけれども同数の7人が採用となっております。それから22年度末であります、11人の方が退職され23年の4月には9人の方が採用であります。23年度の末ではですね7人の方が退職されまして24年度の当初に7人の方が採用となっております。それから24年度末でありますけれども、11人の方が退職されまして25年の当初には5人ということになります。25年度末は退職者9人に対しまして26年度4月には4人の採用でございます。

ます。また26年度につきましては退職者6人に対しまして今年度27年度は6人の採用でございます。なお、24年度の退職者が11人で25年度が5人というような極端な年もあるわけでございますけれども、こちらについてはですね採用のですね内定のあとにですね辞退があったりですとか、それから新規採用職員の決定後にですね中途退職の申し出があったりした関係でこのような乖離が出ております。以上です。

○垣内（12番）

退職者と翌年の新規採用者の数がつり合えばそれで良いというわけではないかと思えますけれども、再雇用や何かもあると思えますし、ただ単純にその数値だけを見るのもいかがなものかとは思いますが、ただ21年度から比べてみるとマイナス10人を超える、数の上だけで見ると減っているわけです。副町長もおっしゃったように人数は絞られてきている、それで仕事の量は増えているっていうのが現状だと思うわけですね。どうそれを解消していくかっていうと、やはり一人ひとりの能力を上げていく、仕事のスピードを上げていくっていうところ、あるいは仕事を分散するっていうんですかね、一人に集中しないような仕組み作りっていうのは大事かなと思うんですが、そのへん今はどういうふうになっているんでしょうか。

○総務課長

確かにですね、仕事がですね偏っている面もありまして中にはですね月多くの残業をしてですね仕事をこなしている職員もいます。また、逆にですね少し余裕と言いますか、少し勤務時間内に仕事が終わられる職員もいることは事実でございます。そういったですね職員のもですね、仕事のバランスが悪い部分もありますけれども、多く仕事を抱えている職員に対してはですね、少し余裕のある職員がですねそれを負って補うと言いますか手伝うというような形でもってですね、仕事に取り組んでおります。

○垣内（12番）

私も庁内を見回してですね、個人的には何か残業をやっている人が一人の人にあるいは数人の人に絞られてきているんじゃないかっていう危惧がありまして、課長に残業時間や何かを聞いたわけですが、どうも私の心配っていうかそれは老婆心だったというふうに思うわけです。というのはその一般企業で言うとね100時間越えるような残業っていうのはやる企業もあったりして、いろんな福利厚生面で補完するような形で切り抜けている企業も多いかと思うんですが、町で1月50時間を越えたら、越えないようにしているよということで、じゃ多い人はどれくらいやっているんだろうかっていった時に、

それほどその45、50に近いような時間やっている職員はいないということだったので、まあその家庭をないがしろにしてまで仕事に没頭するっていうような職員はいないんだな、というような気がしてまいりましたけれども、ぜひですね仕事の量に対しては一人、二人に集中するのではなくて、現状そういうふううまくいっているのであれば現状の制度をですね、うまく運用していただきたいというふうに思うわけです。更には、庁内での仕事のスピードを上げてですね、なるべく住民の側に寄り添えると言うんですかね、外へ出て現場を見れる。あるいは住民の意見を聞けるようなそういう時間的な余裕、あるいはどう言うんでしょう客観的に自分の立場や仕事を見れるような仕事にきりきり舞するんじゃないなくて、ふっと息を着いて部屋を見渡すような時間的な余裕、心のゆとりっていうのをできるような管理をしてもらいたいというふうに思うわけです。その中でも職員のスキルアップが欠かせないと思うわけですがけれども、一般企業で言うところのオン・ザ・ジョブ・トレーニングのメソッドっていうか、プログラムっていうんですかね、そういった制度っていうのは町にはあるんでしょうか。

○総務課長

当町にはですね、その今議員ご指摘のですねOJTと言われるプログラムはありません。ただですね上司ですとか、先輩がですね、仕事をとおしてですね部下である職員ですね個人目標に対する上限、あるいは指導を行うとともにですね能力評価を行っているところでございます。また、平成23年度からはですねメンター制度を取り入れております。これはですね、配属部署におきます直属の上司とは別にですね指導、相談役となる職員が新入職員をサポートし、その成長を側面から支えるというそういった制度でございます。メンター本人にですね、いわゆる負荷が集中しないようにですね他の職員も含めた職場全体で人を育てるということをですね基本方針として取り組んでおります。

○垣内（12番）

そうするとはっきりとした制度としてのOJTっていうのはないんですが、能力の評価システムと言うんですかね、何とお呼びすればいいかちょっと分かんないですが、評価制度とそれから上司以外の人の指導、相談、何ておっしゃいましたっけこれは。すみません。

○総務課長

メンター制度と言います。カタカナでメンターと言います。指導、相談役となる職員のことをメンターと言います。それから新入職員、いわゆる相談をする側ですが、そち

らをメンティーと言いますけれども。そういったメンター制度を取り入れております。

○垣内（12番）

了解しました。そうしたその能力の評価システムあるいはOJTに相当するようなメンター制度というものでそれぞれの職員が啓発、あるいはスキルアップされていることと思います。そうするとそのメンター制度は新人教育にも当てはめられるのでしょうか。

○総務課長

このメンター制度はですね新人教育のみに取り入れております。

○垣内（12番）

了解いたしました。その中でですね、職員のスキルあるいは適正っていうものを判断する材料としてその能力評価制度の中で、何か方面で言うんですかね、専門職と言うか一般に職員として必要とされる技術の分野、それぞれのレベルが分かるようなバロメーターって言うんですかね、評価基準というかそういったものっていうのはあるのでしょうか。

○総務課長

町ではですね、今から5年6年ほど前からですね、目標管理、それから合わせてですね職員の能力評価という制度を取り入れております。能力評価におきましてはですね、係員にあっては係長、更に課長が評価をいたします。また係長、課長補佐にあってはですね課長、更には副町長が評価すると、そんなような形でもってですね能力評価を実施しております。

○垣内（12番）

それでは人事に当たっては、そうした客観的な数値あるいは評価基準というようなもので適正を判断し、配置を考えていくっていうことでよろしいわけですね。

○総務課長

人事と言いますとですね幅広くありますけれども、給与面ですとかですね、そういった待遇についてはですね今、申し上げました能力評価に基づいたものでですね対応しております。また人事異動ですとか、そういったものにつきましては職員ですね、いわゆる方から希望部署があればですね、そういったものをですね出していただいてですね、それが100%認められるわけではございませんけれども、できる限りですね職員の希望する部署へ異動させてあげたいということで近年はそういった人事異動をしているとこ

ろでございます。

○垣内（12番）

了解いたしました。何年前か、去年か一昨年ぐらいだったと思うんですが、町長とどこかの席で一緒になった時に町の職員の専門性を上げる必要はないだろうか、というような相談をさせてもらったことがあります。その時に確か町長は専門性というのは県なり、広域なりで見てもらえるから総合的な職員の能力を持つ人材を育てていきたいというようなことをおっしゃられたと思うんですが、やはり配置された場所場所でそれぞれの専門ていうのがあるわけだと推察するわけです。どこの課でもどの部署へ行っても誰でもできるというような仕事はないと思うんですね。その場所場所、あるいは仕事に応じて専門性というのは必要ですし、それを移るたびにですね職員が会得していくっていうそういった自己研鑽の努力っていうのは不断に必要なだとは思いうわけです。特にですね先ほどのほたる祭りではないですけども、産業振興、あるいは観光っていうことであれば、そういった方面での知識なりスキルなりっていうのが必要になってくると思いますし、それは図書館であり、美術館であり、あるいは広報、ほたるチャンネルであり、あるいはイントラネットの関係とか専門性っていうのは必要になる部署があるわけだし、それが近年いろんな面で高度に発達してきているがために、本当に難しい問題になってくると思うわけです。ぜひそのOJTをですね、体系的に考えて10年先を見据えたような町の職員の理想像じゃないですけども適材適所、これを学び取らないと次へいけない。そういう言い方はおかしいですが、ここへ行くためにはこれが必要だという、その目に見える指針みたいなものを各職員に示していただきたいのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町 長

垣内議員さんのおっしゃられることはもっともなことだと、こんなふうに思います。それぞれ考え方ありますので、前に一般質問でできるだけそれぞれの事務の専門性を高めるために異動をなるべく控えてってというような話もございました。確かに毎年変わっておりますと、ある程度短い間隔だとどうしてもそういったものがあります。難しくなりますので、このところ職員の異動も多分長くなってきている、こんなふうに思っています。そういったことによって次の時にはまた困るわけでありましてけれども、そういったことで住民サービスが欠けないように、また事務の動きがスムーズに行くようにとい

うことで、最近は苦心をしておるところであります。専門性の話が出ましたけれども、私がお話したのは建築士ですとか土木士だとか、そういった特殊な専門職のことを申し上げました。そういった人たちを全て小さな所で抱えるということは非常に大変なことでありますし、一番危惧するのはですね、じゃあ新しい人を採用すると30年、40年にわたってその人がずっといくわけですね。もし、その人がそういうふうになら、言われたように適さない人であった時に、その人をどうするかっていう話になってくるわけです。明らかに駄目だってこういう話になればまた別なんですけれども、そういった人たちを一般職に変えたりとか、いろいろこういう変えるって言うんですかね、手伝ってもらったりいろいろこういうふうな方法をしてやっているわけでありましてけれども、そういった面では専門の人たちは多くいる市だとか、大きな所はそういったものをたくさん抱えてそういう中で教育ができるんですけれども、そうでないと教育ができていかない、こういう心配がありますので、そういったものは例えば土木の関係なら上伊那、昔でいう土木振興会、今の広域でありますけれども、そういったところに頼んで設計をしてもらうとか、業者に任せるとかってそういうことが一番効率的で良いのではないかとこんなふうに思っています。できればそういった人たち抱えたいわけでありましてけれども、そういう現状だろうと思います。ただ、専門職がどうしても必要な部署、医療職でありますとか、保健師さんだとか、看護師さん、そういった人。また学芸員の皆さんとか、いろんな人たちはやっぱりそれはその人たちを採用する。そういうことだろうと思います。これが良いって言う、こうでなきゃいけないって言うことではありませんので、臨機応変にやっていくって言うことでもありますので大きな企業でありますとそのルールに乗れば、こういうふうについていう大概こういう道筋が見えるということでもありますけれども、役場は決してそういうことでなくていろいろのことを経験しながら、やっていくということでもあります。ただ、先ほどの年数長くなりますとどうしても自分の得意な分野とそうでない分野ができてきてしまいます。それは仕方ないことで全部の部署を均等に回るって言うことは大変なことだと思いますので、なかなか難しいことがあろうかとこんなふうに思っています。以上です。

○垣内（12番）

了解いたしました。誤解されては困るんですが、私は町の職員の能力、スキルを高く評価しているものなので、更に時代の先端をいくような町であってほしいと、先ほど冒頭に周年記念事業というか式典の素晴らしさをとうとうと言わしてもらいましたが、そ

れもこれもですね、みな職員の皆さんが企画し、作り上げて言ったものが素晴らしかったからであります。そういった能力を発揮できるような役場であってほしいというふうに思います。ぜひ、町長さん、そして副町長さんがそういった人材を見極めて適材適所に配置して能力を発揮されて、素晴らしい辰野町になるように期待していきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、あと5分しかないもんですから、最後の質問に移らせていただきますが、城前の桜並木あります。今、桜見守り隊の皆さんや城前町内会の皆さんが管理をして長寿命化に向けてさまざまな工夫をしているわけですが、いかんせん60年近くたってもう世代交代の時期だと思うんですが、町としてあの桜並木をどう継承していくか、お考えをお聞かせください。

○建設水道課長

町としましてもですね、街路樹というくくりでいきますと城前の桜だけではございませんので、ほかの街路樹も管理していかなきゃいけないことになるわけなんですけれども、今、垣内町議がおっしゃられたですね城前沿線の方たち、それから桜の見守り隊の方に協力をいただいてですね町としても高所作業車等を使用してですね、枯れ枝とか天狗巣病の除去、それからアメシロの消毒等の維持管理は今も行っているしだいでございます。しかしながらですね桜の寿命は50、60年と言われておりますので、まず、いつ何時ですね枯れ枝や木が倒れ落ちるか予想がつかないような状況にもなってくるかなと思いますけれども、こんなにもですね歴史がある城前の桜ですので、ほかの街路樹にはない特殊性もありますので、できる限り町としてもですね一緒になって長寿命化を図っていきたいと思っているところでございます。以上です。

○垣内（12番）

長寿命化に関しては、そういった枝打ちや何かで町から協力をいただいているっていうのは重々承知しておりますし、感謝申し上げます。私がお聞きしたいのは長寿命化だけですかということ。植え替えとかですね、世代交代っていうことについてはどう考えているんでしょうかというところなんです、いかがでしょうか。

○建設水道課長

全部をですね一度に植え替えるということは考えておりませんので、枯れてしまった場合ですね、1箇所でも枯れてしまった場合はですね、緑化木の配布事業とかですね、先ほど言いました見守り隊が育てている苗木の活用や、今、ソメイヨシノからの樹種転

換ですか、等考慮しまして植樹については地元区や見守り隊の皆さんと相談する中で実施していきたいと思っております。以上です。

○垣内（12番）

ぜひですね、まだ見守り隊の中でも結局その植え替えるっていても同じ場所に受えるとなると土を全部入れ替えなきゃいけないとかですね、あるいはその今の桜と桜の間に新しい見守り隊が育てている苗を植えるとなると、工事が必要になると。切り替えたりですね、根元を養生しなきゃいけないもんですから、今の舗道の状態では駄目だということではいずれにしても土木工事が必要になるわけですね。そこを町に相談することがあるかもしれないので、ぜひともそういった時には相談に乗ってもらって、今おっしゃられたように一気にというのは絶対無理だと思うので、何十年かかけて長期間かけていつまでも桜のアーチが美しい状態で見られるような工夫をしながら世代を変えていくというようなことをぜひ協力していただきたいと思います。協力すると言うよりは、町がこうしますって言うように指針を出して我々が協力をしていくというような仕組みと言うんですか、立場でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席9番、瀬戸純議員。

【質問順位9番 議席9番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸（9番）

それでは通告にしがいまして質問をしていきたいと思っております。はじめに平和行政について質問します。今年には戦後70年という広島長崎へ原子爆弾が投下され、先の大戦が終結した節目の年です。この70年の歳月、日本国民が武器を持ち戦うことがなく、平和に迎えることができたこと。戦後生まれの私は戦争の悲惨さ、恐ろしさ、悲しさを身を持って知ることや、戦争による恐怖に怯えることなく生活してこることができました。武器を持たず、戦争をしない、させないと憲法9条を守ってこられた私たちの親世代、そして先輩方のおかげだと感謝しています。しかしながら現在、今国会の争点にもなっている安全保障関連法案、武器を持ち戦争ができる法案を憲法を改正せずに法案化しようとしています。多くの皆さんが不安に思っています。政治に携わる町長をはじめ、私たち町議会議員や町職員は憲法99条で憲法を守り、更に憲法違反行為を予防し、これに抵抗する義務があり、私たちは町民の皆さんの命を守る義務があると考えます。当町で

は昭和59年12月21日に平和都市宣言をしています。宣言文を読み上げさせていただきます。平和年宣言「世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかるに、今なお世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続いており、これらに用いられる兵器はますます強力化、高度化し、核軍備の拡大が進み、人類が平和のうちに生存する条件を根本から脅かす段階に至っている。わが国は、世界唯一の核被爆国として、また、平和憲法の本質からも核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割を果たすべきである。よって辰野町は戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い、ここに「平和都市宣言」をする。」昭和59年12月21日とあります。この宣言は31年前の宣言ですが、現在でも未来に希望を与える平和宣言だと私は考えます。また、町長は平和主張会議に参画しているとお聞きしました。そこで町長の戦争のない平和への思いについてお聞かせください。

○町 長

はい、じゃ瀬戸議員さんにお答えをしてみたいと思います。平和への思いということであります。今まさに今議員さんが読み上げられました平和宣言の内容がその当時から少しも今、作っても変わらないような内容であって39年、40年前にですね、と世界が21世紀になっても変わっていかないとこういう世の中が果たして20世紀の時には21世紀は平和な時代が来るだろうと誰しもが思っていたわけでありましてけれども、そういった面では非常に残念なことだろうとこんなふうに思います。まさに言われたとおりですね平和を守っていく、そういったことはみんなの願いであることこんなふうに思っております。その中身については誰しもそういうふうに思っていることであると思っておりますので、何ら違うとは思っていませんので、そういうことであろうとこんなふうに思います。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。今、町長の方から「平和を願う思いはみな同じ」ということをお話いただきました。今回の質問にあたりましてこの平和都市宣言を調べの中で、町ホームページにも掲載がなく、町職員、そして議員でもその内容を知っている方が皆無に近い状況だということが分かりました。昭和50年当時はインターネットが普及する前の宣言であり、広報もなかなか広がりきれないまま現在に至っているのではないかと考えます。戦後70年の今年を機にこの宣言を広く町民の皆さんへ届けられるようあらゆる手段で語りかけ、世論を高めることが必要だと考えます。町ホームページ、『広報たつの』等での広報を誰もが見える、見ることができるよう掲載するなどしていただ

きたい。平和都市宣言の広報についてのお考えをお答えください。

○総務課長

平和都市宣言の関係でございますけれども、まずはじめにですね現在の状況だけちょっとお話をしたいと思います。役場の入り口にですね9つですね都市宣言文を掲載しております。そこにですね平和都市宣言も当然掲載をされております。また町民憲章でございますけれども、町民憲章にもですね「広く世界へ目を向けて平和で伸びゆく町をつくりまします」というような平和っていう文言が入っております。今、議員ご指摘のですね、広報ですとか、それからホームページの関係でございますけれども、確かに広報にもですねホームページにもですね掲載をしてきた経過がございません。ただ10月号ですね、10月号の広報にですね平和都市宣言を掲載する予定で今、原稿を作っております。それからホームページにつきましてもですね、今後9つある宣言文を併せてですね掲載をしていこうということで取り組んでおります。

○瀬戸（9番）

はい、本当に広く伝えていただいでみんなで考える、平和を考える、辰野町民全員で考えるというようなことができるようにしていただきたいです。ホームページも早急に掲載していただけるようお願いしたいと思います。そして10月号楽しみにしております。次に平和都市宣言を行っている当町の平和行政について平和事業内容、そして予算、補助金など、そしてまた戦後70年の節目の今年、特別な事業があるかお答えください。平和教育についてはあとでお聞かせいただきますので、今回は結構です。

○総務課長

まずあのですね、通年て言いますか、毎年行っている事業でございますけれども8月ですね6日とですね9日にはですね広島、長崎の原爆投下があった日でございますので、原爆死没者の追悼のためですね黙祷を捧げております。それから8月15日には戦没者を追悼し、世界の恒久平和を願うということでやはり黙祷を捧げております。また、原水爆禁止国民平和行進ですとか、あるいは反核平和の日のリレーというような活動があるわけでございますけれども、そちらの方へはですね激励をしております。また、さきほど議員ご指摘のありました平和首長会議というものにも参画をしております。今年度ですね予算的なものについてはですね1万7,000円程度でございます。それから戦後70年ですね節目の特別事業はっていうことでございますけれども、特に町ではござい

ませんけれども、公民館の企画講座ということで過日9月4日の日にですね「戦後70年、戦争体験を聞く集い、当時の日記をもとに語る本当の戦争の姿」と題してですね講演をしていただいております。

○瀬戸（9番）

今、公民館講座のお話をお聞きしました。私も矢島先生、戦後70年の戦争体験を聞く集い、参加させていただきました。そんな中で公民館、図書館などでね、平和事業として何かやっていることはないか、というお尋ねをしたところ今、公民館講座や図書館イベントでは平和事業として位置づけてやっているわけではないということをお伺いしました。しかし職員さん数名とお話する中でやはり職員さんたちはそういう意識を持ちながら自発的な計画を立ててイベントを組んでいるということが分かりました。本当に、町の職員さんの平和に対する意識の高さがある方たちがいるんだということを知り、とてもうれしく思いました。図書館の方でも私も参加させていただきましたが、元高校教師の川島弘さんの語り、講演などもありました。毎年行われている講演の会「こだま」の方の朗読会、そして今年は70周年ということがあるのでしょうか6月7月8月と続くイベントというものを図書館でも組んでいるということを知りました。そこで公民館や図書館は年齢を問わず、全ての町民に門戸を開いて情報発信ができる重要な場所だと私は考えます。今後は平和事業としてこの公民館活動、そして図書館でのイベント等を平和事業と位置づけていっていただきたい、そこで公民館活動、図書館でのイベントなど平和事業としての位置づけについてお考えをお聞かせください。

○生涯学習課長

今、議員さんの方からお話のありました公民館講座、企画の方については70周年ということで実施させていただきました。それから図書館におきましては議員さんおっしゃられる講演会、「こだま」の朗読会、それから企画コーナーを設けて実施をしております。こういったことをですね70年という機会だけではなく講座等も通じて町民の要望に応えるような講座等も開催ができれば、ということで取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○瀬戸（9番）

それでは平和事業と位置づけて今後もやっていただけるということで、よろしいでしょうか。

○生涯学習課長

公民館の講座につきましては、運営審議会等もごございますのでそういったところにお諮り申し上げてご意見を伺いながら取り組めるものは取り組んでもらいたいと思いますし、図書館につきましても図書館の審議会等で協議をさせていただいて手の付けられるところから取り組みをさせていただきたいと思っております。以上です。

○瀬戸（9番）

ぜひ、会議等で話していただいて本当に意識ある職員がやっていることです。トップに立つ皆さんもぜひ、平和事業と位置づけてやっていただけるように要望いたします。次に私は今年8月原水爆禁止世界大会へ参加してきました。中学生、高校生の参加も多数見受けられました。幅広い年齢層の方々が参加されていて、また、その大会の中で被爆者の認知度が現在30%しかないという報告も受けました。今、高校生の修学旅行も以前は広島、長崎が主流でしたが現在は沖縄が70%近くとのこと。沖縄は現在でもアメリカの基地が数多くあり、辺野古の新基地計画等、沖縄県民はいまだに苦しんでいます。沖縄はまだ戦争が終わっていないのだと感じます。そんな沖縄への就学旅行も大切な平和教育の1つだと考えますが、この夏、8月7日付け「信濃毎日新聞」で下伊那郡高森町の広島平和のバスで訪れた小学生25人を含む派遣団員33人の記事が報道されました。高森町では1989年から今年で26回目、平和記念式典広島の平和記念式典へ参加し、その後、被爆者のかたりべから話を聞き原爆投下直後の悲惨な様子や核兵器の恐ろしさを現地で学んでいます。この取り組みは平和式典への出席をはじめ、被爆体験者との懇談や原爆ドームの見学をとおして年齢を問わず、平和の尊さ、命の尊厳を被爆地に学ぶ頭と心、魂で学習する重要な機会とされているようです。辰野町でも年齢を問わず平和の尊さ、命の尊厳を被爆地にて学ぶ、頭と心、魂で学習する広島の平和式典参加派遣など、今後の平和事業として行っていくよう要望いたします。その点についてお考えをお答えください。

○教育長

今、高森町の例についてはお聞きをいたしました。過去の記憶に学ぶということはねこれから未来を志向する上で非常に大事だと思っております。ただ、私小中学生の例えば修学旅行で考えた時に、小中学生の修学旅行がその広島や沖縄が妥当かどうかについてにはちょっとまた意見がございます。やはり私は小中学生の修学旅行という意味で考えるならば、広島や沖縄じゃなくて更にもっと子どもたちは学ぶものがあるんだろうと思っております。平和教育についてはまた、別の機会でも学べることができる

だろう、そんなふうな考えを持っております。以上です。

○瀬戸（9番）

私も修学旅行とはちょっと思っておりませんが、高森町、そして伊那市などは補助金という形でね、そういう平和の活動をする所に補助金を出しているとか、そういう活動をしている方たちに行政としても力を貸しているという所があるので、ぜひともお金もかかる広島まで大勢行くということもお金のかかることですので、また今後検討していただいて現地、広島、長崎、もし派遣していただけるようなことを考えていただければと思います。次に現在の義務教育での平和教育について概要をお聞かせください。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。私も過去の記憶に学ぶということから考えますと、今年が戦後70年、この言葉が持つ意味非常に重いんだろうと思っております。議員言われるように戦争体験者は年々少なくなってきました。戦争の悲惨さやあるいはこの理不尽さを語るものが少なくなっていくこの今日にあって、戦争への記憶が薄らいでいく、そんなことに危機感も覚える時が私自身ございます。私たちは積極的に平和のありがたさや尊さを伝えていかなければならないと思います。こうした私たちが自由にものを言い合えるだとか、好きな所へ行ける、好きに歌ったり飲んだり食べたりすることもできる、これらも全て平和な社会だからこそこうできることであるわけですので、この平和な社会を未来へずっといつまでも保ち続けるためにも、平和の尊さを戦争を知らない私たちがね、子どもたちに伝えていかなければならないんだろうと思っております。それで議員が指摘の義務教育での取り組みですけれど、町内の小中学校についての例を紹介をしたいと思います。教科の中にも平和に関わる取り組みが入っております。国語や社会などを中心にこれは教材として入っておりますので、これ学んでおりますし、そのほかに毎年7月から8月にかけて平和についての学習する機会、それから学ぶ場をいくつか仕組んでいるところでございます。町内の小学校では平和についての校長講話、それから中学校では校長講話の代わりに町内の戦争体験者の方をお招きして戦争の体験、お話をお聞きする会、そんなのも開催しております。全ての学校ですけれど、図書館に平和に関する特設コーナーを設け、平和に関するお勧め本だとか、平和と戦争に関する資料を展示しております。また、司書の先生だとか学級担任による読み合わせですね、戦争や平和を扱った本、絵本、あるいは詩などの読み聞かせなどを行っております。

ます。学級によってはと言いますか学校によっては総合的な学習の時間で平和について学んでいる学校もございます。以上ですが。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。今回この質問をするにあたり、教育長さんの方に「どんな平和教育をやっているんですか」と聞いたところ、本当に資料をいただきましたが今、子どもたちはこの過去の戦争ですとか平和について学ぶという機会が持たれている。ただ、それが教科書の中ではやはり国語ですとか社会科の一部になるんですが、やはり先生たちの意識、努力の中でこの辰野町では平和教育が行われているのではないかというのを私は感じました。そしてただ、憲法についての学習というものがやはり教科書の中、そして教科書にはないところでの学習というものがまだまだされていないということが分かりました。そして現在の教科書の中でも日本の近代史、特に昭和史を短い時間でさらっと教え、歴史教育が、その部分の歴史教育がしっかりできない状況ではないかと思えます。近代史にある世界大戦で尊い命が犠牲になった失敗などは戒めとして受け継がなければいけないと思えます。それは未来のために必要なことだと考えます。長崎や広島の子どもたちは義務教育中に戦争や原子爆弾、平和、憲法についてしっかり学習すると聞いています。人間性を破壊する、さきの戦争を知り、平和とはどういうことなのか、単に国家間の戦争や武力抗争がないことのみではなく、軍事、経済、人種などさまざまな紛争を武力や暴力ではなく、互いに理性を持って協調と相互理解のため武力を用いず未然に防ぐ解決の手立てを求めようと自分で考える力を学び、自ら平和を希求することができるように学ぶ、平和を築く民主的主権者を育てる教育、人間としての成長を目指すことが平和教育だと私は考えます。教育現場での平和教育が先生たちのやはり意識の大きさによって左右されてしまうという現在、平和都市宣言をした自治体として今後も先生などの異動、退職などにかかわらず平和教育としてさまざまな学習を続けていっていただきたい。その点についてお答えください。

○教育長

ただ今の質問にお答えをしたいと思います。町内の学校に勤務する先生方だけでなく上伊那の先生方は一様にそうですけれど、過去の戦争において教育が果たした、この戦争に対する責任というものを今でも深く追っているところでございます。これを教訓としてずっと70年間保ち続けてきております。これはいわゆる満蒙開拓団のことです。信濃教育会、それから上伊那教育会がこの満蒙開拓団についてのね、果たし

た責任で非常に大きいわけで、その反省というのは毎年きちっと風化させないように先生たちが風化させないように学んでおります。平和については、ともするとイデオロギ一的に捉えられる部分もあるわけですが、そうではなくて今のこの平和をずっと保ち続けるそういうためにやはり、過去の負の遺産についてもきちっと学ぶということが大事である。というようなことで町内だけじゃなくて上伊那の全ての小中学校の先生方はこの姿勢を現在でも貫いているということを申し添えておきたいと思います。

○瀬戸（9番）

はい、本当に上伊那の先生方たち今回、満蒙開拓の映画が上映された「望郷の鐘」というものが上映されています。そういう上映会の中でもやはり先生方が多くその上映する会に入っていたりとか、そういうこともやはりあって、そういう負の遺産、そういうところをしっかりと自分たちでも認識しながら、そしてもう二度と子どもたち、そして戦争に送らないとか、そういう思いでされている方たちが多くいるということをおも存じ上げております。そんな中でやはり選挙権が18歳に引き下げられる中、人間性を否定する戦争、平和とはどういうことか。そして思い、互いを思いやり理解しようとする気持ち、自分で考え行動する力をぜひとも引き続き義務教育の中で学ばせていただきたいと考えます。今年の辰野町成人式では成人代表のあいさつでの青年が戦後70年に触れ、平和な世界が続くようにと発言していました。現在を知り、未来を見つめた素晴らしい発言だったと感じました。多くの国民が戦争など望んでいません。核兵器の非人道性も承知していると考えます。現在、平和行政、先進自治体では平和に関する平和行政の基本原則や平和事業の推進などを定める条例を制定しているところがあります。先ほどの高森町も平成22年9月「高森町平和へのかけはし条例」が制定されています。この条例の根拠となっているのはやはり平和都市宣言だということです。辰野町での平和行政の根拠となっているのも平和都市宣言だと私は考えます。そして今一度、平和行政のあり方を身近な人権問題も含めた広い意味での暴力全般に広げて見つめなおす必要があるのではないかと考えます。その中で核兵器を頂点とする全ての暴力文化から脱却し、戦争のない世界、社会をいかに構築していくかを考えて、暴力的方法での紛争解決では失い、脅かされるものは尊い命と人間の尊厳です。そして、残されるものは悲しみと疲弊と増悪です。二度と戦争はしないと反省し、誓ったことはいつの間にか忘れて、忘れられてしまうかも知れません。それを忘れないために町民の皆さんに呼びかけ、語り続けていかなければならないと私は考えます。唯一の戦争による被爆国であり、戦争放

棄を記した平和憲法を掲げる国の自治体。そして平和都市宣言をした辰野町として平和についての条例制定は平和で誰もが安心して生活できる、本当に民主的な社会、地域を構築できることに繋がると私は考えます。平和についての条例化について、町長のお考えをお聞かせください。

○総務課長

今、議員のですねお話がありました平和の関係する条例ですか、各自治体で作っていることは承知をしております。先ほど来、出ております平和都市宣言でございますけれども、当町にはですね平和都市宣言以外にもですね、実はですね、昭和33年7月になりますけれども「平和都市と核非武装宣言」というものも宣言しております。またですね、昭和36年6月にはですね辰野町を安全都市とする宣言というようなものも、やはり作っております。したがってですね、こういったですね安全な町をつくるっていうですね宣言が3つできておるわけでございます。またですね、先ほども言いましたけれども町民憲章にもですねそういった文言が入っております。これ以上ですね、お気持ちも分からぬわけではございませんけれども、現時点ではですねそういった条例のですね制定までは考えておりません。またですね、いろんなところのですね状況を見極めさせていただいてですね、そういったことが必要とあればですね考えていきたいと思っておりますけれども、現時点ではそういうことでございます。

○瀬戸（9番）

はい、条例化は本当に難しいことかもしれません。ただ、答弁いただいた平和事業、戦後70年の今年だけに終わらせるのだけではなく、今後も引き続き行っていただきたいと要望して次の質問に移りたいと思います。

次に障がい者支援について質問します。障がい者支援とひとくくりに言っても、さまざまな障がいがあり、障がいに応じたさまざまなサービスや補助などが行われている現状だと考えますが、障がいのある方は合併症になる率が高く、医療費がかかってしまうという声をお聞きしています。障がい者福祉医療給付対象者の人数、及び給付金額をお答えください。

○住民税務課長

まずですね、障がい者の方ですね、その人数から述べさせていただきたいと思っております。身体障害者手帳をお持ちの方ですが、1級が255人、2級が103人、3級が142人、4級が231人、5級が55人、6級が40人、計826人です。また、療育手帳をお持ちの方で

すが、A 1の方が32人、A 2が3人、B 1が48人、B 2が55人、計138人です。精神保健福祉手帳をお持ちの方が1級が68人、2級が55人、3級が11人、計129人です。障害年金受給者の方ですが、障害基礎年金で20歳前の方が138人、20歳以上の方が93人、障害厚生年金の方は82人、計313人ということで、総合計ですが1,406人となります。このうち福祉医療給付対象者ですが、身体障害者手帳の1級、2級ちょっとこれ分けができませんので1級2級の該当者の方は80人。3級の方が27人。計が107人です。療育手帳をお持ちの方でA 1の方が30人。B 1の方が24人。B 2の方が28人ということで計82人となります。精神保健福祉手帳ですが1級の方が30人、2級の方が20人、計50人です。また、障害年金受給者の方で65歳以上で、後期高齢者の方は76人。65歳以上で後期高齢者以外の方は322人。65歳以上の障害年金の方は9人ということで合わせて407人となりまして福祉医療の給付対象者のうち、障がい者の方は合計で646人となります。以上です。

○瀬戸（9番）

今、障がい者の福祉医療給付対象者の人数をお聞きしたんですけれども、給付金額を教えてくださいよろしいでしょうか。

○住民税務課長

はい、給付金額の前に先ほどちょっと言った数字で私の方でちょっと間違いがありまして障がい者の方全員の中ですね、精神保健福祉手帳で2級ですが私、先ほど55人で言ったんですが50人です。ちょっとすみません。そこを訂正していただきたいと思います。給付金額の方ですが、身体障害者手帳をお持ちの方が・・・

○瀬戸（9番）

まとめて全部でお願いします。

○住民税務課長

総合計になりますと4,416万8,368円となります。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、ありがとうございます。障がい者は合併症になる人が多く、医療費の負担が大きく、特に精神障がいの方は薬を常に飲まないと生活していけないとお聞きしました。現在、精神保健福祉手帳所持者にかかる支援がほかの手帳所持者に比べて遅れています。医療費の給付対象が通院だけになっています。ほかの手帳所持者と同じように入院給付ができない理由はなぜでしょうか。その点についてお答えください。

○住民税務課長

入院給付の対象ですが、先ほどの身障者手帳お持ちの方ですが、現在辰野町では身体障害者手帳、また療育手帳、65歳以上の国民年金の方の該当者の方ですね、障害年金1級の方等は入院の給付が出ております。ただ、先ほど議員ご指摘の精神障害者保健福祉手帳1級、2級の取得者ですが、こちらは外来のみということで今やっております。以上です。

○瀬戸（9番）

そのなぜ、精神保健福祉手帳を所持者の方だけが入院の対象ではない、給付の対象ではないのかを教えてくださいたいと思います。

○住民税務課長

こちらの精神福祉手帳をお持ちの方ですが、こちらにつきましては特別障害者手当てに準じておりまして、その関係で外来のみで行っております。以上です。

○瀬戸（9番）

精神保健福祉手帳所持者の方の入院の給付についてなんですけれども、やはり県の方では通院までということになっているようです。そんな中で近隣の市町村、伊那市、南箕輪村、箕輪町では入院も給付の対象になっています。それは自治体独自の事業ということだと私は理解しました。辰野町創生総合戦略推進会議の中でも「南箕輪村は障がい者福祉がしっかりしているので、それが理由で南箕輪村へ転居している人もいるのでは」との意見も出されています。障がい者支援は住む地域を決めるものさしの1つになっているのではないのでしょうか。精神保健福祉手帳所持者の入院費の医療福祉給付を広めていただきたい。その点についてお答えください。

○住民税務課長

辰野町の場合、先ほど言いました障がい者の入院給付につきましては先ほどお話したとおりでありまして、これは県に準じております。また、これにつきましては県の動向を見ながら検討はしなければいけないと思っています。以上です。

○瀬戸（9番）

障がい者、さまざまな障がいをお持ちの方の中での支援の違いというものをつくらない、同じ支援を行っていただきたい、そう要望します。先の6月議会で質問し、要望しました多くの県民、国民の要望である子どもの医療費窓口無料化が動き出そうとしています。この7月国会でのペナルティの見直しが検討が新聞報道され、全国自治会

でも窓口無料は行うべきだとし、特に国民健康保険制度にかかる医療費削減に伴う、国庫負担金の減額調整措置の廃止を7月29日に少子化対策の抜本強化の重点施策の1つとして提言しています。福祉医療費の窓口無料に関する状況が変わりつつあります。しかし、全国的に見ても子どもの医療費の窓口無料を実施している県や自治体独自で無料にしている所は大変多いですが、障がい者の医療費窓口無料化は遅れています。辰野町創生総合戦略推進会議の中でも「障がい児の診療はお金がかかり、窓口支払いが大変、医療費の窓口無料を早急にしてほしい」との声があったと聞いています。先にも申し上げていますように障がい者は合併症になりやすく、医療費がよりかかってしまいます。

「内部疾患で入院して一般病棟に入っても大きな声を出してしまい、同室の患者さんに迷惑をかけてしまうから個室に変えてもらった。1日1万5,000円の個室、20日入院して30万円になる。差額ベット代は給付や高額医療費の対象外で自己負担、このままでは医療費を窓口で支払うことができない。大変というレベルの話ではない。本当に困っていると障がい者の医療費の窓口無料化をぜひともやってほしい、少しでも楽にしてほしい」という切実な声をお聞きしました。福祉医療費の窓口無料に関してネックになるのがやはり国庫負担金の減額調整措置、ペナルティです。このペナルティに負けずに町独自の事業として実施していただきたいのですが、まずは6月議会でも質問いたしました。子どもの医療費窓口無料化とともに障がい者の医療費窓口無料も含め、福祉医療費の窓口無料化を実施するよう国や県、そして町村会長会議、医療費の窓口無料化の検討や国庫負担金の減額調整措置を行わないよう、町長から辰野町民の皆さんの声を届ける発言をしていただきたい。これはお金もかからず、すぐにできることだと思います。その点について町長のお考えをお聞かせください。

○町 長

窓口無料化につきましては今動きがあるということでございまして、動向を見守っているわけでありまして、県の町村会の中にはですねいろいろの部門がございまして生活環境部門だとか、いろいろの中に分かれてまして国への提言、こういった形でもってそれぞれ盛られております。その前に町村からそういった内容のものも集めておりますので、そういったこともあちこちで話題にはなっているんですけども、なかなかペナルティだとかそういったものが、その先がどうなるか、そういったことでもってなかなか動かなんていうのが現実だろうと思っています。機会を捉えてですね、そういった悩みをって言うんですか、声は上がっているということは承知しております

ので、またそういったものが発言をしていく、そういうことであろうと思いますので、していきたい、こんなふうに思っています。以上です。

○瀬戸（9番）

前回、子どもの窓口無料でこの同じことを町長の方へご質問したところ、今日発言していただいたような答弁はいただけませんでした。機会があったら発言していただければということは今、答弁していただきました。ぜひとも機会あるごとに町民の声、願いを届けていただきたいと思います。そして私も引き続きですが、議会内外で町民の皆さんの要望に応えるため福祉医療費窓口無料に向けて、全力を出していく決意を申し上げて次の質問に移ります。平成25年障害者総合支援法施行後、各授産施設は利用者の働き方により就労継続支援A型及びB型施設と就労移行施設に順次、移行をされました。地域生活の移行先であるグループホームの整備が進められてきました。当町でも障害者福祉計画が作成されています。現在の辰野町内の就労支援事業所及びグループホームの数、利用状況をお聞かせください。

○保健福祉課長

辰野町内におけます就労継続支援事業の事業所におきましては就労支援B型ということで、宮木にあります「工房ぬくもり」1事業所であります。利用状況につきましては店員20名に対して25名の登録があるということでございます。それからグループホームにつきましては2施設ございます。利用状況につきましては2施設とも定員が5名でありまして現在全て満床という形になっております。以上です。

○瀬戸（9番）

今の答弁の方でも現在どの施設も辰野町内の施設、定員がいっぱいということが分かりました。そして先月、私たち議員、福祉教育常任委員会で長野県社会福祉事業団の辰野町障害者就労支援センター、そして伊那市の社会福祉法人アンサンブル会へ視察に行っていました。そのどちらの施設でもやはり定員がいっぱいで受け入れができない状況だとお聞きしてきました。その中で、「養護学校を卒業してから行く場所がない。就職先がない、訓練する場所も少ない、将来親がいなくなっても社会の一員として生きていく訓練をしていかなければならないが、自宅に近くに施設が少ない。家に閉じ込めておくわけにはいかない。家族の経済面、精神面での負担からケンカになったり、ひどい言葉を言うてしまうことがある。辛い、悲しい」という声。そんな声をお伺いしています。そして今はいいけれど、親の高齢化や死亡により一人で暮らさなければなら

なくなる方、兄弟、親戚へ経済的、精神的負担を将来かけてしまうことを今から悩んでいる方、そんな方がいらっしゃいます。そんな中で自宅に近い施設やグループホームができ、短期入所ができ、利用者も家族も安心して利用できるというお声も伺っています。現在の辰野町内の就労支援事業所及びグループホームの整備計画を置きかえください。

○保健福祉課長

現在、就労支援、辰野町内の就労支援事業所、グループホームの数につきましては上伊那圏域の中では多い方ということではありません。少ない方ということでもあります。町としましては、新たな事業所の設置や事業展開をしていただく事業者に働きかけていきたいと思っておりますので、そういうことでございます。以上でございます。

○瀬戸（9番）

今、事業者の方に働きかけていくという答弁をいただきました。ただ、今もいっぱい、満床状況です。本当に生身の人間に対することです。一刻も早く整備できるようにぜひとも町内、辰野町だけでは難しいところもあると思います。広域、そしていろいろな事業所さんと話をさせていただく中で早急に整備をお願いし、次に質問に移ります。社会福祉事業団への視察の折、北大出の庄家のグループホームの老朽化により、今後の施設のあり方を考えている。作業所が狭く、広くしたいというお話を伺いました。そんな点について町として相談を受けているとか、一緒に検討しているなどありましたらお聞かせください。

○保健福祉課長

現在のところ直接にはちょっと受けておりませんので、またご相談等ありましたら、話の方をお聞きして検討をしていきたいと思っております。

○瀬戸（9番）

やはりこの辰野町内で2つしかないグループホームのうちの1つ、それがやはり誰が見ても老朽化している、もうとても建物が古いということは分かることです。本当に事業団の方からの相談の持ちかけを待っているのではなく、ぜひとも町側から「どうなっているんだい」とかそういうような点について言って行っていただいて相談に乗っていただいて、早急にこのグループホームなくならないようにぜひとも、していただきたいと思っております。そしてこの施設の充実は今必要としている方だけの問題ではなく、今後の将来の不安、これから先、どうすれば良いのだろうと悩んでいる方たちのためにも必要だと考えます。支援している、恵んであげているという発想ではなく、一緒にやって

いく、生活していくという気持ちが大切だとアンサンブル会を視察して感じました。辰野町の障害者基本計画の全ての国民が障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という基本理念に沿った障がい者支援施策の検討を早急に要望し、質問を終わりたいと思います。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時55分といたします。

休憩開始 11時 41分

再開時間 11時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席10番、宇治徳庚議員。

【質問順位10番 議席10番 宇治 徳庚 議員】

○宇治（10番）

道路問題についてはここ1、2年12区の道路懇談会はじめ、町、あるいは議会、更には広域連合、県へということで大分ベクトルがこうあって一步一步前へ進んでいるなどという印象を持っております。道路と対峙する鉄道についてはですねJRということもありましてちょっと私自身も距離感があるんですが、今回は町内の鉄道の現状とこのJRの有効活用という観点で質問をさせていただきたいというふうに思います。国鉄民営化により現在のJRが誕生したのが、今から27年前の昭和63年のことです。民営化によって、かつて親方日の丸に対抗したストライキはなくなり、国は新たな税収に繋がった改革は成功だったとする反面、世界一の正確さを誇る分単位の運行ダイヤを実現したハード・ソフトの技術革新と相まって、赤字路線は次々に廃線あるいは駅の無人化、ワンマン電車への移行等を、徹底して進めるなど競争原理の導入により、都市と地方とりわけ田舎との利便性に大きなギャップを生ずるようになりました。利用者にとってのメリットはと言えば、運賃が安くて安全とサービスが向上することです。果たしてそれは実感できている状態にあるのでしょうか。今や、新幹線からリニアへ、時代は飛行機と対峙したスピードと料金で追いつけ、追い越せとばかり、陸でも空でも競争が激化している今日この頃であります。地方においてはマイカーに足を奪われたローカル線も存続に躍起となり努力しているとはいえ、厳しい経営状況下にあることも事実であります。合わせて中央東線のスピードアップの一環として政策的に実行された塩嶺トンネルが昭和61年に開通したことで、辰野回りは中央本線支線となり、俗に辰野線と呼ばれ

るようになりました。辰野駅長の話では、民営化から今日までの20数年で、利用者数は7割減少し3割水準まで落ち込んでいるとのことで、この間の激減実態を再認識したしだいであります。町にとっては、道路も鉄道も重要なインフラとお考えだと思いますが、このまま推移するとしたら辰野線がなくなることを危惧するわけであります。そこでまず、町長にお尋ねいたします。町から見た、地域における鉄道の果たす今日的役割と現状認識についてどのように捉えているかお尋ねいたします。

○町 長

宇治議員にお答えをしてみたいと思います。JRさん、鉄道の関係はですね、非常に議員さんがおっしゃられたように経営が民営化されてから非常に利益だとかそういったことでローカル線は厳しい状況が続いているかと思えます。そんな中であってですね、ただ単に人を運ぶばかりっていうことでなくてですね、通勤通学通院等に鉄道ははじめ公共交通しか利用できない利用者にとっての移動手段としての役割は非常に大きいものがあるわけでありまして、鉄道の大きいっていうことであります。鉄道の方はその地域のイメージも影響がある。鉄道があれば遠い所、近い所は別にしても都市圏との接続が予想されるが、それがないとそれなりのイメージを持たれてしまうということで、今は鉄道を通じての沿線の一体感で観光ルートの活用などができるように、そういった役割も持っているのではないかと、こんなふうに思っています。また交通機関としての鉄道の現状はですね、車社会の進出に伴って公共交通としての鉄道の事情が総体的に低下してきていると、そういうことはおっしゃられたとおりであります。人口密集地の都市圏と違って地方では利用者も少なく、更にそれがサービスの低下をもたらし、運行本数も減少しそれがより拍車をかけ、利用者減少に繋がっているのが事実だろうと、こんなふうに思います。いかに鉄道ははじめ公共交通の存続、利用者増を図っていくかっていうのが地方に課された大きな課題だろうと、こんなふうに思っています。以上です。

○宇治（10番）

町が7月にまとめた「総合戦略策定のための住民アンケート調査結果」速報によりまず「町が力を入れるべき地域活性化の取り組みとして何が重要か」という質問で、トップは「企業誘致など新規雇用の創出」が57.1%。次いで「道路・鉄道などのインフラ整備」が47.8%で第2位に挙げられております。もとより、辰野町は道路も鉄道も三方向に抜ける交通の要所ですが、JRに関しては辰野が経営上の分岐点になっていて、辰野線はJR東日本に属し、飯田線はJR東海というJRの区割り地域になっておりま

す。その意味においては、町も住民も J R 2 社の経営戦略と関わらざるを得ないのが、この地域の鉄道インフラ整備であると言えるかと思えます。続いてお尋ねいたします。町内エリア小野駅、信濃川島駅、辰野駅、飯田線の宮木、新町、羽場ですか、この 6 駅の現状と課題はどの程度把握されておりますか。例えば最近の 1 日当りの利用者数とか、あるいは駅舎、トイレ等の老朽化、更には駅の無人化の経過等お分かりでしたらお願いいたします。

○まちづくり政策課長

それでは駅の状況についてご説明いたしますが、今、おっしゃったとおりに辰野町には J R 東日本管轄の駅が 3 つ、また J R 東海の管轄の駅が 3 つございます。町だけではこのデータを把握しきれないものですから今回、J R 東日本並びに J R 東海にデータの提供を求めました。全てについては開示していただけなかったんですけど、分かる範囲でのデータということでご説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。まず辰野駅につきましては 1 日当たりの乗車人数は 551 名です。定期、定期券ですね、の利用者が 342 人で 62% を占めます。あとは定期以外、切符等でありますけどこれが 209 人で 38% です。開業日は 1906 年ですので明治 39 年の 6 月 11 日になります。駅舎自体は昭和 58 年現在の建物の方が変わっております。トイレにつきましては J R 管轄の管理していただいているトイレの方がございます。信濃川島駅ですが、1 日当たりの利用者がこれが無人駅のために把握できないということなんですが、概ね 10 人程度だろうということで報告を受けております。開業日は 1955 年、昭和 30 年の 4 月 1 日です。駅舎の建築年月はちょっと不明であります。無人駅化された時期でありますけど 1971 年、昭和 46 年の 8 月 1 日です。トイレの有無であります、今 J R 管理のトイレがございまして J R 東日本からは川島駅のトイレの取り壊しの提案がありまして、これにつきましては本日の全員協議会にてご報告を申し上げます。続きまして小野駅でありますけど 1 日当たりの乗車人数、これが 160 名です。定期が 128 名、で 80%。定期以外が 32 名で 20% です。開業日は 1906 年、明治 39 年の 6 月 11 日、辰野駅と同じですね。1984 年、昭和 59 年の 7 月 1 日に 1 回業務委託方式に移行されたそうなんですが、その後 J R 直営に戻りまして 1990 年、平成 2 年ですかね業務委託方式に再度移行というようなデータを今いただいております。トイレであります、町管理のトイレがありますが、これにつきましては平成 17 年 J R から無償譲渡されて町が管理しております。J R 東海の管轄の駅でありますけど宮木駅であります。1 日当たりの乗車人数が 555 名、定期が 502 名で 90% の利用率であ

ります。定期以外が53名で10%です。無人駅となった時期でありますけど、JR管轄の宮木駅と伊那新町駅と羽場駅につきましては、この無人駅になった時期を教えてくださいということで聞いたんですけど、3駅とも昭和60年という回答でありますけれど、国鉄がJRに民営化された時期が先ほど申されたとおり昭和63年なので、ちょっとそれ以前の状況についてJRの方がしっかり把握してないのかなとはちょっと感じております。回答は60年ということでありました。宮木駅の駅舎の建設時期が昭和13年ということでありまして、トイレの有無でありますけどJR管理のトイレがございまして、これにつきましてもJR東海の事業本部建築課ですかから、宮木駅のトイレの取り壊しの提案の方が現在きております。また現在対応を検討中ですがこれにつきましても本日の全員協議会で報告をしたいと思っております。伊那新町駅でありますけど1日当たりの乗車人数が74名。定期が62名で84%。定期以外が12名で16%です。駅舎の建設時期は昭和40年ということでありまして、トイレの有無につきましてはJR管理のトイレがございまして、羽場駅でありますけど、1日当たりの乗車人数が162名、定期が128名で79%。定期以外が34人で21%。駅舎の建設時期が平成11年ということでありまして、トイレの有無でありますけど、これもJRがトイレを廃止しまして町で設置した町管理のトイレがございまして、以上であります。

○宇治（10番）

データが開示していただけないっていうのはよく分からないんですけども、後ほどまたそれも触れたいと思っております。今年6月4日付けの「長野日報」によると飯田線活性化期成同盟会が上伊那地方の市町村住民を対象に行ったアンケートでは、「飯田線を1年間利用していない」と回答した人が半数の50%であると報じています。町内の辰野線、飯田線いずれの駅を見ても、今のままではマイカーの要因が大きいとはいえ、少子高齢化と人口減も加わって、利用者の減少がさらに進めば、歴史ある鉄道が廃線あるいは廃駅に追い込まれかねない実態にあると考えるわけでありまして。廃線、廃駅ということで一番困るのは通学生や車のない高齢者でしょうが、そうならないためにも行政と住民の共通の課題として位置付け、地方創生のこのタイミングで真剣に向き合っていく必要があると思っております。一方、一時的とはいえ「ほたる祭」で賑わう辰野駅ですが、JRを利用している観望客数はどのような実態にあるのでしょうか。お尋ねいたします。ほたる祭での辰野駅利用者数について、近年の乗降客数と観望客全体に占めるJR利用者の割合はどのくらいかお尋ねいたします。

○産業振興課長

J R 辰野駅はご案内のとおり自動改札ではございませんので、カウントができないのことでございまして、J R 辰野駅からいただきました統計資料を見ますと、先ほどありましたように平成26年度の1日平均の乗車人数は551人でございます。ほたる祭りの9日間で単純に計算しますと4,959人と推定されます。本年のほたる祭りの営業収入費が対前年比で109.3%のようでございますので、これも単純に推計しますと約5,400人ということになります。この数がおよそ辰野駅を利用したのかなと思われまふ。本年度の観螢客数は10万6,000人でございますので、J R 辰野駅の利用者は約5%と推計がされるということでございます。

○宇治（10番）

先日のほたる祭の実行委員会の総会の報告資料にありましたが、今年の観螢客数は今お話の10万6,000人ということで、遡ってですね平成11年には21万人という最高値が示されておりましたが、この間を比べてみますと残念ながら十数年で観螢客は半減しているということになります。じゃあ、ちなみに螢の数はどうかということになりますが、多い年が平成15年の10日間で11万匹が最多。今年は9日間で1万2,000匹ということですからこちらは10分1ということでもあります。自然相手のホテルと観螢客とはリンクしないというふうに思いますが、観螢客が多い、少ないも、倍と半分ということになりますと晴れて天気の良から多かったとか、ホテルが多かったから観螢客も多かったということが一概に言えないということではないかと。このところの原因というのは本当のところはよく分かりませんが、何か時代的な背景とか他の要因が影響しているのではないかと私は考えるわけでありまふ。1日限りの夏まつりや花火大会と違ってですね10日近く連日夜が主役で、しかも雨がつきもののイベントは全国的にも珍しい祭りではないかと私は考えまふ。それだけに今日まで積み上げてきた67年間のノウハウというのは私は大変なものがあるというふうに思いまふ。私も10年間実際にほたる祭りに参加し、見たりして毎年反省を踏まえて工夫改善が加えられてですね、なおかつ新しいアイデアも取り入れていく。これが単にアイデアだけ募集してアイデア倒れのイベントですとおそらくこんなに長く続かないんじゃないかな。だから継続は力と言いまふけれども、身の丈に合って工夫改善をしながら進めてきたこの歴史的な意味とノウハウというのは、非常に貴重なものだというふうに私は評価するわけでありまふ。しかしながら回を重ねるごとにマイカーを前提に駐車場を増やして管理するというのはこれ大変なことで、私の思うには駐車場はある程度、数と台数を一定枠に抑えてですねJ R に利用のウエイト

を置いた方がいいんじゃない。更なる臨時便を出してもらおうというふうなことで、駅前の賑わいも一層増すとこんなふうにも考えるわけであります。そのためにも、マイカーをセーブしたJRの有効利用という視点も大事だというふうに考えます。JR東日本は近年「駅からハイキング」や地域に密着した団体列車の運行、それにリンクしたイベントの開催などに力を入れていることもあってですね、この際、地方創生はJRとの共存共栄も重要なキーワードではないかと考えます。そんな点から参考事例として申し上げますと、1つは、ほたる祭に合わせて他のローカル線でも実施しているPRの手段ですが、例えばびっかりちゃんやポスターなどのラッピング車両、昔は鉄ですから絵を描くっていうと全部塗装を塗って絵を描いてそれをまた剥がしてりゃ大変なことですが、今の車両は軽量でアルミ製ですので、このラッピングがですね非常に安くて簡単にできるという、こういう車両になっているということであります。こういった車両を走らせるとか、もう1つはですね、いわゆるマイカー通勤者らに公共交通への乗り換えを促す「パークアンドライド駐車場」です。これは数年前から松本市は職員を対象に導入していて、上高地線の新村駅での先進事例があります。塩尻市は昨年導入してですね、利用促進が進められているのが篠ノ井線広丘駅であります。このような事例も踏まえてですね、お尋ねしたいわけでありますが、辰野線及び飯田線の課題はどういう問題があるのか。加えてですね、考えられる活性化策として今申し上げたことも踏まえてですね、ほかにもアイデア等があったらお聞かせいただきたいというふうに考えます。

○まちづくり政策課長

それではまず、辰野線及び飯田線の課題でありますけど、辰野線及び飯田線の課題は利用者数のやっぱり減少だと思えます。特にこれから少子高齢化が進み、一番定期的に利用しています中高校生ですね、減少による影響は特に大きいかなと考えます。1人減れば乗車人数が年間で200人ほど違いまして収入への影響が大きいかなと思えます。更にはこれがダイヤの改正に繋がり、ますます利用しづらい状況への悪循環となってしまうのかなと感じているところであります。また今、パークアンドライドの駐車場のお話がありましたが、辰野町でも実は平成26年昨年の4月から辰野駅の北側、岡谷側ですね、の駐車場を業者をお願いして辰野駅前パークアンドライド駐車場として整備いただいております。駐車可能台数は39台です。平成26年度の昨年1年間の利用台数は4,521台。1日平均で13.14台ご利用をいただいています。当初利用料を500円に設定しましたが昨年の8月からちょっと利用台数が少ないということと、もっと利用いただきたいという

ことで 300 円に改定いたしまして今年の 4 月から 8 月までは 1 日平均 18.98 台、もう 19 台の利用台数になりまして、段々に増えてきているようなしだいであります。また、駅の南側パルティス側でありますけど、これは月極駐車場としまして利用をいただいております。駐車可能台数が 19 台ということでありまして、現在全て契約の方はされているような状況です。このパークアンドライド駐車場は通勤通学などをマイカーから列車に切り替えることを促し、渋滞緩和や温室効果ガスの排出量削減を図る目的で開設されております。辰野駅前も同じ目的で開設されているわけなんですけど、パルティス側の月極駐車場が常に埋まっている状況を見ますと効果はあるかなと感じているしだいあります。今後は北側のパークアンドライドの利用状況を見ながら広報等活用し、利用促進策を考えていきたいと思っております。また企業なんかにもちよっと PR ができたらいいかなと思っておりますのでお願いします。また議員提案のラッピング車両でありますけど、JR 東日本の方に確認しましたところ 1 車両が左右前面で約 300 万円かかるそうです。また部分的ではありますけど、4 メートル × 4 メートル、これを 4 枚設置しますと約 80 万円の費用がかかるそうです。また、これに詳細は教えてはいただけませんでしたが広告宣伝費が別途かかるということで、これも日数によって違うということでもあります。なかなか面白いと思えますけど、このかなりな金額がかかかりますので、どこの場所に列車を走らせるかにもよりますが、都市部のように人の目に触れる場所と比較しますと、ここらへんはやっぱ田園風景が多い地方でありますので、費用対効果の面からも検討が必要かなと思っております。また町としての活性化策でありますけど昨年 11 月から JR 東日本長野支社の主催によりまして、辰野線に関する勉強会というのが開催されております。現在までに 2 回開催されておりますが、これにも参加をしております。利用促進策の具体策について今検討をしているわけなんですけど、主には日常の通勤通学利用者をいかに増やすか。また、観光宣伝による増客を図るか。あと、さきほど言いましたノーマイカーへの取り組みを行うか、などの方策があるんじゃないかということで今検討をしているような状況であります。一気に増やすということは難しいのかもしれませんが、できることから検討をしていきたいと思っておりますし、また町、辰野町だけじゃなくて沿線市町の連携も必要かなと今、考えているところであります。以上であります。

○宇治（10番）

今、お話の駅前については、ぜひですね拡大していただき趣旨もですね、もう少し PR していただいた方が利用者も「ああ、そういうことか」ということも理解できるん

じゃないかと思っておりますので、期待をしたいと思っております。両小野振興会では5年前からJR東日本長野支社と一体で辰野線の存続と活性化を意図してですね、毎年新春に団体列車「憑号」を走らせております。昨年のお打合わせの席上のことですが、行き先を「飯田線の元善光寺でどうか」と提案したところ、「飯田線は勘弁してほしい」と駅長方から言われ、結局長野の善光寺になりました。同じJRでも相容れない部分があるようで、そんな話の延長で両社の経営理念の違いを改めて聞かされたわけでありまして。例えば、運行中に何かトラブルが発生した時の対応で、JR東日本は原則として乗客の宿泊先を紹介するとか、タクシー等を手配しますが、JR東海は車両に留め車中泊とします。これはよくテレビで見る光景であります。「また平成24年には、飯田線の伊那・駒ヶ根エリア5駅と飯田・下伊那エリア4駅の無人化も、話し合いというより一方的に押し切る形で断行しました」とも言いました。当時上伊那広域連合全員協議会の席上、関係する首長さんが、JR東海の横暴なやり方に憤慨していたことを私は思い出したわけでありまして。このへんについては、もしJR東海に身内でお勤めの方がおりましたら聞き流しておいてください。このようなドル箱と言われる東海道新幹線を保有し、そのバイパスとしてのリニア中央新幹線を自力で手がける財力を誇るJR東海と異なり、JR東日本の方は地方を多く抱えるだけに、お客様優先の親切な対応をされているように私は感じています。とは言え、辰野線も飯田線も共通の課題は利用者が少ないということでしょうが、少しでも利用が増える施策を実行しなくては結果に結びつかないということは明白であります。どんどんJRに働きかけて、よその真似でもよかれと思うことは一体的に取り入れてはどうかとも考えるしだいでもあります。ところで来年は辰野駅と小野駅が開業110周年を迎える年であり、続いてお尋ねいたします。来年の辰野駅・小野駅開業110周年を迎えるに当たりJRと町で一体的なイベントの企画を検討してはどうかということでお尋ねいたします。

○産業振興課長

今、議員おっしゃったようにJR東日本からは辰野駅と小野駅が来年開業日、来年の6月11日が110周年を迎えるということで何らかのイベントをしたいというようなお話をお聞きしました。たまたま6月11日っていう日はほたる祭りの始まりの日に近いわけですので、JRともタイアップする中でやれば相乗効果も見込めると思っておりますので、先日ほたる祭り実行委員会の企画会議の中にこの話は提案をしております。また、実行委員会の中で検討をしてみたいと思っております。

○宇治（10番）

ぜひ、前向きに検討をお願いしたいと思いますが、小野駅はその時代、郷土を代表する実業家小野光景翁が土地を提供されてできた駅です。製糸業の最盛期と相まって、小野・辰野・岡谷から横浜港へと結ばれていた両駅の110周年を、先人に感謝しながら住民ともども祝福するのが良いんじゃないかな、というふうに思うわけでありまして。今から半世紀前、マイカー時代の到来以前の小野駅の姿を思い浮かべますと、朝7時は上下線が小野駅ですれ違ったラッシュの時間でありまして。両方のホームがひと・人・ひとでびっしりだったことを思い出します。今ではどの時間帯も人がまばらな駅舎ですが、地域の拠点として、両小野振興会では十数年前からトイレの維持管理を自前で行い5年前にはホーム脇土手に、老朽化した桜に変えて将来のモミジの駅を目指して植栽をいたしました。中学生は「たのめ科ビビリアント活動」の一環として雨傘を待合室に備え付けたり、商工業の皆さんは四季の折々の花をプランターに植え付けるなど、環境整備や美化活動に住民が一体で取り組んでおります。しかし、巨大組織JRを動かすには地域の方だけでは、とても及ばないことが多々あります。そこでお尋ねいたします。誘客や利便性の両面から辰野・岡谷・塩尻を循環する列車の定期運行策を行政として検討していただいて要望できないかということでございます。

○まちづくり政策課長

はい。定期運行する列車をとということでもありますけれど、8月17日にJR東日本の長野支社の企画部長さんがおみえになりました。辰野線の利用客が少ないということ、この現状の説明がされていったわけで、今後JR東日本と連携して町も一緒に利用客増に向けての取り組みをしましょうねということでもってお話をしていたんですけど、現実的には中央本線の辰野から塩尻の利用者が2014年度には599人だったそうです。1日当たりですね。すみません。一番少なかった線がですね、長野支社の管内のお話なんですけど飯山線の戸狩野沢温泉から津南駅までの間で1日当たりが154名ということで下から2番目の数字だということで「このままでは」という話の中で「何とか利用者増を図りましょう」というようなお話を今、受けてはおります。それを受けてうちもいろいろ考えてはいるんですけど、定期運行に結びつくアイデアがあればなんですけど、辰野・岡谷・塩尻を定期的に循環するとなるとやはり利用者が限定されること。また運行距離が短いことなど通常の定期運行を要望していくにはちょっとハードルが高いのかなって今感じているわけでありまして。じゃあ、何か鉄道マンが喜ぶような列車を例えば、

駅の裏に陳列したりというような提案も、実はこれ町長からもされているんですけど、やはりちょっと管轄する所がJR貨物だということとちょっとJR東日本では手が出せないということで、いう話もあったりしまして対応策を今考えているところであります。まずは3市町に関係する観光的な要素を巡るような形のイベント的な列車となれば検討要望もまたできるかもしれませんので、またそこらへん、先ほども言いましたけど、できるところからまた検討していくしかしょうがないかなと今感じているところであります。以上です。

○宇治（10番）

実は去年の小野区におけるよりあい会議での未来新聞の1つにですね「小野駅と辰野・塩尻を結ぶ環状線により活性化を目指す」という、こう夢のある鉄道に関するキーワードが出されています。利用者数が先か、運行ダイヤが先かということもありますが、ここ2、3年辰野駅・塩尻駅の両駅長さん方と会話する中でですね、駅長さんが代わってもこの3駅を結ぶ列車の話はですね、こう徐々にかみ合うようになってきたということでもあります。3年前の3月に惜しまれて引退した123系のいわゆる「ミニエコー」は、住民の関心よりも撮鉄に大人気でした。静岡の大井鉄道のように蒸気機関車が走れば最高ですが、せめてこの3駅の間をですね人気車両が走ったり、先ほど申し上げましたラッピング車両が走ったり、あるいは駅と駅を繋ぐスタンプラリーなどで子どもや家族も楽しめる旅物語として中身に工夫を凝らせば、新たな利用客の増加も考えられるのではないかなというこんな思いもありますので、最後の質問としてお尋ねをいたします。四季折々のイベント列車で3駅を繋ぎ3地域の自然や特産品、催し物を組み入れ、例えば塩尻でしたらワインとか、岡谷でしたらシルクだとか、辰野でしたらホテルだとかいろいろシーズンがあるかと思えます。紅葉だとか芽吹きだとか、そういったシーズンごとの共同事業をですね、できれば塩嶺王城観光開発協議会等で取り上げていただいて、JR東日本長野支社と協議できないものかということでお尋ねをいたします。

○産業振興課長

JR辰野駅は今までも辰野町観光協会ですとか、辰野ほたるの里まちづくり推進協議会にも加入をいただきまして町の観光振興ですとか、地域振興にも貢献をいただいているところがございますし、それからJR東日本で平成26年度にリバイバル「白あずさ」が辰野駅に停車をしたことに合わせまして歓迎イベントも行っております。この時は町からちょっとお願いして酒造や食品企業にも物販のご協力をいただいております。この、

その際に辰野駅から松本駅まで6人が乗り込んで辰野ほたる祭りをはじめ、辰野の特産物だとか観光のPRもしたこともございます。それから、駅からハイキング、先ほどもお話ありましたけれども、過去には、しだれ栗を見ながら初期中仙道を歩くということで小野駅、それから紅葉の横川峡と里山ハイキング、これは信濃川島駅。それから早春の福寿草の里を訪ねてということでこれは今年、辰野駅で行っていただいたわけですが、地域のイベントと連携も取っていただいております、大変ありがたいと思っております。先ほどの質問でありますけれども辰野線に関する勉強会について、塩嶺王城観光開発協議会に加盟しています塩尻市、岡谷市、辰野町の行政とそれから観光協会、それからJR東日本長野支社の企画室、それから各駅長さん、この皆さんで勉強会を行っております。これを受けまして本年の塩嶺王城観光開発協議会の事業計画にも2市1町を繋ぐ産業観光ルートの調査研究ということ。それから商品開発による企業連携、これはコラボできる商品を扱ってできないかというようなことや、移動手段としてのJRとの連携などについて調査研究をしていくこととなっております。具体的にはこの2市1町を電車で繋ぐトレインツアーとして岡谷・塩尻コース、それから塩尻・辰野コース、辰野・岡谷コースを研究していくこととなっております。この秋にはですね、発酵食品に関する産業観光モニターツアーということで、辰野の酒、それから塩尻のワイン、岡谷の味噌というもの、企業巡りを計画をしております。お昼には地元の食材を使った食事も取り入れてウォーキングを含めたコース設定をしております。今、岡谷市を中心に信州シルクロード連携協議会が組織されまして、辰野も一緒になって連携を図っているわけでありまして。先ほどのお話もありましたように、小野には横浜開港の祖で絹の輸出に尽力されました小野光賢、光景さんもいらっしゃいますので、こういう施設もありますからそれらを取り入れながら進めていきたいということで、今、提案をして実施に向けて準備をしているところでございます。今後もですね、この塩尻市、岡谷市、辰野町の行政、それから観光協会、そしてJR東日本とで引き続き協議をしてまいりたいと思っております。で、県内でも他の地域ではこのJRに関してですね、利用促進協議会というものが組織されておましてJR東日本と連携している例がございますので、議会、それから地域も一緒になって取り組んでいただければ大変ありがたいと思っております。以上です。

○宇治（10番）

広域観光等が重要視されている状況にありますので、今のお話は非常にありがたいし、

期待をしたいというふうに思います。塩嶺王城マラソンや初期中山道ウォーキングが順次開催されてですね、新たに「ロングトレイル」などの事業化を検討されるなど、県立公園の自然環境の良さは広くPRされて集客力もついてきておりますが、3市町村を結ぶ鉄道について、今すぐの定期運行はムリにしてもですねJRを有効利用した、四季を通じての新たな事業があっても良いのではないかとというふうに考えますので、ぜひ今のお話を進めていただければというふうに思います。地域としてもそのへんの取り組みについては駅を抱える地域として積極的に協力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいとします。ぜひ、JRを有効活用して地域を活性化するという、この点についての取り組みにつきまして引き続いてよろしくお願ひしたいということをお願ひして、私の質問を終わりといたします。

○議長

ただ今より、昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後1時30分といたしますので、時間までに入場をお願ひいたします。

休憩開始 12時 40分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席6番、堀内武男議員。

【質問順位11番 議席6番 堀内 武男 議員】

○堀内（6番）

それでは先に通告いたしました2件について質問いたします。1問目は辰野町総合教育会議の役割と開催状況並びに方針について質問いたします。改正地方教育行政法が本年4月より施行となり、教育委員会制度が大きく改定されました。その中で町長と教育委員会が教育施策について協議調整する総合教育会議の設置が義務付けられました。しかし、全国的に見ますと改正が4割、これは6月時点ですけれども留まっているということでのようです。町長は従来の予算の編成や執行、条例案の提案等をとおして教育行政に大きな役割を担ってきておりますけれども、更に教育委員会との意思疎通を図り、辰野町の教育課程、課題であるとか、目指す姿を共有し連携して効果的に教育行政を推進するということになると思います。ここで質問いたします。辰野町総合教育会議の役割と方針、並びに構成メンバーについてお尋ねいたします。

○町長

それでは堀内議員さんの質問にお答えをしてみたいと思います。ご案内のとおり、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律が施行されたことに伴いまして、総合教育会議が持たれるようになったのはご案内のとおりであります。町の教育長のその教育改正に伴う任命については任期の途中で始まったばかりでありますのでご案内のとおり、もう少し先になっていくわけではありますが、総合教育会議についてはこの4月1日から発足をしております。そこで役割ということでございますので、辰野町総合教育会議は辰野町の教育の目標や基本的な町の教育行政の方針を定めるほか、町の教育課題について協議するための会議であります。町長と教育委員会とが情報の共有を図るために行われるものであり、これはともに町の教育行政に責任を持ち、教育の充実発展のために力を出し合うことを期待して行うものであります。以下、教育長の方から内容等について申し上げます。

○教育長

はい、堀内議員の質問にお答えをしたいと思います。昨日の成瀬議員の質問でも答弁いたしましたけれど、今年度総合教育会議ですが3回予定をしております。既に1回目は5月に開催し、町の教育課題について協議し、教育大綱について審議をいたしました。第2回目は8月に開催し、教育大綱の決定と町のいじめ防止等のための基本方針を採択いたしました。第3回目はこれからになります。10月から11月開催予定ですが、このほかに児童生徒に関わった重大事態が生じた場合には、その時点で開催するということとなります。構成メンバーはという、そういう問いでございました。法律では町長とそれから教育委員とがということになっております。更に必要に応じて意見聴衆者の出席を求めると、このように定められているわけですが、辰野町においては町長のほかに副町長と総務課長、それから教育委員会側は教育委員のほかに課長、更には記録の関係がございまして事務局員から2名程度が会議に加わっております。以上ですが。

○堀内（6番）

ただ今、辰野町における方針が提示され、全国に先駆けて2回の会議が行われたという形の状況の話がありました。順調に検討が進んでいるという形だと思います。そこで辰野町教育大綱における重点施策と目指すところについてお話を聞きたいと思います。長野県は知事と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本県教育の課題及び目指すところ等を共有しながら同じ方向性の下、連携して効果的に教育行政を推進するとし、当面第2次長野県教育振興基本計画をもって大綱に替えるという形になっていると聞いており

ます。そこで辰野町においては、大綱整備に向けて2011年度、町第五次総合計画を基にして町長より案が提示され、教育委員会において協議が重ねられたと聞き及んでおります。ここで質問いたします。辰野町教育大綱における重点施策の概略内容と目指すところ、そして範囲が非常に広がりますので、特に学校教育において掘り下げてお考えをお尋ねしたいと思っております。

○教育長

はい、ただ今の議員の指摘のとおり辰野町では平成23年度策定されました辰野町第五次総合計画というものがございます。「学びあいと育てあいのまちづくり」これを基本としながら、ここに新たな課題、新たな事業を加えたものでございます。策定に当たっては長野県の教育大綱を参考にしながら定めたものでございます。この教育大綱ですけれど、毎年こう改定していくのかということですが、そうではなくてこの第五次総合計画、これが定めております平成32年までは、途中で多少の修正等があったとしても国の教育施策が大きく変わらない限り、基本的にはこの大綱で進めていって良いのではないかなと考えております。教育大綱は4ページにわたっております。学びあい、育てあいが基本である家庭教育からスタートしているわけですが、質問は特に学校教育についてということですので、その部分について概略を紹介したいと思います。豊かな人間性や社会性を身につけ、生きる力を育む教育の充実として基礎基本的な学力の定着を図るということ。子どもの個性に対応するために、ほっとサポートや支援員を配置したり、不登校、不適応に対応するために町中間教室を設置すること。地域ボランティアなど地域の教育力を積極的に活用したり、情報提供を図ったりして地域や学校の自然や文化、歴史などを学び、町や地域を愛する心の醸成を図る。クラブ活動や部活動をはじめ学校生活、学校教育活動のさまざまな場面で学校と地域とが連携できるよう支援を行う。辰野町子育て4か条をよりどころにして、子どもと家庭とがともに育ち合えるように啓発するなど9項目。もう1つ安心して学べる教育環境の推進を図るという部分においては老朽化する学校施設設備の維持管理補修等を進める。地域の生産者と連携し、地域食材を活用した安心安全な給食を提供するの2項目を定めております。以上ですが。

○堀内（6番）

ただ今、9項目と安心して学べる教育環境の推進ということで2項目、トータル9項目の11項目があるという形の状況ですが、その中で特に特色ある教育活動の事業で総合

的な学習の時間を設けるという形が載っていると思います。そのほかに地域の良さを学ぶ地域体験学習があると思いますので、これを具体的にどのくらいの時間を含めてやるのかという内容を踏まえてお答え願いたいと思います。

○教育長

代表して中学校について話をさせていただきたいと思います。特色ある教育活動の中心的な役割を果たすのは、議員言われるように総合的な学習の時間ということになります。この時間は年間、1年生では50時間、2、3年生は70時間となっております。各学年の計画にしたがって自分たちの地域から学び、その豊かな自然の中で仲間の良さ、自分の良さを認め高め合っていこう。自分への挑戦と自分再発見、新しい価値観を学んでいこう。将来の自分、未来に向けての自分たちのあり方を学んでいこうという、3年間のテーマの下で取り組んでおります。地域の良さを学ぶ体験学習ということですが、地域の方々とふれあう、地域の方々から指導を受ける、地域の祭りや行事に参加することを通して、また、自ら地域に出て活動することによって地域を学ぶ、地域の良さを学ぶことができると、常々こう考えております。中学校における具体的な事例をいくつか紹介をしたいと思います。まず家庭学習再々点システム、いわゆる「貫練」という言葉で広く県下に伝わっているわけですが、これを挙げることはできません。この「貫練」という活動につきましては現在非常にたくさんの外部からの視察がございまして、他の市町村が同様な活動を行おうとしてもまずこれはできないだろうと、辰野でしかできない活動だろうなど思っております。また写生会の折には町の美術会の会員の方々に全学級に入らせていただいて、絵画の指導が行われております。読み聞かせボランティア、地域の方々による人権教育の講話だとか、戦争体験の講話などが挙げられます。地域に出ていく活動ですけど、これは学校全体というよりも各学年だとか、学級、あるいは生徒会の委員会、部活単位ということになるかと思いますが、今年度8月までに実施された活動として絶滅危惧種「ミヤマシジミ」の保護に関わる食草保護の活動、それから各種イベントへの参加として合唱部、マーチングバンドの参加。蛇石の苔落とし、町ふれあい広場への協力、美術部によるウエルカムボード作成。更には桜並木の清掃活動、辰野高校との共同企画としての商品の共同開発プロジェクトなど、多岐にわたっています。また、今年各学校では、各学校の校歌とか校章がございまして、この校歌

校章というのはその学校が建設された当時の地域の願い、あるいは熱い期待というものが、こう込められていますので校歌、それから校章の意味をとおして建設当時の地域の熱い思いや期待を全ての学校で子どもたちに指導していただきたいということを校長先生、教頭先生には特にお願いをさせていただきます。以上ですが。

○堀内（6番）

ただ今、説明いただきました。教育大綱は町民憲章にも示される精神に則って学びあいと育てあいのまちづくりを推進させ、辰野町に住んで良かった、これからも辰野町に住み続けたい、そういう辰野町を愛する心の醸成を図るものであると思いますし、これは大人から子どもに至るまでの教育の大きな大綱であるかなと思います。そこで今、貫練を含めてボランティアとの関連を含めた内容でのお話がありましたけれども、実際にこう具現化に向けてっていうのはもうカリキュラムがあって、それに基づいてこうやってらっしゃるのか、あるいは詳細、どういう形で具体的に行うのかお話を聞きしたいと思います。

○教育長

どれも確実にカリキュラムができて進めているかというのと、そうではない部分も多くございます。ですが先ほども述べましたけれど、地域を学ぶ地域と関わるということ、ここからはじめていきたいと考えております。辰野町を愛する心の醸成、これまず、辰野町についてしっかり学ぶことだところと考えているところでございます。それには地域の方々とふれあう、あるいは地域の方々から指導を受ける。そして先ほども言いましたが、祭りや行事に参加する、ここがスタートだと思っております。実はこの4月に行われました、昨日も質問ございましたけれど全国学力学習状況調査の結果をこう見てみますと、小学校6年生、それから中学3年生もともに地域の行事によく参加しているという、この割合は全国よりも、それから長野県全体よりも極めて高いです。辰野町は極めて高い。それから新聞を読んでいますかという、この割合も辰野町はかなり高いんです。

ところがその一方で、地域社会を良くするために何をすべきか考えることができるという、この設問に対しては小学校も中学校も県や全国とほとんど変わらないんです。これ、何を意味しているのかなと私も考えてみたわけですが、これ地域にはねよく出て行くんですけど、一方で地域を良くするには何をしたら良いのかっていうところまではあまり考えていないという。これが今年度の結果なんです、実態なんです。ここに1つのヒントがあるんじゃないかなと私はこう考えているところでございます。学校もそうですけれど、ともすると周りが全て子どもたちを地域へ出すためにお膳立てをしすぎてしまっている、そんなことが影響しているのではないかなと思っております。学校も地域もそうですけれど、子ども自身にもっとどうすべきかこう考えさせる、言葉は変ですけど、追い詰めていくって言いますかね、子どもたちに考えさせる、子どもが主体的に活動できるように仕組むことが大事ではないかなと、こう思っているところでございます。そこで学校においては特に今年度、地域を学ぶ活動を仕組むことをこうお願いしてきているわけですが、それにはまず学校の先生方がしっかり辰野町を学んでいただきたい。町内の先生方もおりますけれど遠くから来ている先生方もおりますので、辰野町に赴任した以上は、まず辰野町の教員として先生方がまず辰野町について学ぶ、ほたる祭りに参加してみる、ほたる祭りを実際に見てみると、このようなところから今年は進めたところでございます。確かに他の市町村とは、と比べますとね考えられないほど、他の市町村ではこうびっくりするほどの多くのボランティアが総勢500人を超えております。この町民が各学校に入っております。学習の場で地域の方々とふれあえる、地域の方々に教えていただける。これは子どもにとって大きな財産になるとこう考えております。ですからただ学校とすればこれに甘えることなく、学校側、それから先生方がまず辰野町を理解した上で、学校側でしっかりとしたカリキュラムを作ることが大事だろうとこう考えております。

○堀内（6番）

ただ今話がありました。確かに我々もいろいろこう行事ありますと参加は非常にしてくれます。でも自分たちがこう何をしようかっていうのはやっぱり課題があるのかなっていう、私もそう思いますんで、ぜひそこらへんを含めてですね今後の教育の中で進めていただければいいのかなと思います。続きまして辰野町は今回総合教育計画の中で、

いじめ防止等のための基本方針が議論されたと思います。続きましていじめ防止等の基本方針の実態について質問をさせていただきます。文科省は、いじめの定義の中でいじめの防止等は全ての学校、教職員が自らの問題として切実に受け止めて徹底して取り組むべき重要な課題と捉えて、いじめをなくすためにまず日ごろから個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒の理解に立って生徒指導の充実を図る、児童生徒に楽しく学びつつ生き生きとした学校の生活を送れることが重要であるという形で述べております。その中で判定基準が、いじめに対してですね「相手が深刻な苦痛を感じる」から今回は「精神的な苦痛を感じるもの」という形でかなり緩和されていると私は感じております。ここで教育長に質問いたしますが、辰野町いじめ防止のための基本方針の内容とその防止策の基本的な考え方についてお尋ねいたします。

○教育長

この問題につきましては昨日、成瀬議員の方からも同様な質問がございました。ダブる部分も多々あるかと思うわけですが、今回辰野町が策定をいたしました辰野町いじめ防止等のための基本方針、これは大きく2つの項目から成り立っております。1つ目は、いじめ防止などのための対策についての基本的な方向を定めています。具体的にはいじめの定義といじめに対する基本的な考え方、これを述べてます。2つ目はいじめ防止等のための対策でございます。ここでは、いじめの未然防止のための対策や、学校での取り組みを定めたほか、いじめが発生した時の学校、教育委員会、町の取り組みや関係機関との連携について定めるとともに、いじめ等により自ら命を絶つなどの重大事態が発生した時の学校や教育委員会、町の対応について定めています。それから基本的な考え方ということですが、ここは昨日も答弁いたしました「児童生徒にいじめは絶対に許さない、いじめられてもよい子どもは一人もいないと、自分を含めて私たちはかけがえのないたった一つの命を持っている。失われたら、もとに戻れない尊いものである」これを根底に据えています。その上で児童生徒間のささいなトラブルは常に起こりうるわけですので、このトラブルをとおして人の痛み、あるいは苦しみが分かる。お互いの主張や思いを理解し合うなど、相手との人間関係づくりに役立つことや、相手との関係を自ら作る力を育めるように指導すること。規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行うとともに、児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を仕組み、

集団の一員としての自覚や自身を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成することが大切であると考えております。また、いじめは見えにくいことを先生方は認識をして、児童生徒のささいな変化や兆候も見逃さない姿勢を持つこと。日々の生活帳や日記、アンケート、相談などの結果は担任や係りが一人で抱え込まず、必ず情報を共有することが重要であると考えます。学年会や職員会、生徒指導の係代えなどで常に児童生徒の情報を交換し合うことが大事であると考えています。

○堀内（6番）

ただ今、お話の内容ありましたんですけれども、ちょっと時間の関係ありますんで次に岩手県のいじめの関係、これは昨日成瀬議員の方から質問された内容になりますけれども、その中で特にちょっと詰めていきたいところがありますんで、お話をさせていただきますが、担任の先生は「常に気遣いや配慮を行ってきました」と申しております。しかし結果として不幸な状況になったわけですが、本人の連絡帳から見ますとですね、このいじめに関しては自殺してしまったっていう事象に対してはですね、本人の連絡帳を見る限りでは非常に切実な内容で、悲惨な状況のものが書かれていたと。でもそれが、担任だけの内容で終わっていて学校自体の全体的な認識に至らなかった、ここに大きな課題があるんじゃないかって私は思います。これは先生や担任だけの問題ではないだろうと、これは反面教師としてですね、なぜ事故に至ってしまったかってことを辰野町に当てはめた場合に、見落とされている要素は今回の内容含めてないかどうか、そこらへんの見解をお尋ねいたします。

○教育長

質問にお答えしたいと思います。昨日も答弁させていただきましたけれど、自らいじめにより命を絶ったって、これ大変衝撃的でした。しかも議員言われるようにずっとこうSOSを出し続けていたという事実。この男子の心境、絶望感、これで押し潰されそうになっていた日々を送っていたと思うと本当にこう何でという、そんな気持ちになるわけですが、これは中学生が最後に書いた日記ですね、生活記録、こんなことを書いてあります。「僕がいつ消えるか分かりません。ですが先生からたくさん希

望をもらいました。感謝しています。もう少し頑張ってみます。ただ、もう死ぬ場所は決まっているんですけどね、まあ、いいか」この最後の日記を見ますと少なくともこの少年は担任の先生には感謝をしているということが伺えます。でもこの日記が早い段階から学年主任だとか、生徒指導の先生などに伝わり共有できていれば、絶対違った結果になったんだろうと考えます。じゃあ、なぜ一人で抱え込んでしまったのかということですけど、昨日も答弁させていただきましたが、やっぱりいじめを出さない、それが良いクラス、それからいじめを出した担任は指導力不足だという、そういう認識どうしてもあったんじゃないかなということ。だから自分で何とか、自分で一人で抱えてしまったところへんがあるのではないかなと思っております。ですが、中学校っていうのは冷静に見ていきますと担任だけじゃなくて、こういう種の情報っていうのは私の今までの経験からも必ず担任以外の所からも入って来るはずなんですね。例えば保健室なんですよ。保健室には必ず誰かがこの種のことをボソッと男子であり、女子であってもね、話をしているはずなんですね。あるいはほかの先生方が休み時間、この生徒の表情を見ていて、何かこう気づくんじゃないかなとかこう思っているわけですけど。さあ、そこで辰野町に当てはめてみるということですけど、昨日も言いたたいじめを出さない学級が良い学級、いじめのない学校が良い学校という思い、あるいはいじめを出した担任は指導力不足だという、こういう見方、考え方を捨てましょうと。実はこれに関わっては先日の町の校長会においても私の方からいじめはどの子どもにも、それからどの集団でも起こりうるものであり、誰もが被害者になり加害者にもなる可能性があるということ。また、成長段階の子どもたちですからトラブルが起こるのは当たり前、これがいじめに発展することもあると。昔のように学級担任が一人で抱え込む時代は既に終わっている。そこで、いじめが出たから恥ずかしいことだとか、いじめが出たら教師としての評価が下がるなどという認識はぜひ捨てさせていただきたいと、校長先生にお願いをしたところでございます。情報を一人で抱え込んで周囲と相談をしない、逆に他のクラスのことは気につけないというようなことが起こってはならないと思います。もし、このようなことがあるとするならば、どんな立派なマニュアルを作っても生きて働きません。職員間の意志の疎通がまさに図られなければならないと思っております。以上です。

○堀内（6番）

運用するのは人間ですし、先生です。やっぱり実際的にやっぱり感情が入ったりするっていうことありますんですね、やっぱりみんなで支えあうっていう形っていうのは非常に必要だと思いますし、この中でやっぱりいじめとケンカの判断っていうのは非常に難しい判断であろうなど。けれど今回の場合もいじめと認めなかった、これは軽度のケンカだよって捉えたと思いますので、今回辰野町に限定した内容につきまして今、自分たちを守るのではなくてやっぱり子どもを守るっていう中での活動に繋げていっていただきたいたいと思います。最後のこの項目の最後になりますけど、その中でやっぱり家庭教育への提言という形の状況を1つ話したいと思いますけれども、今回非常にいじめ、あるいは自殺という中でむごたらしい子どもたちがですね、殺人も含めて多発しているってような現状を見るにつけて、家庭教育の欠落っていうのが非常に気になるという形で私思います。いじめに対して予兆すら把握できていなかったりですね、深夜に外出することすら知らなかったということで、対話不足を含めてその家庭環境、これは片親だったり貧困化っていう内容も多分あると思いますけれども、家庭教育の問題っていうのが非常に感じるわけです。そんな形で非常にこの時期難しい子どもたちの時期だけにですね、学校教育はもちろんですけども、家庭教育、あるいは見守りの重要性っていうのは非常に痛感します。そこで辰野町の教育大綱の中にも家庭教育の充実っていうのを一番最初に挙げていると思いますけれども、ここで質問いたしますが、自殺等による家庭教育の重要性、ここらへんを、並びに子どもの変化を捉え教育のあり方の提言について教育長としての考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○教育長

提言というところまではいかないわけですけど、議員言われるように家庭教育は子育ての基本ということで今回の大綱でも第一番目に挙げてございます。これに関わっては3月の議会でも似たような答弁をさせていただいたわけですけど、やはり子どもは家庭においてたくさんの愛情を受けながら、基本的な躰をこう教えられていくもんだらうと思います。家庭においてのさまざまな体験をとおして、驚きや感動を味わうことができれば、健全に成長するんだらうなあとと思います。ここの部分が欠けた子どもっていうのはかわいそうだなと思うと同時に、これから大変だなと思うわけでございます。3月の議会でも温かな愛情でお腹いっぱいになった子どもはという表現を使わせていただ

きましたけれど、やはり温かな愛情でお腹いっぱいになった子どもはその後、好奇心がやっぱり旺盛になっていき、外にどんどん出て行って働きかけて更に多くの体験をするんだらうと思います。こうして乳幼児のうちに人格や個性、理性が形成されるものだとこう思っております。このような子どもたちが、小学校にあがってくるわけです。学校では更にそれぞれの発達段階に応じた周囲との関わりの中で、実践的な力が身につけていくものであると考えております。ですから先ほども言いました最初の家庭教育という土台がぐらついていけば、その上にいくら立派な学校教育を乗せても駄目だということになります。家庭においては、やはり我が子にうんと関わっていただきたい。本当に関わっていただきたい。溺愛するんじゃなくて、いろいろ体験させながら関わっていただければと思います。そしてまた小学校中学校に入る、あるいは高校生になる時には指導しづらくなってくるわけですが、子どもに対しての第一義的な責任を有するものはやっぱり保護者だらうと思います。深夜の外出、それから外泊についても、しっかりやっぱり家庭で確認できる、あるいは指導できると。土台の部分ができていれば多分、これは可能なんだらうなと思っております。そしてまたスマホなどの使用についても家庭できちんとルールを作る。これも土台がきちっとできていればその上に乗せるのはそうは難しくはないんじゃないかなと思っております。以上です。

○堀内（6番）

確かに家庭教育の重要さっていの是非常にあると思います。このところ話題になっている内容がですね、夏休み明けの前後に子どもが自殺するっていのが非常に多いという形の中で、「学校が死ぬほど辛かったら図書館へいらっしやい」ってというのが今、非常に注目を浴びている言葉だと思います。非常に多くの方、心悩んでいる子どもさんが多いという状況で、9万件くらいのリツイートでアクセスがあり、少なくとも命のSOSをですね、見逃さないで絆は取り戻せるという形で一人ひとりができることをするような社会になっていきたいなと私は思いますし、この項の集約としてですね冒頭にもありました総合教育計画においては町長と新教育長、教育委員会が三位一体となって施策を執行できるということを切望してですね1件目の質問を終わりたいと思います。

続きまして2件目の質問に入ります。2件目は飲料水の安全確保について質問いたし

ます。これはクリプトスポリジウム汚染対策対応の考えについて質問をいたします。安心して生活するためには安全な飲み水の確保が必要ですし、この項目については6月の定例議会の時に小澤議員より詳細に質問されておりますので、私はこれからの処置に絞って質問させていただきます。冒頭、町長に質問いたしますけれども、再度確認する意味でクリプト汚染発生のメカニズムを発生状況及びその対応状況はどのようなものであるか、質問いたします。

○建設水道課長

まず、クリプト等ですね汚染発生のメカニズムと発生状況についてお答えいたします。クリプト等はですね、人やほかの哺乳類の腸に寄生し感染すると下痢や腹痛などの感染症を起こす、大きさは4から6ミクロンの極小さな原虫でございます。水道水の消毒に用いられている塩素に対して強い抵抗力があり、広く自然界に存在しています。水道水汚染発生のメカニズムとしましては、この感染した動物の糞便とともに排出されたクリプト等が上水と主に湧き水などの水道原水に入ってしまう、塩素消毒だけの上水施設では死滅せず、そのまま供給されてしまうことで人体に入り、体内で寄生増殖が始まり感染症を引き起こします。辰野町では過去4例の水道原水の検査においてクリプト等が検出されている状況でございます。その対応状況とですね、現在の管理状況でございますけれども、1件はですね上水道沢底大沢水源での検出でございます。国の示す対策基準でこの水源は整備済みでございますので、上水工程の確認と監視強化により通常の水取を続けております。一方ですね小規模水道におきましては小横川で3例あり、検出時には建設水道課と地元で飲用停止の広報周知徹底と給水タンク車による給水対応を取りましたが、結果としまして1箇所は検査採水場所の誤りが判明したことにより再検査後通常給水へ至っております。2箇所目は2つの水源がある中で1つの水源での検出であったため、その汚染された水源の水取を停止しまして、残りのもう1つの水源で給水を再開しております。3箇所目は管路が繋がっている隣接する小規模水道から水道水の供給を受けているのが現状及び管理状況です。以上です。

○堀内（6番）

ただ今の説明ですと、上水道においてもそういう可能性があるという形だと受け止めましたんですが、確かに地下水以外の水源という形で水を取っているので、前回の時も緩速ろ過、急速ろ過であるとか膜ろ過とか紫外線の照射法という形の状況で計画的に進めるというようなちょっと話がございました。ということは先ほど説明がありましたように上水道でもそういう可能性があるということですんで、今後ともその対策をどのように考えていらっしゃるのか、上水道についてお答え願いたいと思います。

○建設水道課長

それでは上水道の今後の対策方法についてお答えいたします。上水道では地下水以外の水源をする水道施設は浄水場の数で9箇所あります。そのうちクリプト対策の取れていない施設がですね、今度統合しました小野の藤沢、同じく駒沢、それから羽北の中区の水源の3箇所ございます。対策としましては議員ご指摘のとおり緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過に代表されるクリプトを除去してしまう方法、紫外線照射に代表される死滅させる方法、またそれ以外に汚染リスクの低い地下水への代替水源確保がございます。水道ビジョンにも示されておりますが、クリプト対策は耐震化対策とともに最重要の課題であることから、各水源個別の状況を勘案して浄水方法を選択し、計画的に進めてまいります。今後の対策計画といたしまして今年度より平成29年までに駒沢ダム代替案として、藤沢地区は地下水水源への変更。駒沢は、膜ろ過設備をそれぞれ改修事業を補助を受けてクリプト等の対策として実施してまいります。残りの羽北中区につきましては管路が接続されておりますので、緊急時には他の水源からのバックアップ体制が取れておりますが、今後水源量等を勘案してですね代替の水源として必要な場合は、地下水開発も選択肢として検討し、具体的な計画を策定していきたいと考えております。以上です。

○堀内（6番）

ただ今、上水道につきましてはかなり詳細な関係の計画が報告されましたんですけれども、これからやっぱり問題になるのは小規模の関係のですね設備が大きなこれから課題になるのかなという感じをしております。今後、野生獣の関係につきましてはですね増加の傾向がありますんで、いろいろな所でやっぱりそのクリプトの関係の発生が懸念

されると思いますし、緊急対策を含めて給水タンクでの対応っていうのは本当に暫定処置という形の状況になりますんで、少なくとも安定した水の供給ができる体制づくりっていうのは小規模においても同じであろうという感じをしております。そこで緊急発生時の対応の状況であるとか、あるいは今後小規模施設に対してですね、対応してどのような設備を考えるのか、その妥当を含めてですねお尋ねいたします。

○建設水道課長

小規模水道における汚染発生時の緊急対策としましては、ユニット型ですね膜ろ過装置を製造しているメーカーから非常時にはレンタル対応で製品を借用できますので、設置までの2、3日間は給水車やタンクほかの水系からの給水等で対応してまいります。この予防設備としましてはやはり現在その膜ろ過設備をはじめとしまして、小規模水道施設用に一体型になった設備が開発されておりますので、そういった設備は付帯設備対策が少なくて維持管理に優れておりますので、一体型の浄水器をその現場現場の水質や水源状況を見ながら検討してですね、選択して設置していきたいと考えております。以上です。

○堀内（6番）

緊急対応についてはレンタルを含めた内容でできるという形の状況でした。少なくとも予防設備設置におきますとですね、やっぱり費用も非常にかかりますし、水源的にもいくつもあると思いますんで、その対応っていうのは非常に難しい要素があるのかなと思います。そんな中でですね、やっぱり現在各地域が水の確保に向けて非常に行っていますけれども、設備の導入についてはかなりの費用がかかると思います。そんな中で、安心して生活ができるためにはですね少なくともクリプト検出地域においては早急に恒久対策に結びつける必要があるんじゃないかというような感じに思いますし、当然先ほど言ったように費用が非常にかかりますんで、小水道っていう形の中で負担するっていうのは非常に難しい状況ですが、生活するためにはやっぱり水がないと生活できないので、その中でですね、安心な水を確保するために簡易水源の汚染防止等の導入の関係と補助の考え方、これを実施するような形で要請したいと思いますが見解をお尋ねいたし

ます。

○町 長

堀内議員にお答えをしてみたいと思います。先ほど来、クリプトのメカニズムや対策等について話をさせていただきました。今、お話の防止の設備の導入や補助の関係であります。地域で安心して生活するためには安心安全な水道水の確保は欠くことができない、こんなふうに思っています。上水道、簡易水道、簡給とかいろいろの方法で水を確保しているわけでありますけれども、クリプト対策として小規模水道水の浄水設備の設置は計画的に行っていかなきゃいけない、こんなふうに思います。なかなか一気にということはまいりません。町も一般財源とも限られておりますので、そこらへんのところは上水道との料金の差額、そういったことも兼ね合いがあろうかとこんなふうに思っています。浄水設備のですね設置は町が行って、その運用ですとか建屋だとか、そういったところで例えば、地元がしていくとか、地元が負担していくとか、いろいろな方法が考えられると思いますけれども、町が全ての負担をするということではなくてですね、地元でも応分の負担をしていただくということが大切なことだろうと、こんなふうに思っています。水道料金が上水と同じような状況になるとかですね、そういうふうになればその中から差額だとかそういったものを、そういったものに振り向けるとか、そういうふうな形が取れるわけでありますので、そういったことで地元がですね納得する中で対応をしてみたいとこんなふうに思っております。全ての施設にですね浄水装置を早急に設置するということは、もうなかなか効率的だとかそういったことには難しい所もあると思いますので、接続できるのもの、また統合できるもの、そういったものには積極的につて言うんですかね優先的にそこらへんのところ進めていく、こんなことが必要になってくるとこんなふうに思います。小横川地区につきましては現実にクリプトが検出をされているところでありますので、小横川地区と先ほど言った調整ですかね、そういったことで地元の皆さん方と調整ができれば事業を進めてまいりたい、こんなふうに思っております。以上です。

○堀内（6番）

ただ今、地元との調整を図りながら設備と運用を含めた内容での推進をすると回答をいただきました。最後になりますけれども、非常に水の関係につきまは非常に生活に対して非常に重要な位置になりますので、少なくとも全部の町民がやっぱり安心して生活できるようになると思いますが、その中で今後の考え方を最後にお聞きしますけれども、上水道の統合の関係、あるいは下水道の統合という将来的な構想がもしあれば、ちょっとお話いただきと思いますがいかがでしょうか。

○町 長

水道ビジョンだとかそういった形の中で捉えられておるとは思いますけれども、私は上水道があって簡易水道があって地域の水道があってと、こういうふうな形になっているかと思えます。それぞれの経過もあるわけでありましてけれども、簡水の中ですと料金差、こういったものも非常にあるわけでありまして、地域差もある。これからそれを担っていく人たちが段々減ってくるということになりますと、多くのものを支えていかなきゃいけないということでもありますので、そういったものを解消するためにも簡易水道、上水といきなりこう一緒になるっていうことでなく、できる所は良いんですけども、段階的にでも簡水の組合って言うんですかね、そういったものを町として簡易水道を運営していくと。それで料金設定だとかいろいろなものが大体レベルが一緒になるとか、そういった段階で当然起債だとかそういった償還もあるわけでありまして、そういった中で一つに町一つが最終的には統合して上水と。今、必ずしも接続ができなくても経営統合っていう形でできるわけでありまして、そういった面で一つになっていくのがいつの将来になるのか分かりませんが、一番良い方法だろうとそんなふうに思っています。ただ、飛んでるポンポンという所はですね全部が全部そういうふうにはいかないってことあるかもしれませんけれども、それがそんなふうに考えています。

○堀内（6番）

将来的なビジョンに基づいてですね推進をいただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議 長

進行いたします。質問順位12番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位12番 議席4番 中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

私は今9月議会一般質問では事前に通告してあります、「観光事業の取り組強化で元気なまちづくりの推進を」と題して質問やら提案をいたしたいと思います。現在、国では、人口減少克服と、地方創生で活力ある元気な地域づくりを進めているところであります。当町においても総合戦略推進会議を立ち上げ、10月をめどに「住み続けたい町。帰りたい、戻りたい町。住んで見たい町」を目標に掲げ、「町に仕事を興し働き場所を作り、町に新しい人の流れを作ろう」「結婚出産、子育ての出来る町」「安心して、暮らせるまちづくりを目指す」として取り組展開中とお聞きしております。そこで私はまず1点目の質問でありますけれど、観光で元気なまちづくりというテーマでありますので、町長に観光事業についての考え方、思いを聞きたいわけでありまして、町を元気にして活力あるまちづくりにするには、私は優良企業の誘致が一番手っ取り早い手法ではないかとこんなふうに常々思っておるところでございますが、現状の情勢下や辰野町の条件の下では極めて難しい実態にあると思えてなりません。また、移住定住促進等の事業展開のことにつきましても、日本中が人口減少やその歯止め対策で汲汲としておる状態でありまして、今や既に条件によってそのことが決まるというような条件闘争に入りつつあるというような感じもしてなりません。そこで質問と提案をいたしますが、まだ規模的には小さく今後待つところも大ではありますけれども、観光事業の展開を推進強化し町の発展に繋げる方策が一番手っ取り早いのではないかと、こんなふうに考えまして質問するところでございます。恵まれた辰野町の自然とホテルをはじめ多くの観光資源を武器として、観光事業の振興を推進し交流人口の増加を図り産業振興に繋げることにより、町も大いににぎわい発展するものと確信をいたしているしだいでありまして。そこで町長に質問しますが、今後の町創生総合戦略推進会議の方向を踏まえてのこととなるとは思いますが、現時点で町長個人として観光事業に対する考え方や思い、また今後の観光事業に向けて展開する施策等について、その点につきましてもお考えをまずもってお聞きしたいと思っております。何を仕事を始めるにしても町政については町の町長の思いが一番大切であると私は思っておりますので、まず町長のお考えを質問いたします。

○町 長

中谷町議さんにお答えをしたいと思います。いつも中谷町議さんにはいろんなご提案をいただいて、本当にありがとうございます。今回は観光事業ということでご提案をいただくわけでありますけれども、観光事業っていうふうに考えてみますと、ちょっとすごく大きいものを背負わされたかなっていうふうに感じておりまして、事業っていうふうになればそれで観光事業として生業を立てていく。こういうふうになるわけでありますので、何か重いなあって感じながらお話をさせていただきたいと思います。ほたる祭りですとか、いろいろの行事だとかそういったものが一過性っていうんですか、ある程度特定の期間のものでありますので、事業というふうに考えればなかなか継続性が、こう繋がっていきませんのでなかなか難しいところがあるかと、こんなふうに思います。しかしながら、どちらが先か後かっていう話はまあ別としまして、観光によりまして事業をやっていくにはそれなりの設備だとかそういったものも投資しなきゃいけませんし、そこに関わる人たちいろいろの資源を見つけていく、そういったことが必要になるろうと思います。町がそういった事業を積極的に進めていくっていうのも、今まで取られてきた面もあるわけでありますけれども、観光事業として事業化を図ってきたのはパークホテル、たつの荘をパークホテルにするようなことも1つの事業であるし、かやぶきの館、こういったものを事業として地域の活性化に向けて地域の雇用もしたりとか、そういったことで事業展開をしてきたところでもあります。当初はそういったものが造って「さあ、どうぞ」補助金をもらって「どうぞ」。パークの場合には月賦でずっと返してきたわけでありますけれども、そういったことがですね今になってまいりますと、あっちが傷んだこっちが傷んだ、もうぼつぼつ建て替えなきゃいけない。人が減っちゃったから今度の指定管理料を今まで900万円だったの、今度1,900万円にしてくれとか、そういうふうな形になっていきますとなかなか町が事業主体となってやっていくということは厳しいものがあるかと、こんなふうに思っています。そういった中で理想っていうんですか、私の考えている「まあ、良い」というのはやっぱり民間の皆さん方が事業として成り立つ、なんとか事業としてやっていける、こういったものを提案していただくなりいろいろすれば、それに対して町としてはどういったこのお手伝いができるかとか、そういうふうなことになっていくんではないかと、こんなふうに思います。今度のいろいろの関係で特産品だとか、こういったものはですねそれぞれ今回もほたる祭りの時に、この八十二の前でもってですね業者っていうんですか塩尻のコーヒー哲学さんが出してい

ただいて、その中に特産品を町の特産品を展示していただいて、それを売っていただいたってこういうことがお願いをして、どうしてもただあっちの店、こっちの店で売ってたってなかなか難しいんで、1つにまとめる。買い取ってやるっていうことは非常に難しいし、リスクがあることですのでそこへ出していただいて委託販売、そういった形でやってもらえばどうかなということで、かなり間際になったんですけれども無理言ってやっていただいたんです。そういったことでうんとみんなが来て、ってそういうふうに思っていたんですけれども、なかなかPR等もなくてできなかった。そういった延長線上でそういったものができれば良いわけでありましてけれども、やっぱりどこかの所でもって兼ねてやっていただく事業としてやっていくにはそういったものもやって、みんながそれに携わって作ってこういうふうに出していく。そういったものがあって町が活気づいて、こういうことになろうかとこんなふうに思います。ただ、今の言う事業っていうのは本当に事業であるけれども、そうでなくて観光だとかそういったものを盛んにしてですね、町のにぎわいを戻す、それに携わる人たちも元気になれる。自分たちもなるし周りもなっていくっていう、そういった観光、観光の部分についてはですね非常に大切なことでもありますので、そういった観光はいろいろの面で検討をしていかなきゃいけない、そういった事業だろうとこんなふうに思います。町のにぎわいを戻す、取り戻す、こういったことにも広く大きく関わってくることでありますので、そういったものも視野に入れて、どういうところができるか、こんなふうに考えていきたいとします。ただ何て言うかね、私もずっと悩んで、じゃ、どういうことをすればそういったにぎわいが、人が集まって来る、そういった要素を作れるかなって常々考えているわけでありましてけれども、なかなか二番煎じだとかそういったこともあるんですけれども、例えば外の集落に蕎麦屋さんをたくさん集めてきて、そういう所へ行けばいつでも蕎麦が食べれるからみんな来てもらおうとか、1戸1戸こういうふうにあってもなかなかお客さんが、固定のお客さんが行ったり、たまに寄ったりですのでそういったことでもってお客さんを集める方法も「ああ、良いかな」と思うんですけれども、やっぱそういった人たちが集まってもらって、そういった参加してくれる人がいなきゃできませんので、そういったものもあれだろうと思います。小野の宿場だとか、よその所にしましても木曾の方へ行けば町全体がそういったものを行っている所ありますので、どうしても小規模になるとそれなりのよそにない特色を出していかなきゃいけないっていうことでもありますので、そういったものをどういうふうにすれば出していけるかな、こんなふうに考えていると

ころでありますけれども、地域の皆さん方とそういったものを今度はいろいろの形で地域の特色出していただいていますので、そういったことも含めて関連付けていければそういったものも観光に結び付くかなとこんなふうに思っています。いろいろの提案も出していただいでですね、町には観光協会、こういったものもあるわけでありまして、そういった皆さん方ともいろいろのアイデアを検討して行って町の活性化に繋がれば非常にありがたいなと思っています。長くなりましたけれども今、なかなか同じように悩んでいるっていうことをお伝えしながら考えにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○中谷（４番）

ただ今の町長の説明や考え方をお聞きしましたけど、確かに町が太鼓を叩いてどんどんこれをやるというような仕掛けのものではないと、私も観光事業については思っております。私はこれから提案をしますけれども、いくつのものもあるけど大きいもの小さいものいっぱいあります。そういうものを組み立てて将来を展望して1つずつ着実に一つのものに仕上げていくと、こういう取り組みをしなければいつまでたっても、せっかくの観光地も観光化の町として売り出せないということですので、また終わりにになりましたら観光協会やら地域の皆さん方の強いそういう要望を実現できるものから取り組んでいくとこういうことを積極的に町長に応援をしてもらいたいと、こういう質問でありますので、よろしくお願ひします。続きまして2番目の具体策と言うか提案されていることだとか、あるいは私の考えとか質問をさせていただきます。7項目となっておりますので順次提案を申し上げ、お答えを賜りたいと思います。昨日と本日でいろいろ関連した質問、提案もなされておりましたして重複するところもあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。具体的な観光問題の取り組みのまず1点でありますけれども、私、観光事業っていうのは非常に専門的な知識や将来を展望した取り組みが必要ではないかということでもありますので、コンサルタントを導入して辰野町の観光事業のあり方や組み立て、今ある資源の活用方法、それから将来どういう観光にするかといったような将来展望を含めたコンサルタント事業に取り組んではどうかと、こんなことをまず申し上げますとともに、この組み立てを進める組織を立ち上げてはどうかと、それでその専門的な組織でコンサルタントを入れたり、専門家の寄り合いの中で辰野町の観光を具体的に取り組み方法、あるいは現在上がっている要望等をどのように取り入れたら良いかってそんなようなことを専門的に検討する機会等を組織を作ったらどう

かと思いますので、そこらの点につきましてお聞きをしたいと思います。よろしく願いします。

○町 長

確かに観光資源というのを非常に乏しいってことはありません。たくさんあるんですけれども、それがなかなか結びついていかないってことが原因かと、こんなふうに思いますけれども、コンサルをいきなり入れて「じゃあ、どうだ」って話も1つには考えられると思いますけれども、先ほど申し上げました観光協会さんにまず投げかけてですね、その中でもってどういうふうな戦略ができるか、そういったことでなかなか難しいとか、なかなかそういったものを考えるあれができないってことになれば、そういう専門の人に頼んでやってもらうのも1つの方法かと思いますが、とりあえずは観光協会だとか、そういったところを主体に考えて町の観光審議会もあるわけでありますので、そういった所でもう少し掘り下げてから考えてみたい、こんなふうに思います。

○中谷（4番）

そういうことでぜひ、今後のお願いでありますけど、検討するような組織、あるいはコンサルタントの導入等についても検討していただきたいと思います。なお、従来は予算的な面でどうも「とりあえず取り組めないよ」というような返答が多かったわけでございますけれども、今回は地方創生事業等もあり、こうしたコンサルタント事業なり、観光事業を町が取り組むということになれば予算付け等もかなりしやすいと思うし、今の町の予算等も含めて今回は予算的なものについては考えられると思いますので、ぜひ前向きに検討をいただくように提案をして次の質問に移りたいと思います。次に2点目の質問でありますけれども、私は情報センターパルティスの利用について提案をしたいと思っておりますけれども、現在事業方式で管理委託をしてやっているところでありますけれども、契約更新の時期が来ているということをお聞きしましたので、この際、町が観光センターというような形で、あそこを利用するようなことは考えられないかというようなことで提案したいと思っております。町当局または、関係組織で運営して観光の情報提供や観光案内所的業務、また町の特産品や町の特徴ある農産物の直売所機能を持った観光センター施設にしたらかどうか。質問します。施設の運営や将来の採算性や施設改装資金等についても問題が多いわけでありまして、観光事業の推進や町民の要望の多い辰野町の土産品売り場、特産品や農産物の販売所、ほたる祭りの時の休息施設、ま

た将来は食堂等もシェアに入れたものとするれば、大いに駅前通りの活性化に繋がることもできるのではないかと、こんなようなことを思って提案するしだいであります。運営については別途検討するとして、施設改修等補助事業は国の地方創生事業を持って対応できないか、併せて質問をいたします。実現できれば、観光推進や産業振興の発展に大いに繋がり、元気なまちづくりに一段と弾みがつくのではないかと、こんなふうに信じるものでございます。町当局の見解はどうかお尋ねをいたします。

○まちづくり政策課長

今、情報センターパルティスにつきましては、まちづくり政策課が担当しておりますので、現在の情報センターパルティスの状況をご説明申し上げます。観光情報センターパルティスにつきましては平成13年に開館いたしまして地域情報化の推進施設、また研修室も併設されておりました、誰もがインターネットの利用体験ができる施設、また研修室の方も有料で貸与できる施設として運営をしてきました。平成18年からは指定管理者制度を導入して民間に運営管理をお願いしてきているわけでありまして、利用状況でありますけど、開館当時の平成13年度には利用者数が1日平均30人ほどおりました。平成14年に1日の平均利用者が39人と、この時が一番ピークでありまして平成25年度には12人まで減少しているのが現状であります。開館後10年以上を経過しましてその間、インターネットは各家庭に普及し、スマホなどの普及により今行っている事業内容が現在の住民ニーズに合っているかを考えた時に、今事業内容の見直しをせざるを得ないかなど思っているところであります。来年度の3月31日で現在指定管理を行っている事業者との指定管理期間が終了いたします。この機会に事業内容を含めまして次年度以降の指定管理者の公募を行うかどうかを現在検討しているところであります。また議員の質問の中に「地方創生で改修費を」ということなのですが、現在までのこの地方創生に関する交付金では工事費みたいなものは認められておりませんので、また来年の新型交付金がそういった工事費等に対応できるものになるのかって言うと、定かではありませんので現時点では改修費に当て込むのは無理かなと感じているところです。以上であります。

○まちづくり政策課長

すみません。先ほど指定管理の期間が来年度の3月31日と説明しましたが、来年の3月31日でございます。失礼いたしました。

○産業振興課長

具体的に情報センターへの活用についてご提言でございますので、その点につきまし

て答弁させていただきますけれども、議員おっしゃるように駅前という立地条件の良い場所にある施設でございますので、観光のパンフレットですとか、映像の情報を提供したりですね、町の特産品ですとか農産物の販売所だとか、食事のできるレストランだとか、そんなようなものの必要性っていうものは感じております。しかしながらこの情報観光センターパルティスでの運営となりますと町の直営では難しいものですから、観光協会が運営することを考えたわけでありましてけれども、現在の観光協会は事務局を町で担っておりますので、職員が兼務を含めて限られた職員数で対応しております。ここに設置するということになりますと分室の設置のような形になろうかと思っておりますので、こういったものは効率面からも難しいのかなと思われまして。例えば、この観光協会が将来的に法人格を取得したりですね、旅行業みたいなもので収益事業を扱えるような組織になってくれば良いわけですがけれども、現状の中では少しハードルが高いと思われましてけれども、観光協会の中で検討をさせていただきたいと思っております。

○中谷（４番）

ただ今、課長の説明を聞きますとどうもまだそういう情勢ではないというように判断をしていますけれども、私は観光振興のためには要的な施設がどうしても必要で、もちろん観光事業については町当局が直接やっても良いし、委託してもどういう方法かについては今後考えるとこととして、まちづくり政策課長の話にもありましたようにパソコンやいろいろの情報関係については一定の成果を上げてきているということの中で、新しい方法も何か利用方法等についても検討の必要が私はあると思っておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いするということで、また再度検討してみてください。駄目なら無理してやることはありませんけれど、観光事業に繋がる基地になりますのでぜひそんなものを考えてさっきのコンサルタントみたいなこと、あるいはこういう観光事業を推進するための基地とそういうようなものが１つ必要だということですので、理解をいただきたいと思っております。続いて３点目の質問であります、観光事業で振興で、交流人口の増加を図るため、その手法として本来の目的ではありませんけれども、その手法の一部に利用ということで、新たな姉妹都市構想を推進してほしいが町の考えはどうかということをお尋ねしたいと思っております。現在、鋸南町やワイトモとの提携を結んでおるわけですが、これはこれとして立派な提携であり、成果が上がっていると私は信じております。今回観光事業と連動したということで新たに都会の市町村や東京の区との提携等ができれば、観光や交流事業が進み、人の流れが可能となります。交流人口増加や将来

移住定住促進も可能となり、大きな仕事の一步が築けるものと思われます。町当局の考えや今後の取り組み、現在での思い等を質問したいと思ひます。姉妹都市構想についてどのようなお考えかちよっとお尋ねするところであります。よろしくお願ひします。

○産業振興課長

姉妹都市構想でございませけれども、交流を現在ですなやっっているような経済にしろいろんな実際にやっっている下地のあるようなものがあつて、それを町が応援していくというような交流っていうことであれば意味深いものがあると思ひます。今、創生総合戦略に位置づけを検討中の、町への新しい人の流れを作ろうという基本目標の実現に向けてそのような有意義な交流が実現できるならば、検討をしていきたいと思ひます。先ほど鋸南町の話がありませけれども、既に締結している自治体との交流の推進も重要でございませるので、鋸南町とも内容の濃い交流も進めていかなきゃいけないと考えております。

○中谷（4番）

ぜひ、検討を進めてみていただきたいと思ひます。姉妹都市が実現すれば交流事業で観光の宣伝浸透、それから体験学習や観光事業による交流、企業の誘致や促進も可能となつてまいります。我々も大いに情報提供を行いますので町当局としても積極的に実現に向けてご尽力のほどをお願いして次の質問に移りたいと思ひます。続いて4番目の質問でありませが、辰野町の観光事業といつても、まだ規模も小さく1泊2日のコース設定が多少難しいくらい規模でありませ。ぜひここで町内観光1泊2日コース。近隣観光地とのセット、これによりまして1泊2日のコースをぜひ設定していただいて推進をお願いしたいと思ひます。また、ほたる祭りの前後の観光や宿泊対策も非常に問題化しておりまして、夜の観螢だけではもったいないということで辰野町を観光したり、せめて1泊ぐらいして帰りたいという希望も上がつておりませるので、ぜひそんな仕組みを考えてほしいということで提案するしだいでありませが、お互いに補完し合う近隣市町村との連携プレイが大変に重要と思ひませが、現在、上伊那北部や諏訪圏、上伊那広域連合との連携や観光事業の共同した取り組状況や活動状況についてどのように進んでおるのか、ぜひ状況について説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○産業振興課長

この近隣市町村との連携につきましては過去も何回かご質問がございませけれども、重複する部分もございませけれども、上伊那北部観光連絡協議会、これは辰野町、箕輪

町、南箕輪村で構成をしております。主な事業として飯田線と天竜まったり散歩ということで今年、第3回目になりました。今年は6月の20日に行いまして10キロと15キロのコースを実施いたしました。参加者は145人ありました。それからここでは観光物産展ということで、今年は11月に都内において実施をする予定をしております。それから始めて研修会をやる予定をしております、この3町村の観光の職員が中心になりまして辰野町で実施をする予定をしております。それから、パンフレットがございませけれども伊那谷北部の旅というパンフレットも作成をして、各所に配布をしております。それから塩嶺王城開発協議会であります、辰野町、岡谷市、塩尻市で構成をしておりますけれども、ここは塩嶺王城パークライン-halfマラソン、これは第17回を実施いたしました。今年は5月31日に実施しております参加者が637名ございました。それから塩嶺王城ロングトレイルコースの現地調査ということで、自然観察会も実施いたしました。これは7月の10日に実施しております。それからこのトレイルコースでは辰野の大城山まで来るような鶴ヶ峰も展望台も含めてですね、新しいコースを開発したいということでやっております。それから10月の4日に実施予定ですが初期中仙道ウォーキングということで岡谷から来るコース、それから日出塩の塩尻から来るコースということで、最終的には小野駅に集結するわけですがけれども、こういうウォーキングもちょうど弥彦神社、小野神社の例大祭に合わせて実施をする予定をしております。それから産業観光事業ということで、先ほどの宇治議員のご質問の答弁にもございましたけれども、産業観光のウォーキングモニターツアーということで11月に実施を予定しております。それから上伊那観光連盟でありますけれども、上伊那の市町村、伊那バス、JR東海、上伊那地方事務所、広域連合で構成をしておりますけれども、ここでは上伊那のパンフレットですとか、マップの作成をしておりますたり、受け入れ体制の整備もしております。昨年度ギャップ調査っていうのを実施いたしましたけれども、この結果を分析しまして旅づくり塾、ワークショップを使ってですねこういう旅づくり塾を開催しまして新しい商品の開発を行っております。また、新宿の西口において先日9月の1日と2日に観光キャンペーンも実施をしております。それから諏訪圏っていうふうに先ほどご質問ありましたので、「ズーラ」という組織がございませ。「信州諏訪温泉泊覧会」でありますけれどもこれは岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、それからここに塩尻市と辰野町の観光協会と商工会、市町村もですけれども入りまして、あと諏訪湖の温泉旅館組合で構成しておりますけれども、このズーラでは食べ歩きですとか、

アート、歴史文化などを紹介しましたり、辰野でも吊るし雛ですとか、おやきづくりですとか、いろんなイベントをかやぶきの館ですとかパークホテルですとか、そういった所で開催をしております。そんなところです。以上です。

○中谷（４番）

今、課長からお聞きしたように大変、近隣市町村とは連携を持ちながら積極的に推進をしているとこういうことでありますので、大いに連携を強化して先ほど申し上げたように、辰野町で一泊二日のコースが作れるように最低でも作れるように相互乗り入れで観光事業の振興を進めてほしいとこんなふうに思います。また、今少し話題になっているのはほたる祭りの前後の観光っていうものをもう少し考えて、夜のホタルだけじゃなくて昼間も観光すると、できれば泊まっていくと。そういうような宿泊体制等も連動した今後の考え方を作っていかなきゃいけないだろうと、こんなふうに私は考えておるところでございます。時間の関係もありますので、次に進みます。続けて５番目の質問でありますけれども、新たな観光資源の発掘や観光資源化としての活用について提案及び質問をさせていただきます。ホタルをはじめ多くの観光資源を保持しており、今後どう組み合わせ発展させていくかが辰野町の観光事業の上で大きな課題であります。大きな連携では専門家でないので表現は適切か少し心配でありますけれども、私の所に届いております地元の皆さんやら、町民の皆さんのご意見やら提案を続けて発表しますので、また後ほど検討をさせていただくということで、お聞き取りのほどをお願いしたいと思います。前段、宇治議員の方からも出ておりましたけれども、ＪＲ利用の話がありましたけれども、私は飯田線の観光資源化ということで今も課長の方からもお話がありましたけれども、これをもう少し強化して広域的に「ゆっくり伊那谷を眺める旅」というような仮のテーマでありますけど、そんなようなこと。あるいは「ほたる祭りに行こう」というようなことでリニアで飯田から辰野までその電車に乗って来て、ホタルを見てまたその電車で帰るとか、そういうようなＪＲ、特に飯田線、私は飯田線の方に近いので飯田線の再利用と言うか観光資源的に利用するようなことをみんなで上伊那全体で考えていったらどうかとこんなふうに思います。また１つ先ほどもお話がありました塩嶺王城スカイラインやしだれ栗等、立派な資源がありますけれども、これを私はどうしてもお金がかかりますけれども、大城山の山頂まで伸ばして日本中心の碑も含めて、頂上から見た伊那谷の展望というものは素晴らしいものがあると、こんなふうに思いますので、予算の関係もありますけれど将来的にはそこまで一つ伸ばしていただいて、帰りは辰野へ寄っ

て行くところというようなコースに仕上げていただきたいなど、こんなように思います。また、これは私の付けた名前でありませけれども「森林浴コース」というような形を提案したいと思ひますけれども、林道西山線と横川溪谷。それから太田林道と古式ヶ城眺望、こういうようなものも森林浴コースとして将来的に考え展望の良い所を見てもらったり、溪谷を見てもらったり、辰野町をぐるっと回っていただいて観光してもらおうというようなコースに開拓できないかと、こんなように考えておるところでございます。また地域や町民の要望として「ほたる童謡公園や荒神山公園に小型の遊具を設置していただいて大変公園らしくなって良かった」と、こういう評価を受けており、大変うれしく思っておるところでございます。また私は少し欲が深いので、もう少し大型な遊具を入れて、観光として人を呼べるような、その遊具等も含めた観光施設とかできないものかと提案をしたいと思ひてます。また、ある人から言われたことでもありますけれども、「たつの海について一部釣堀を設置してもらってそういう利用を考えたらどうか」と「あまり大きな投資はしなくてもできるし、今高齢化でもって釣り人口も非常に増えている」ということで、そんな話も私の所に届いております。また、松尾峡や童謡公園、荒神山公園に町花の福寿草をもう少し増殖して春は辰野の福寿草を見に行くと。今は沢底がメインでありますけれども、そこも連動して福寿草の辰野町へ行こうとこういうふうになるように少しそういったものを増やしたらどうかという提案もされております。また、私は前々から思っているんですけれども、城前橋から新樋橋までの右岸に桜並木を造成したらどうかということで現在、ずっと水処理センターまでは企業や町の水処理センターで桜並木ができております。あと向こう1キロぐらいでありますけれども、いろいろの河川とかいろいろありますけれども、何か交渉してあそこに立派な桜並木ができれば荒神山のウォーキングロードと合わせて、天竜川の周りをウォーキングする立派なコースになるというふうに前々から思っていますので、そんなこともぜひまた時間をかけてで結構ですので、考えていただきたいとこんなふうに思っています。また、観光事業の推進のために、先ほど申し上げたように町内観光コースを設定していただいてマイクロバスやそんなものを用意していただいて、宿泊関係者に委託して予約注文、あるいは夏場に限り、土日運行するような仕組みをまず考えてほしいと。そんなことは即、軌道に乗るかどうかは別としてそういうようなコースを作って今後、普及推進していくというようなことも1つの施策でありますので、そんなようなことも検討していただきたいと思ひます。また、町民の多くからは「近い将来、辰野町に道の駅を造ってほしい」

と、こんな要望も上がっておりますので、先ほどもちょっとお話しましたが道の駅を造って、観光の推進に役立てていったらどうかとこんなふうに思っています。またふるさと納税の件につきましては先日、岩田議員から提案がありましたとお入り浴券や宿泊券を用意して故郷へちよくちよく帰ってきてもらったり、友人知人、また隣近所に配っていただいて辰野町の観光PRをお願いしたり、観光の資源等を紹介するようなことができれば非常に観光推進になるということで、宿泊券等についてもメニューに入れていただいて検討してみたいと思います。こんなふうに考えております。そんなようなこといろいろ申し上げましたけれど、もし町当局で現在こんなようなことを積極的にやろうと考えているようなことがありましたら、質問いたしますし、現在思案中であるというようなことでありましたら、それはそれで結構でございますので、何か課長の所でこんなことを将来考えていきたいなと思っているところがありましたら、お願いします。

○産業振興課長

ちょっとメモが取りきれないくらい多くの素晴らしいご提案をいただきまして、大変ありがとうございました。いろいろ参考にさせていただいて、今後できるものについては積極的に取り入れていきたいと思っておりますけれども、その中で話のありました飯田線を使った観光についてはこれは、上伊那観光連盟の方でやはり既にやっております。それから1泊2日コースっていうようなお話もありましたけれども、これもいろんな所でですね、モデルコースを作っておりますしこれもPRをしておりまして、辰野も含めてかやぶきの館ですとかパークホテルだとか、そういった所をご利用いただくようなコースも案内をしております。それからやっぱりこのほたる祭りに夜おいでいただくわけですが、昼間来ていただいた方が辰野の中で過ごしていただくとか、辰野の近辺で過ごしていただくのに、どういうふうにすればいいかっていうようなことも観光協会の中でも話題にしておりまして、こういったことも大変大事な事かなというふうに思っておりますので、これは今、検討をしております。それから福寿草につきましては前の一般質問でも出ておりますので、これはできるだけことはやっていきたいというふうに考えておりまして、ちょうど植樹の時期がこれから出てきますので沢底だとか福寿草の自生地の方に相談をしまして、できることについてはやっていきたい。取り組んでいきたいというふうに思っております。あと、いろいろありましたけれども、今町で新たな観光資源の発掘っていうようなご質問が書いてありましたので、今の考えてお

りますのは、信州シルクロード連携協議会が先ほど宇治議員の質問の中でも出ておりますけれども、岡谷を中心にですね、これが今進んでおりまして辰野町でも繰糸鍋の赤羽焼がございますし、それから横浜を開港した小野光賢、光景のこういった文化もございますので、これらを新たな観光資源として考えていきたいと。たまたまこの富岡製糸なんかは外国人も非常に多いということもございまして、インバウンドの外国人向けですねパンフレットですとか、いろんなPRができるようなものについてはホームページの充実ですとかそんなようなことも考えております。そのシルクを使ったようなものについては新たな観光資源になるかなということで研究中でございます。

○中谷（４番）

はい、ありがとうございます。いろいろ申し上げたもので突然のこともあったり大変だと思いますけれども、いろいろありますけれどできる所から一つ、一つずつ考えていただいて前へずるように、ぜひお願いをして次の質問に移りたいと思います。６番目の質問であります、これは観光事業については非常に投資がかかるということで、しかもそれが即、経済効果が上がってくるとこういうようなものでないので、なかなか思い切った投資ができないでいたわけでありましてけれども、今回はある程度地方創生の中でも予算的措置ができそうだと、こんなことでありますので真剣に一つ、一つでも救い上げていただいて事業推進に当たっていただければありがたいと思いますし、地方創生事業の補助メニューに連動できそうなこともあると思いますので、ぜひ検討していただいてよろしくお願ひしたいと思います。施設や道路整備については、当然、政治力や近隣市町村との連携が必要であります、町独自で実現できる企画についてはぜひ観光振興を通じて町おこしということで連動して今回仕組むようお願いを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。７番目の最後の質問でありますけれども、先だって第67回ほたる祭りの総括の総会も終了し、町の最大のイベントも終わり関係者一同ほっとしているところであります。少しホテルの出現は少なかったものの、テレビ放映全国番で源氏ホテルを育てる町として全国放送され大変有名になりました。来年の第68回ほたる祭りには全国より多く観客訪れると思っています。そこで質問であります、素朴な素人の質問でありますのでお聞き取りをいただいただけで結構でありますけれども、ほたる祭りやホテルが辰野にもたらす経済効果はいくらあるのかが、67回っていう長い歴史と伝統があるが、これがどのように町に貢献しているかっていうことをちらっと頭の隅で思いましたので、知識がなくてなかなかどのくらいあるというようなことも想像できま

せんが、今後、ぜひほたる祭り、ホテルは辰野町にこのくらいの経済効果を及ぼしているよというようなことで、町民みんながほたる祭りを理解し、積極的に取り組んで推進をいただけるようなことの中で、そんな調査等も取り組んでいただければありがたいなと、こんなふうに思っているところがございます。また祭りは盛り上がり、町民が楽しめる行事としては最高の企画であると私は思っています。経済効果資産と経済効果波及手段をぜひ検討して、本当に第100回ぐらいの時はものすごいホテルで町おこしができたと、こんなようなふうに総括ができるように、ぜひ進めてほしいと思います。ホテルやほたる祭りは町の観光事業の柱でありますので、当然こんな効果があつて将来はこんなふうになるっていう大きな夢を持ちながらほたる祭りを盛大に盛り上げていきたいなと、こんなふうに常々思っておるものがございます。時間もまいりましたので、以上で質問は終わらせていただきたいと思いますけど、最後に観光事業の推進は、町の流れを変える大きなチャンスと捉えております。地方創生事業で国の予算措置も付きやすいと考えられます。どうかこの時期を逃すことなく、積極的に観光事業の振興を検討いただきたいと思います。また、先人や先輩諸氏が大変な努力で築き上げてきた観光の町、芸術の町を発展させ後世に引き継いで行くことが、今の私どもに課せられた責務でないかと感じるしだいでございます。関係各位の英知と力を結集し、観光事業の再構築に取り組むよう強く提案して、私の今回の一般質問を全て終了いたします。

○議長

ただ今より、暫時休憩といたします。なお再開時間は午後3時25分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 8分

再開時間 15時 25分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位13番、議席5番、山寺はる美議員。

【質問順位13番 議席5番 山寺 はる美 議員】

○山寺（5番）

通告に従いまして3点質問をいたします。はじめに産業振興と観光に関連した質問を2問と、3問目は6月の一般質問の際に納得できなかった両小野小学校の学童クラブの補助金の申請について質問をさせていただきます。

それでははじめに、有害鳥獣のシカ肉を町の特産品にできないかという質問をさせて

いただきます。長野県は日本ジカによる農林業の被害が深刻化しており、平成24年度の長野県の野生鳥獣による被害は12億 6,000 万円で、日本ジカによる被害はそのうちの35%、4億 4,000 万円に達していると言われていています。町内でも今年 1,000 頭のシカを捕獲する協定を県と町の猟友会が結んだとのこと。しかし、そのシカは近くに処理施設がないために、自家消費するほかは、ほとんど土に埋めているのが現状のようです。シカをはじめとする野生鳥獣の肉はヨーロッパなどではジビエと呼ばれ、秋から冬の味覚として楽しまれている食材です。私たちも昔から、シカのスモークした肉やシカ刺し、焼肉などを猟をする人からいただいて美味しく食べさせてもらっています。県ではこのような点に注目して資源と価値を見出し、有効活用しようと本格的に取り組み出しました。辰野町でも昨年青年会議所の発案で、一流のシェフをお招きしてジビエ料理の講習会と試食会を3回行いました。「信毎」「たつの新聞」「日報」にも取り上げられ、大変好評でした。町でも何件かメニューに取り入れ提供したと思われませんが、1年経った今の進捗状況をお答えください。

○産業振興課長

それでは山寺はる美議員のご質問にお答えをしたいと思います。有害鳥獣のシカ肉を町の特産品に活用できないかということで、昨年ジビエ料理に取り組んだ、その後の進捗状況でございますけれども、今議員のお話にございましたように昨年、辰野青年会議所が県の地域発元気づくり支援金事業で事業を実施しております。町と町観光協会も後援という立場で協力をいたしました。この取り組みはジビエ料理を提供してジビエ料理の普及に貢献している飲食店のシェフが講師となりまして、ジビエ料理講習会と試食会を3回開催いたしました。ジビエ料理講習会では地元飲食店にジビエの美味しい料理方法を知っていただき、ジビエ料理試食会では地元の住民の皆さんにこの料理のおいしさを知ってもらうことができました。講習会には43店が参加して、試食会では120名の参加があったようであります。その結果、辰野町と辰野青年会議所には箕輪の方も入っておりますので、箕輪の方も一緒になってやったわけですが、12月限定、ジビエ料理提供企画が開催されまして、13店舗の参加、ジビエ料理、約800点の注文があったということでございます。辰野町として取り組みをしたものとしまして、先ほどの信州諏訪温泉泊覧会のズーラという構成がありますけれども、ここのズーラの企画におきまして晩酌企画、ジビエ料理を食べようという、そういう企画を作りまして町内の3店舗でジビエ料理の食べ歩きイベントを開催をいたしました。定員が20名でありましたけれども、満

席で大盛況であったということでもあります。このことから非常にジビエに関する、対する関心だとか、需要が高いということが分かりました。地元のジビエに対する関心とニーズから今年はこの地域にジビエの加工施設を設置して、地元飲食店等で消費できなかったということで、今調査研究をしているところでございます。そのためにはいろんな団体と連携をしなければいけないわけですが、まず、捕る、これは猟友会の皆さんの協力がなければできませんし、それから運搬をしてきて加工施設を造って、加工施設も設置場所だとか難しい問題、担い手の問題とかありますけれども、そこで加工をして、それを今度販売する、提供、お客様に提供するというこの循環の輪を作り出す必要があるというふうに考えております。進捗状況についてはそんなところでございます。

○山寺（5番）

はい、ありがとうございました。私も去年、この講習会と試食会に参加させていただきました。昨年はまだ店をやっていたので、もしこのシカ肉を使って何か自分の店でもメニューに提供できないかと考えていたのですが、結局やらなかったということは地元で食材のシカが手に入れることができないということと、価格的に牛肉並みです。国産の牛肉並みの値段が高いということで、とても採算が取れないなということで私は躊躇して参加、このメニュー提供には参加できませんでした。今、課長がお答えになりましたが、食材であるシカはいくらでもいるのですが、捕獲してからその固体を肉にするのに保健所の許可のいる解体所まで、鉄砲で撃ってから1時間半で運び込まなければならないという問題があります。特産品にするには安定した肉の供給が一番の課題かと思えます。シカの運び出しから、解体所の確保、肉の安定した供給、加工所の施設と確実に計画に軌道に乗せるには、いくつものハードルがあります。そこでお聞きしたいのですが、町の産業振興、雇用の確保などからの面で地方版総合戦略の中に取り上げることはできないでしょうか。

○産業振興課長

まず、民間でジビエ加工施設を造ろうという事業者がいることが理想でございます。そのような中で、実践型インターンシップ活用促進事業を機にですね、町内の事業所、この事業所は県内に5店舗の飲食店を営んでいる事業者の方でありますけれども、ジビエ加工施設を設置することを検討していらっしゃいます。こういった動きがございしますので、町では猟友会にも相談をしております、今までも諏訪の施設ですけれども県の信州産シカ肉認証を受けている加工施設とそれから併設するレストランをつくってい

る、やっているお店があるわけですがけれども、そんな所を視察もしたり、それから猟友会と一緒にですね、視察をしたり猟友会とも説明会やら、検討をしているところでございます。今後、町がどういうふうに関わっていけるのか、検討している段階でございます。以上です。

○山寺（5番）

はい、ありがとうございました。民間の方でそのシカ肉の特産品にと考えている方が今、いるというお話をお聞きしましたので、しっかり行政もサポートして一つひとつ確実に計画的に軌道に乗せてもらいたいと思います。それでこの地方版の総合戦略には乗せてもらうという考えはありませんでしょうか。

○産業振興課長

このところはですね、確実性の問題もございますので、基本計画の後期基本計画にはですねやはりこういう検討については乗せていきたいと思っておりますけれども、交付金の対象になるような関係もございますので、慎重に検討をしてまいりたいと思います。

○山寺（5番）

承知いたしました。できるだけ今その民間の方でシカ肉を特産品にしたいっていう方がいるうちに、軌道に乗せていただくよう行政のサポートもよろしくお願いいたします。

次の項目で町の大きな産業資源であるホタルの減少について質問させていただきます。町のシンボルであるホタルがここ数年、減少の一途ですが、町は何か対策を考えているかという質問に移りたいと思います。67回目のほたる祭りも新町発足60周年と重なり、盛大なうちに幕を閉じました。しかし来客数は11万人、ホタルの発生は3万1,000匹と4年前の12万匹に比べると4分の1にと激減しています。この問題を天候不順と環境の変化だけの問題で片付けて良いのでしょうか。さきの女団連の町政懇談会の折にも、ホタルの保護について質問が出されました。今回、私はもう少し深く掘り下げて質問させていただきます。辰野町の最大の観光資源であるホタル、北は北海道から南は九州沖縄まで全国各地からお客様が来てくれる観光資源はそうはないと思います。それは、先人たちが苦勞に苦勞を重ねて守り育ててきたおかげだと思います。一時は絶滅に瀕したホタルをこの7月にお亡くなりになった勝野先生の努力のおかげで復活させ、現在、松尾峡は東日本最大のホタルの名所になっています。町はここ数年のホタルの減少をどう捉え、何か対策を考えていますでしょうか。

○産業振興課長

議員ご指摘のとおりですね、ホタルがここ数年、減少をしているということにつきましては、私どもも心配をしております、いるところでございます。やっぱり、異常気象のせいだということではっていうお話なんですけれども、やっぱりこの天候に大きく影響をしていることは間違いない部分もございますので、そのへんのご理解はいただきたいと思っておりますけれども、私どもの管理の面でできるものについては、しっかりやっていきたいということの中でお答えしたいと思っておりますけれども、ホタル側の生息しやすい水辺環境を整えるということで、平成26年度から植栽管理計画の策定を進めております。平出側と下辰野側にさまざまな植栽がございますけれども、この植栽の現況調査をした上で、適切な時期に適切な方法で管理できるようなマニュアルを作成する予定でございます。下辰野側にはあんまり高木だとかないものですから、日陰がないわけですよ、これは因果関係が分かりませんが、本年度のように非常に暑かった年はそういったことも影響があるのかなっていうようなことは、素人ながら推測しているわけでございます。そのへんも考えていかなきゃいけないということでマニュアルの作成を進めております。それから餌となるカワニナでありますけれども、どうしても公園の中で増殖をしていくのが一番良いわけですので、カワニナが増殖しやすいような環境を整えるために、きちんとした水路清掃と水際の除草などを徹底して管理していくということも大事なことかなと思います。また水路がだんだん老朽化してきておまして、平成24年には旧1号水路について老朽化したものを建設をしました。延長131.2メートルでありますけれども、ここの改修をしております。それから本年度から2年にわたって旧2号水路、下辰野のボックスカルバートからトイレのところの最初の水路ですけれども、ここの2号水路については大分、泥が溜まったりして老朽化しておまして延長116.5メートルありますけれども、これを一気に改修するとホタルに与える影響が心配されます。今年あそこが結構出ているものですから、リスク分散をさせるということで今年と来年に分けて取り組んでまいりたいと思っております、今年64.5メートルを実施する予定でございます。以上です。

○山寺（5番）

はい、町はそれなりに努力をなさっているということです。先日の女団連の質問の中でお答えになった「町職員で平成8年に辰野町のホタルを育てる会を設立している。現在27名の会員がホタルの調査研究、生息環境の整備の情報交換に参加している」というお答えがありました。その具体的には何をどのような形で月に何回なのか、年に何回な

のか、その活動の方法と言うか活動を報告していただきたいと思います。

○産業振興課長

はい。ホタルを育てる会はですね、年に春、総会をやりましてその後、秋に落ち葉を拾ったりですね、水路の清掃作業をやったりしております。それから、今年はやっておられませんけれども、そうです、大体そんなところですかね。あとホタルの調査をですね松尾峡、ほたる童謡公園のホタルが終わると今度は町内でゲンジボタル、ヘイケボタルが各所で見られるわけですけれども、その調査のお手伝いもしております。それから過去にはですね、講習会なんかも行ったりしております。水路の清掃が主な活動となっております。

○山寺（5番）

それはボランティアでやっているんですか。

○産業振興課長

はい。

○山寺（5番）

はい、ありがとうございました。それでは次の質問ですが、ホタル保護の育成のために協力金としてお願いしている入場料、今年はいくらでそのお金はどのように使われているのでしょうか。

○産業振興課長

ホタル保護育成協力金は平成15年度から始まりまして、300円で始まったわけですが、本年は500円に値上げをさせていただきました。本年度の収入額でございますけれども6月の11日の木曜日から21日の日曜日まで11日間いただきまして910万8,320円であります。昨年に比べまして185万2,670円増加をしております。

○山寺（5番）

使い道は。

○産業振興課長

この用途っていうご質問でありますけれども、ホタル保護育成協力金はほたる童謡公園の管理事業に充てるようにしております、予算上はこの収入があった時にはほたる童謡公園使用料で受けます。翌年度の予算を編成する段階で基金に積み立てるかどうか、まちづくり政策課の財政の方と一緒に判断をしております。本年度の収入金額について今の900万円あるわけですけれども、これを来年、平成28年度の予算を組む中で、私ど

もとすれば基金に積んでいきたいわけですがけれども、一般財源もなかなか厳しいところがありますので、ここで余裕がなければ、ほたる童謡公園の管理事業、特に旧2号水路の改修工事等がございますので、ホタル保護育成の管理の歳出に充当をして、なお残金が出ればホタル保護育成基金に積み立てるようにしていきたいと考えております。平成26年度末の基金残高は、決算書でございますように1,361万2,171円でございます。以上です。

○山寺（5番）

はい、私も議員になって初めてその決算書たるものを見せていただきまして驚いたのですが、このホタル保護育成のために集めている入場料は一般会計、ほたる童謡公園の使用料として一般会計に入れているんですね。そして支出はほたる童謡公園の管理料として歳出しているわけですね。ホタルの公園ですので公園の管理運営に入場料を使うということに異存はないのですが、そのほとんどの使用が公園の草刈とか、その水路を直すお金だとか、樹木の植樹、水路の掃除に使われていて、ほとんどその金額に費やされていて、もう少しですね違う面でホタル保護の育成に使ってもらいたいなっていうのが感じたところなんです。このお金は本当ほたる祭りの会計とは全く別会計のもので、今年なんか26年度の基金に入れるお金が1万ちょっとぐらいでしたよね、確か。そうではなくてもっと基金に積み立てていって、ホタル保護育成の違う面で使っていってもらいたい。ということで次の質問にまいります、ホタル保護育成のために町内の有識者でも、町職員のOBでも、または職員でも良いのですが専門的にホタルの保護育成に携わってくれる人材を置く考えはありませんか。これは町長にお尋ねしたいと思います。

○町長

ホタルの保護って言うんですか、研究に長年ご尽力いただいた勝野先生がお亡くなりになったってということで非常にショックを受けているわけでありましてけれども、勝野先生も現役時代は先生をやりながらそういったアドバイスをしてくれたり、それからその後はいろいろの所で携わってやっていただいたって、そういうことであります。正規の職員があそこに専従になってずっといたということはないわけでありましてけれども、このところで何年かやっていただいた方が体調悪くて辞められたもんですから、また代わりの方いたんですけれども、またお辞めになるというようなこともありますので、そういったことに興味があってやっていただける方がいれば、ぜひまたそういった人をお願いをしてやっていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。役場の職員を専属

として置いたらどうかという考えもあるわけでありましてけれども、その職員がそこへ専従ってなると、それなりの覚悟をもってそこにいなければいけないわけでありまして、一般職員として採用した職員ということになると、その所からほかの所へっていうなかなか難しいところあるんで、そこらへんのところが課題かなって思っています。何とかその中心になって見守っていただける人っていうのは、本当に必要なことだとこんなふうに思っていますので、重要な課題である、こんなように思っています。

○山寺（5番）

はい、ありがとうございます。町長も前向きに考えていただいているようで、ありがとうございます。ホテルに詳しい人の話によれば安定的にホテルを発生することは可能なのだそうです。今後のホテルの保護育成のために専従職員を入れて、しっかり力を入れて行っていただきたいと思います。遠方よりのお客さまがホテルの出る時間まで町中で時間潰しに屋台や催し物で楽しんでもらうのも、おもてなしですが、何よりのおもてなしはホテルの乱舞ではないでしょうか。くれぐれも手遅れにならないように早めに手を打っていただくことを希望して次の質問にまいります。

3番目ですが、6月の一般質問の際、今年新設された両小野小学校の学童クラブの保護者負担の金額が辰野町全体の学童クラブの金額と違うのはなぜか、という質問をさせていただきました。その折に緊急支援のための先行型補助金を辰野町が申請して、両小野小学校の学童クラブの設立費用に充てたとのことでした。その補助金の申請がなぜ辰野町だけなのかを理解するために両小野小学校、中学校に関わる教育費の分担と交付金、補助金の申請について説明をいただきたいと思います。

○こども課長

それではお答えさせていただきます。両小野小学校、両小野中学校は組合立ということなのですが、組合立という点が分かりづらいかと思っておりますので、まず最初に組合立におけます教育費の分担についてご説明させていただきたいと存じます。両小野小学校、両小野中学校につきましてはそれぞれ辰野町と塩尻市の地籍の児童生徒が在籍しております。両塩尻市と辰野町が組合を組織して共同して運営をさせていただいております。小学校につきましては、辰野町の地籍に学校があるため辰野町長が、そして中学校につきましては塩尻市の地籍にあるため塩尻市長が組合長となり、また、それぞれの議会があり、予算など審議いただき管理運営をいたしております。この両組合は言わば独立した行政機関、1つの自治体ということになりまして例えば、辰野町と箕輪町と

いうふうにお考えいただきますと分かりやすいかと思えます。全く違う自治体で行っている運営をしている小学校であり、中学校であるよというふうにお考えいただければよろしいかと思えます。小学校組合の経費につきましては、地方交付税法により両小野小学校分として、辰野町に交付されます交付税としての負担金とその年の5月1日現在の辰野町と塩尻市の児童数により割り当てた負担金、その他の収入で賄われております。つまり、辰野町からは交付税分と児童数分の負担金を塩尻市からは児童数分の負担金が納入され小学校組合が運営されているわけでございます。中学校組合については、この逆となります。また、国や県から補助金をいただくわけですが、小学校分は代表して管理をしている辰野町が、そして中学校分は塩尻市が代表してそれぞれ手続きを行い納入を受けているわけでございます。以上が教育費に関わります経費の分担についての説明でございます。続きまして、学童クラブの交付金に関してでございますが、昨年度まで両小野小学校で行っておりました放課後児童教室を今年度は子育て支援の一環として学童クラブに移行いたしました。この学童クラブ事業は地方創生先行型事業に当たるとして辰野町では国に補助金を申請し、認められました。そこで学童クラブにかかる事業費として今年度1年分のみでございますが、辰野町に504万4,000円の補助金が国から入りますので、辰野町から小学校組合へ今年度のみ負担金として支出をするわけではございません。これについては塩尻市さんは管轄外でございますので、補助金の申請をすることはできないわけです。来年度からは学童クラブの事業費はほかの小学校組合の経費と同様に辰野町と塩尻市、双方でほかの経費と同様に負担することとなります。以上でございます。

○山寺（5番）

はい、ありがとうございました。両小野地区の皆さんにとっては何を今さらと思われるかもしれませんが、小野以外の私たちは両小野小学校、中学校の成り立ちを知らない人がほとんどだと思います。そんなわけで再度質問をさせていただきました。明確にご説明いただきましてありがとうございました。以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9 . 延会の時期

9 月 9 日 午後 3 時 25 分 散会